

- 【表紙】
- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成23年10月21日
- 【発行者名】 フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッド
(Finansa Fund Management Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ジェームス マーシャル
(James Marshall, Director)
- 【本店の所在の場所】 英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、
サウス・チャーチ・ストリート、ユグランド・ハウス、私書箱309
(P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town,
Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎 文 彰
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都文京区後楽二丁目 3 番27号 テラル後楽ビル 2 階
島崎法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎 文 彰
- 【連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目 3 番27号 テラル後楽ビル 2 階
島崎法律事務所
- 【電話番号】 03 (5802) 5860
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ニュース フィナンサ トラスト ベトナム バランス ファンド
(New-S Finansa Trust Vietnam Balanced Fund)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
上限見込額は、3億米ドル（23,142百万円）
（注）米ドルの円貨換算額は、平成23年10月3日現在の株式会社三菱東京UFJ
銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝77.14円）による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注)

1. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「発行者」または「管理会社」とは、1994年5月25日にケイマン諸島の法律のもとで有限責任会社として設立されたフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドをいう。
2. ファンドの受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載のない限り米ドル貨をもって行う。
3. 本書に記載の「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「円」は日本円を指す。本書において便宜上、一定の米ドル金額は2011年10月3日の株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル = 77.14円により円に換算されている。
4. 管理会社の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終了する1年間である。
5. 本書中の表において計数を四捨五入している場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ニュース フィナンサ トラスト ベトナム バランス ファンド (New-S Finansa Trust Vietnam Balanced Fund) (以下「ファンド」という。)

(注) ファンドは、アンブレラ・ファンドであるニュース フィナンサ トラスト(以下「トラスト」という。)のシリーズ・トラスト(以下「シリーズ・トラスト」という。)である。本書提出日現在、トラストは、ただ1つのサブ・ファンド(シリーズ・トラスト)であるファンドのみにより構成されている。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。また、ファンドの愛称として「アオザイ」という名称を用いることがある。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券(以下「ファンド証券」または「受益証券」という。)

ファンドは追加型である。

格付けは取得していない。

(注) ファンドの受益証券が本書による届出の対象である。

(3)【発行(売出)価額の総額】

上限見込額は、3億米ドル(23,142百万円)

(4)【発行(売出)価格】

各買付日直前の評価日現在で計算される受益証券1口当りの純資産価格(以下1口当りの純資産価格を「純資産価格」という。)

（注）本書において「買付日」および「評価日」とは以下の意義を有する。

「買付日」とは、各週の第2取引営業日をいう。

「評価日」とは、各週の最終評価営業日をいう。

上記の定義および本書において、「取引営業日」および「評価営業日」とは以下の意義を有する。

「取引営業日」とは、香港および日本（または管理会社が決定し得るその他の場所）において銀行（および日本については金融商品取引業者）が営業している土曜日、日曜日または公休日以外の日（ただし、台風シグナル8以上、暴風雨警報またはその他類似の現象によりいずれかの日における香港の銀行時間が短縮される場合は、管理会社が別段の決定をしない限り、かかる日を除く。）または管理会社がその絶対的裁量権により随時書面により指定するその他の日をいう。

「評価営業日」とは、ベトナムおよび香港（または管理会社が決定し得るその他の場所）において銀行が営業している土曜日、日曜日または公休日以外の日（ただし、台風シグナル8以上、暴風雨警報またはその他類似の現象によりいずれかの日における香港の銀行時間が短縮される場合は、管理会社が別段の決定をしない限り、かかる日を除く。）または管理会社がその絶対的裁量権により随時書面により指定するその他の日をいう。

(5) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、以下のとおりである。

申込口数	申込手数料
1,000口未満	3.15%（税抜3.00%、税0.15%）
1,000口以上10,000口未満	2.625%（税抜2.50%、税0.125%）
10,000口以上50,000口未満	2.10%（税抜2.00%、税0.10%）
50,000口以上100,000口未満	1.575%（税抜1.500%、税0.075%）
100,000口以上	1.050%（税抜1.00%、税0.050%）

(6) 【申込単位】

10口以上1口単位

(7)【申込期間】

平成23年11月6日（日曜日）から平成24年6月29日（金曜日）まで

(8)【申込取扱場所】

販売会社：ニュース証券株式会社（以下「ニュース証券」または「販売会社」という。）

東京都渋谷区東三丁目11番10号恵比寿ビル

（注）上記販売会社の日本における本支店および販売会社の指定することがある其他販売取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）の本支店において、申込みの取扱いを行う。販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受け入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

(9)【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して4営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社（または販売取扱会社）に対し支払うものとする。各申込にかかる受益証券の発行価額の総額は、販売会社によってかかる4営業日目までにファンドの口座に米ドル貨で払い込まれる。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」と同様。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

(1) 申込証拠金はない。

(2) 引受等の概要

() ニュース証券は、管理会社との間で、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成20年9月11日付契約（その後の改正を含む。）に基づき、日本においてファンド証券の募集を行う。

() 販売会社は直接、または販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求についての管理会社への取次ぎを行う。

() 管理会社は、ニュース証券を管理会社の日本における代行協会員として指定している。

（注）「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および他の販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

(3) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社（または販売取扱会社）と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社（および販売取扱会社）は「外国証券取引口座約款」および「その他所定の約款」（以下「約款」という。）を投資者に交付し、投資者は約款に基づく取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出する。投資者による買付代金の支払いが原則として円貨で行われるものとし、米ドル貨との換算はすべて各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによるものとする。

申込金額は、販売会社により所定の期日までにファンドの口座に米ドル貨で払い込まれる。

(4) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における発行は行われない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額

ニュース フィナンサ トラスト ベトナム バランス ファンドの投資目的は、下記に掲げる投資により、ファンド資産の成長を目指すことである。

ベトナムの国債・公的機関発行の債券、信用度の高い短期金融商品を含む信用度の高い金融機関への預金への投資

ベトナム国内の証券取引所（ハノイ証券取引所、ホーチミン証券取引所）に上場されている企業によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資

ベトナム国内の証券取引所に上場している投資信託への投資

ベトナム国内で設立され、国内証券取引所に上場を目論む企業によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資（ただし、非上場株式への投資はファンド資産の15%を上限とする。）

その資産の大部分をベトナムに有するか、またはその売上の大部分がベトナムに由来するベトナム以外の証券市場に上場している会社によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資

ファンドの方針として、投資先の会社に対する支配を要求しない。

ファンドにおける信託金の限度額は、特に定めがない。

b. ファンドの基本的性格

ファンドは、2008年9月11日付でメープルズエフエス・リミテッド（以下「受託会社」という。）と管理会社との間で締結された信託証書（その後の改正を含む。）（以下「信託証書」という。）の条項に従いケイマン諸島の法律に基づき設定されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。管理会社は、信託証書の規定に従い受託会社に代わってファンド証券を発行し、発行済みのファンド証券は買戻しの請求により一定の条件のもとに買戻される。

（注）メープルズ・ファイナンス・リミテッドは、2010年12月1日付でメープルズエフエス・リミテッドに商号変更した。

(2)【ファンドの沿革】

1994年 5月25日 管理会社設立

2008年 9月11日 信託証書締結

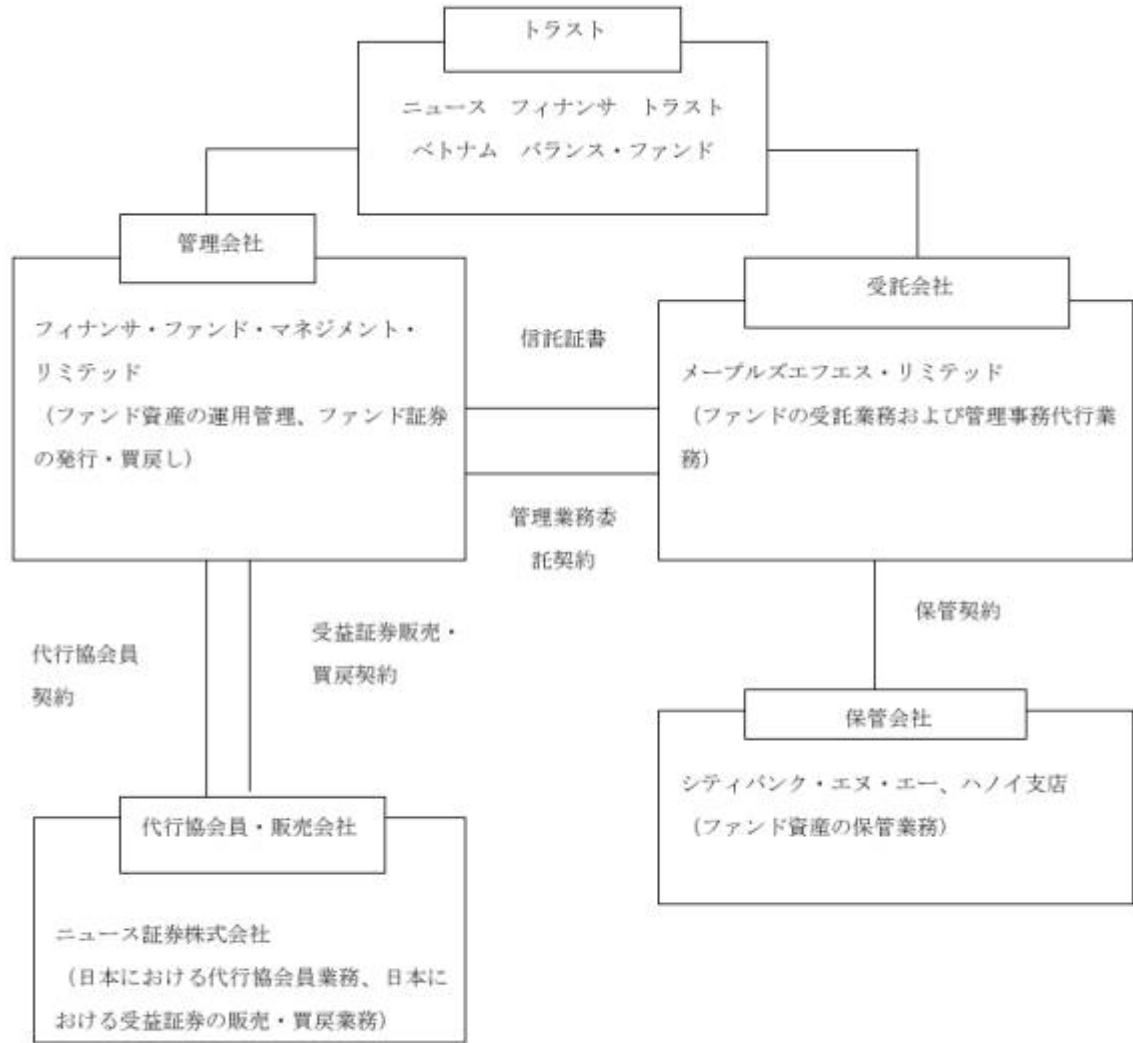
2008年 9月18日 補遺信託証書締結

2008年10月30日 補遺信託証書締結

2008年10月30日 ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドに関するスキーム



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
フィナンサ・ファンド・マネジメント ・リミテッド (Finansa Fund Management Ltd.)	管理会社	2008年9月11日付で信託証書（その後の改正を含む。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻業務を提供する。
メープルズエフエス・リミテッド (MaplesFS Limited)	受託会社	2008年9月11日付で信託証書（その後の改正を含む。）を管理会社と締結。ファンド資産の管理・保管業務を提供する。2008年9月15日付で管理会社と管理業務委託契約（注1）を締結。
シティバンク・エヌ・エー、ハノイ支店 (Citibank N.A., Hanoi Branch)	保管会社	2008年10月16日付の保管契約（注2）に従いファンド資産のベトナムでの保管業務を提供する。
ニュース証券株式会社	代行協会員 販売会社	2008年9月11日付で管理会社との間で代行協会員契約（その後の改正を含む。）（注3）を締結。代行協会員業務を提供する。 2008年9月11日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（その後の改正を含む。）（注4）を締結。 受益証券の販売・買戻業務を提供する。

（注1）管理業務委託契約（2008年9月15日付）により、信託証書の規定に基づいて管理会社が職務を行うべき一定の管理業務、すなわち受益者名簿の管理、受益証券の発行および買戻し等、純資産価格および受益証券1口当りの価格の決定、各シリーズ・トラストの帳簿類の管理、管理会社に対して支払われる管理・成功報酬の計算その他の業務をメープルズエフエス・リミテッドに委託している。

（注2）保管契約とは、保管会社と受託会社との間で締結される契約で、これに基づいて保管会社がファンド資産の現地における保管業務を提供する。

（注3）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する

運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注４）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および本書の記載に従って販売することおよび受益者からの買付・買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

管理会社	フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッド (Finansa Fund Management Ltd.)		
設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島の会社法に基づき、ケイマン諸島で1994年に有限責任会社として設立された。		
事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、外国投資信託の管理会社として行為することを含む。		
資本金の額	2011年6月末日現在、管理会社の授権資本金は200,000米ドル(15,428千円)(1株の額面金額1米ドルの普通株式200,000株)で払込資本金は20,000米ドル(1,543千円)(1株の額面金額1米ドルの普通株式20,000株)である。2011年6月末日現在の連結純資産額(無監査)は4,340,236米ドル(334,806千円)である。		
沿革	1994年5月25日に設立された。		
大株主の状況			
	氏名又は名称	住所	所有株式数 発行済株式数に対する所有株式数の比率
	フィナンサ・パブリック・カンパニー・リミテッド(以下「フィナンサ」という。)	タイ、バンコク10500、ノース・サトーン・ロード48、14階、ティスコ・タワー (TISCO Tower, 14/F 48 North Sathorn Road, Bangkok 10500, Thailand)	20,000株 100%

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2009年改訂)(以下「信託法」という。)に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2009年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制されている。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために管理会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの保証を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

下記の「監督官庁の概要」の記載を参照されたい。

(5) 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に対する開示

ファンドは、目論見書（英文によるオフリング・メモランダム）を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となる者とする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドはCIMAが承認したケイマン諸島における監査人を選任し、会計年度終了後6ヵ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、ファンドの会計書類を監査する過程において、ファンドに以下の事由があるとの情報を得た場合または疑念を抱いた場合にはCIMAに報告する法的義務を負う。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 不正もしくは犯罪性のある方法で事業を継続しているか、継続しようとしていること。
- () 以下を遵守せずに事業を継続しているか、継続しようとしていること。

・ ミューチュアル・ファンド法またはそれに基づく規定

・ 金融庁法(2010年改訂)

・ マネー・ロンダリング規制(2010年改訂)

ファンドの監査人は、ベイカー・ティリー(ケイマン)リミテッド(Baker Tilly (Cayman) Ltd.)である。ファンドの会計監査は、国際財務報告基準(IFRS)に基づいて行われる。

受託会社は、各会計年度末の6ヵ月後の末日から20日以内に、ファンドの活動について書面による報告をCIMAに提出しなければならず、当該報告書は、ファンドに関して以下を記載していなくてはならない。

- (a) ファンドの名称ならびにそのすべての前名称
- (b) 投資者が保有する各証券の純資産価格
- (c) 前報告期間以来の純資産総額および各証券の料率変化
- (d) 純資産総額
- (e) 関連ある報告期間における新規買付けの数および価格
- (f) 関連ある報告期間中の償還および買戻しの数および価格
- (g) 報告期間末現在発行済みの有価証券総数。

受託会社は、以下を確認する受託会社が署名した宣言書を毎年CIMAに提出するか提出させられるものとする。

- (a) 受託会社が了知し信じる限りにおいて、ファンドの投資指針、制限および構成が遵守されていること
- (b) ファンドが、投資者または債権者に有害な方法で運営されていないこと。

受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4ヵ月以内および半期終了時から2ヵ月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能である。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

()金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を作成し、信託証書等の添付書類と共にこれらに関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売会社（または販売取扱会社）は、交付目論見書（金商法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金商法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6ヵ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヵ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ金商法に従い関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これをEDINETにおいて閲覧することができる。

()投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託および投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届出る。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を投信法に従い金融庁長官に届出る。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出する。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あ

らかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知する。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社（または販売取扱会社）を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、販売会社（または販売取扱会社）を通じて、日本の知れている受益者に交付される。

(6) 【監督官庁の概要】

受託会社は、ファンドを投資信託法に基づき「ミューチュアル・ファンド」として登録されているため、ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づき規制される。受託会社は認可されたメープルズエフエス・リミテッドである。従って、受託会社は、ミューチュアル・ファンド法上、(a) CIMAにファンドを登録しなければならない、(b) 目論見書その他同様の書面の詳細およびその変更をCIMAに提出しなければならない、(c) 適切な監査人により監査された会計書類を毎年CIMAに提出しなければならない、また(d) 年次報告書をCIMAが指定する様式で毎年CIMAに提出しなければならない、(e) 既定の登録手数料を支払わなければならない。規制された投資信託として、ファンドは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがケイマン投資法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

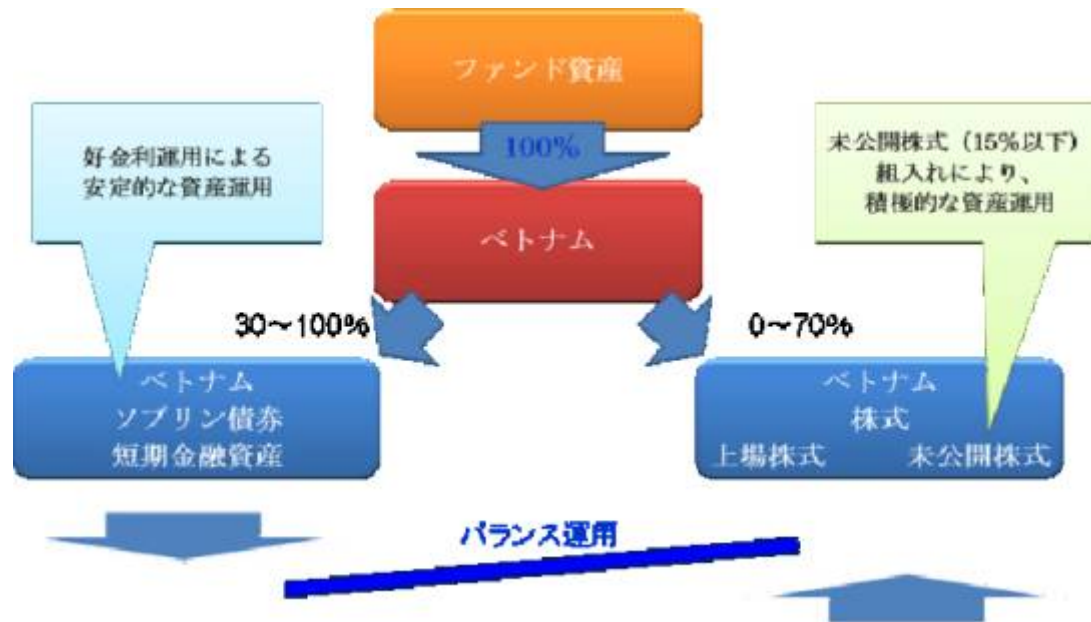
規制された投資信託が、その義務を履行できなくなったか、または履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や権利者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与えるものを任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（ファンドの抹消またはその他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

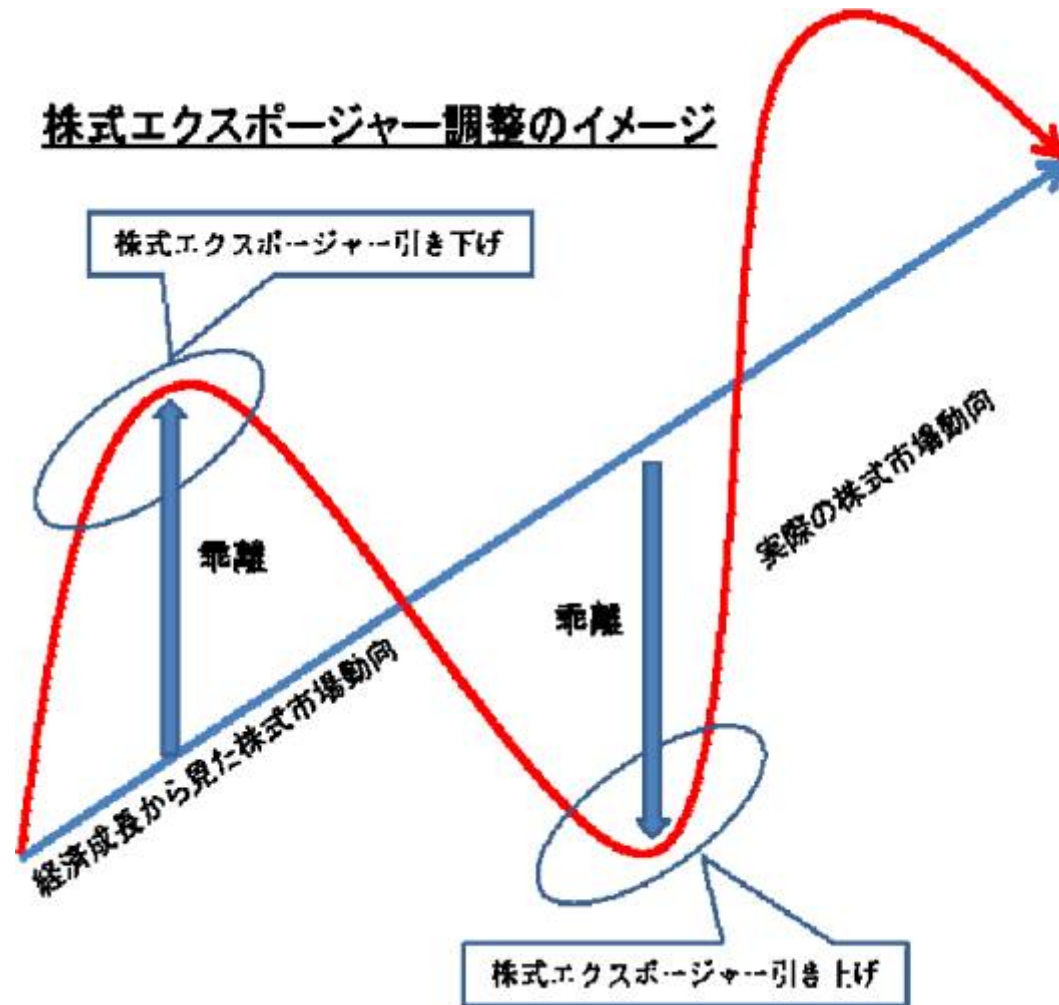
ファンドの投資目的は、ベトナム国債・政府関係機関の債券、ベトナムの証券取引所上場会社等の持分証券および社債などに投資することで、資本の値上がりを達成することである。



投資戦略

ファンドの運用に際しては、トップダウン分析およびボトムアップ分析を利用して運用される。

トップダウン分析では、ベトナム独自の経済分析に加え、世界経済レベルから見たベトナムの経済力を判断する。その判断と株式市場水準を考慮し、株式のエクスポージャーを決定する。株式のエクスポージャーの決定手法は、セクターのエクスポージャーを決定する際にも同様の手法をとる。



ボトムアップ分析では、上場株式投資の株式スクリーニング・プロセスにおいて、個々の企業の定量的および定性的な選別基準に従う。企業の収益性と

その見通し、財務諸表分析に基づいたバリュー・アプローチ、コーポレート・ガバナンスなどの経営の質や透明性等の企業ファンダメンタル分析を重視する。また、流動性を考慮する。

非上場株式への投資は、国営企業セクター、時に私募での増資、OTC市場でのセカンダリー購入、または政府の入札による株式売却により、ファンドへの組入れが可能となる。非上場株式への投資には、証券の流動性を勘案し、上場予定が明確である魅力的な会社への投資を心がける。その投資過程のポイントとなる要素は明確な情報、当該企業への調査分析、経営陣の知識と認識、市場のフィードバック、タイムリーな投資決定、市場価格と投資時期、等であり、実際の投資に際しては、それらを総合的に判断し、ファンドマネジャーが決定する。

(2) 【投資対象】

上記「第1-1-(1)ファンドの目的及び基本的性格」を参照されたい。

(3) 【運用体制】

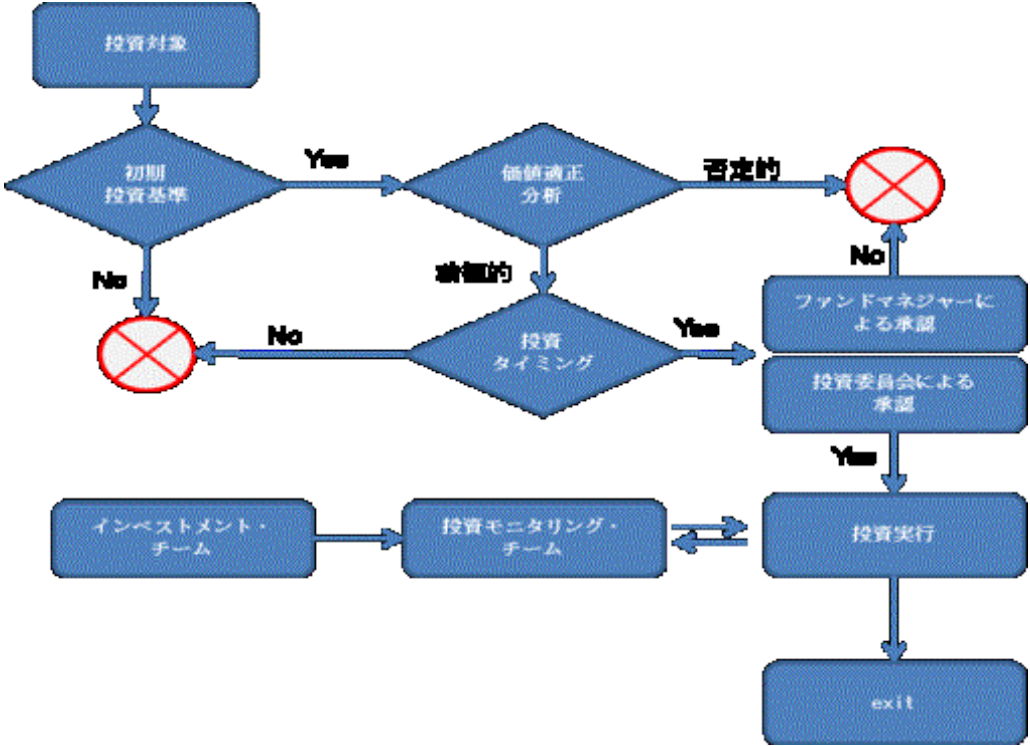
(i) 運用体制

管理会社は、ファンドの目的達成のための予め定められた投資戦略に基づいて、投資判断を行い、実行する。

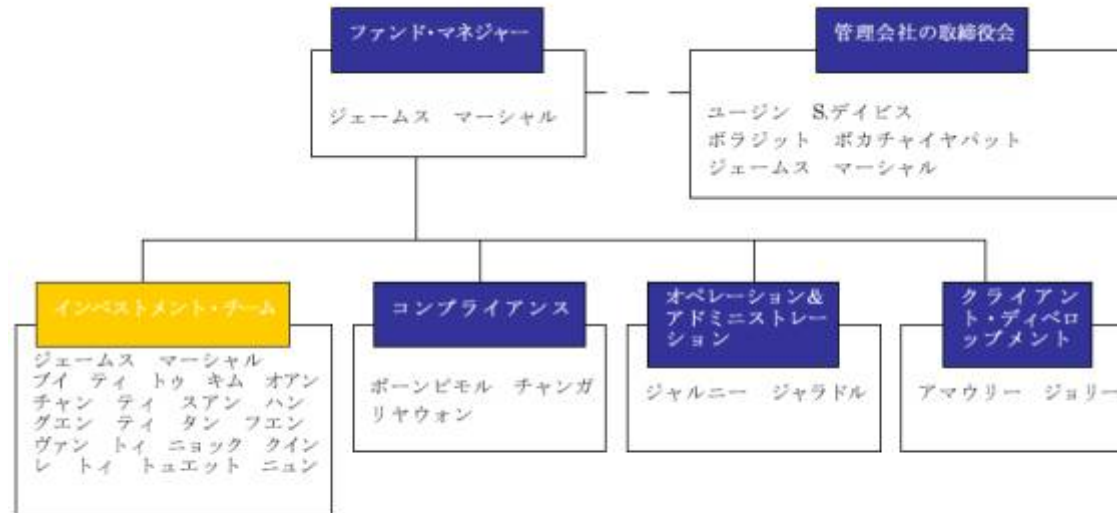
管理会社であるフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドは、フィナンサの100%子会社である。フィナンサは1991年にタイのバンコクに設立された金融サービス・グループであり、2002年にタイ証券取引所に上場されている。主なグループ会社は、管理会社のフィナンサ・ファンド・マネジメント (Finansa Fund Management Ltd.)、フィナンサ・アセット・マネジメント (Finansa Asset Management) およびフィナンサ証券 (Finansa Securities) である。これらのグループ会社は、東南アジア地域内で運用業務・投資銀行業務を行っている。グループ会社は、ファンド・マネジメント活動を支援するためにベトナムのハノイおよびホーチミンに駐在員事務所を維持する。これらのオフィスにいるベトナム人スタッフがベトナム・ファンドの運用を支援するために経済分析・企業分析を行っている。フィナンサおよびその子会社（以下「フィナンサ・グループ」という。）の運用資産額は約1.01十億米ドル（2011年6月末現在）である。

管理会社は、ファンドの投資戦略に沿った投資戦略・投資判断の立案・実行を行う。管理会社のファンドマネジャー、シニア・インベストメント・マネジャー、アナリストは各自の職務においてその責任を負う。

(ii) 投資決定プロセス



(iii) 運用担当者



運用担当者は管理会社によって任命され、下記のメンバーで構成されている。運用担当者のうち、ジェームス マーシャル氏、ブイ ティ トゥ キム オアン氏、チャン ティ スアン ハン氏、グエン ティ タン フェン氏、ヴァン トイ ニョック クイン氏およびレ トイ トユエット ニュン氏の6名が上記の運用担当者組織図に記載するインベストメント・チームを構成している。

運用担当者は管理会社のために投資を特定、分析および推薦し、バンコクにある管理会社本部の他の専門家からサポートを受ける。

ジェームス マーシャル (James Marshall)、フィナンサの最高投資責任者

同氏はファンドのファンドマネジャーであるとともに、フィナンサ・グループのチーフ・インベストメント・オフィサーである。1999年のフィナンサ・グループ勤務以後、タイ直接投資ファンドのサイアム・インベストメント・ファンド（Siam Investment Fund）、ベトナム・フロンティアファンド（Vietnam Frontier Fund）とベトナム・エクイティ・ファンド（Vietnam Equity Fund）などのオフショアファンドの運用に従事。以前は、インドのムンバイにある野村インターナショナルとムンバイのインド・ユニット・トラスト社（Unit Trust of India）との合併会社で調査部長を務めた。また、タイ、バンコクのキャピタル野村証券（Capital Nomura Securities）の調査部長として勤務。同氏はイギリス国籍を有し、バンコクに在住。

ブイ ティ トゥ キム オアン（Bui Thi Kim Oanh）、シニア・インベストメント・オフィサー、フィナンサ ハノイ事務所

同氏はタイのAIT（Asia Institute of Technology）を卒業後、1994年からフィナンサ・グループ勤務。それ以前は、ハノイのベトナム保険会社（Vietnam Insurance）に勤務。1982年にベルリンのハンボルト大学を卒業。同氏はベトナム国籍。

チャン ティ スアン ハン（Tran Thi Xuan Hang）、シニア・インベストメント・オフィサー、フィナンサ ホーチミン事務所

同氏はシニア・アナリストとして15年間投資顧問業界で勤務。HCMCオープン大学（HCMC Open University）を卒業後、ベルギーのソルベール・ビジネススクール（Solvey Business School）でMBAを取得。2008年12月よりフィナンサ・グループ勤務。ベトナム国籍。

グエン ティ タン フェン（Nguyen Thi Thanh Huyen）、アナリスト、フィナンサ ホーチミン事務所

同氏は2005年にホーチミン市経済大学を卒業後、パークソン・ベトナム社（Parkson Vietnam Co）やゴールドベル・ベトナム社（Goldbell Vietnam Co）に会計担当者として勤務。2008年9月からフィナンサ・グループにアナリストとして勤務。

ヴァン トイ ニョック クイン（Van Thi Ngoc Quynh）、リサーチ・アシスタント、フィナンサ ホーチミン事務所

同氏はダナンの会計学校を1989年に卒業後、1989年から1997年までCICCカナダ駐在員事務所に会計担当として勤務。その後、A&Bインテリア会社、1999年から2008年まで、コム・ニューレストランに会計担当として勤務。2008年からフィナンサ・グループに調査アシスタントとして勤務。ベトナム国籍。

レ トィ トュエット ニュン (Le Thi Tuyet Nhung)、アシスタント、フィナンサ ハノイ事務所

同氏は1984年ハノイの外国語大学を卒業後、通訳業に従事。その後、ボン・ミュー鉱山会社(Bong Mieu Mining Company)へ勤務。その後、1994年からフィナンサ ハノイ事務所でオフィス・マネジャーとして勤務。ベトナム国籍。

ジャルニー ジャラドル (Jarunee Joradol)、フィナンサのアシスタント・ファイナンス・オペレーション・マネジャー

同氏はトリコール・アウトソーシング・ソリューションズ(タイランド)社(Tricor Outsourcing Solutions (Thailand))でシニア・コンサルタントとして、また、プライスウオーターハウスクーパーズ・リーガル&タックス・コンサルタント社(Pricewaterhouse Coopers Legal & Tax Consultants)に勤務後、フィナンサ・グループへ入社。会計専門家協会のメンバー。タイ国籍を有し、バンコク在住。

ポーンピモル チャンガリヤウォン (Pornpimol Changariyawong)、フィナンサのコンプライアンス、アシスタント・バイスプレジデント

同氏は2011年5月1日にフィナンサ・アセット・マネジメント・リミテッドに入社した。同氏は、10年以上ファンド・マネジメント・コンプライアンスに従事してきた。同氏は、2007年5月から2009年2月まで、アユドゥーヤ・ファンド・マネジメント(Ayudhya Fund Management)のコンプライアンス部門のアシスタント・バイスプレジデントを務めた。2005年8月から2007年2月まで、アバディーン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド(Aberdeen Asset Management Company Limited)のリーガル・アンド・コンプライアンス・アシスタントを務めた。2000年から2005年7月まで、BNPパリバ・ペレグリン・セキュリティーズ(タイ)リミテッド(BNP Paribas Peregrine Securities (Thailand) Ltd.)のコンプライアンス部門のアシスタント・マネージャーであった。

アマウリー ジョリー (Amaury Joulie)、フィナンサの副社長

同氏はフィナンサに入社する以前、ヘッジ・ファンド業界で最も有名なアダックス・アセット・マネジメント (Addax Asset Management) (パリに拠点を置く独立系ファンド・オブ・ヘッジファンズ) で6年以上の間ヘッジファンド・アナリストを務めた。同氏はヘッジ・ファンドの選択に専念するチームの一員で、そこで同氏は将来のマネジャーのスクリーニング方法およびデュー・ディリジェンス・プロセスを担当し、また多くのマルチマネジャーファンドの開発プロジェクトに参加した。同氏はフランスのESCEのファイナンス学部を2002年に卒業し、ESCリールのファイナンス・アンド・ウェルス・マネジメントの金融修士号を2003年に取得している。同氏はフランス語、英語、スペイン語に堪能であり、アラビア語もよく知っている。同氏はフランス国籍を有し、バンコクに居住している。

(iv) 内部管理および管理体制等

ファンドマネジャーは個別投資の決定を行うが、その投資選別はファンドマネジャーとインベストメント・チームの調査と分析に基づいて行われる。投資検討案件の選別後、インベストメント・チームの2名のメンバーが調査を行い、その調査結果がインベストメント・チーム全体で協議される。投資後は、インベストメント・チームが投資のモニタリングを行う。

取締役は、ファンドマネジャーが投資決定に際して遵守すべき投資ガイドラインを制定する。また、取締役は、ファンドマネジャーの投資決定について一定の水準を設定し、ファンドマネジャーがこの基準に応じた手続を履践するような手続要件を定めることができる。

取締役は投資委員会を設置し、同委員会を通じて投資プロセスの適正性を確保する。投資委員会は、ファンドマネジャーを監督し、株式エクスポージャーの比率を決め、常時、すべての売買レポートを確認する。投資委員会はインベストメント・チームのモニターを行う。

(4) 【分配方針】

管理会社は、その絶対的裁量により、分配の支払いならびにその時期および額を決定することができ、その場合、まず純利益から、純利益がなくなったときはシリーズ・トラストの信託財産の元本から支払われる。

(5) 【投資制限】

管理会社は、ファンド資産の運用を、以下の投資制限（外国証券の取引に関する規則（日本証券業協会制定）第16条）の範囲内で行うものとする。

空売りの制限

空売りを行った有価証券の時価総額はファンドの純資産価格を超えてはならない。

借入の制限

ファンドの純資産の10%を超えて借入を行ってはならない。

価格の透明性の確保

私募株式、非上場株式または不動産などの換価が容易でない資産に投資する場合、価格の透明性を確保する方法をとる。

同一法人の株式の取得制限

1 発行会社の発行済総株式の50%を超えて当該発行会社の株式に投資を行ってはならない。

不適切取引の禁止

管理会社が自己またはファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行ってはならない。

上記の投資制限に加えて、ファンド資産の運用はさらに以下の制限に従う。

- (1) 単一企業の株式への投資は、対象企業の発行済株式総数の25%を上限とする。
- (2) 未上場または容易に換金できない投資は、ファンド資産の15%を上限とする。
- (3) ベトナム株式等の持分証券への投資は、ファンド資産の70%を上限とする。
- (4) 1社への投資は、ファンド資産の10%を上限とする。ただし、非上場会社の場合はファンド資産の5%を上限とする。
- (5) 1業種への投資は、ファンド資産の30%を上限とする。
- (6) 他の上場投資信託への投資は、ファンド資産の10%を上限とする。
- (7) 有価証券の信用取引および空売りは行わない。

(注)ただし、上記のファンドの資産額に対する上限比率については、時価の上昇又は下落によって、一時的にこれを超過する場合がある。

借入制限

ファンドは借入を行わない。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

投資者は、受益証券の価額は上がるだけでなく、下がる場合もあることを認識すべきである。ファンドへの投資には大きなリスクが伴う。受益証券の流通市場は存在しそうでないため、受益者は買戻しによってしか、その受益証券を処分することができない。これらのために、投資者がファンドへの投資の大部分または全部を失う可能性があり、この点、預貯金とは異なる金融商品であることに注意すべきである。そのため、各投資者は、ファンドに投資するリ

スクを負うことができるかどうか慎重に考慮すべきである。以下のリスク要因の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明となることを意図するものではない。

受益証券の流動性および譲渡

受益証券の流通市場ができることは期待できないため、受益者がその受益証券を処分する方法は、本書の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営」の項に記載されている方法での買戻しまたは譲渡のみである。

管理会社は、(i)いずれかの買戻日に買戻される受益証券の総数をかかる日における発行済受益証券の10%に制限することができ、また(ii)いずれかの暦四半期において買戻される受益証券の総数を当該暦四半期の最初の買戻日における発行済受益証券の25%に制限することができる。

投資目的および取引リスク

いずれの期間においても、特に短期的には、ファンドの投資ポートフォリオが資本成長の点で評価増を達成する保証はない。

投資者は受益証券の価値が上がるだけでなく下がることもあることを認識すべきである。

ファンドへの投資には大きなリスクが伴う。管理会社は潜在的な損失を最小限にするような戦略を実施する意向であるが、これらの戦略が成功する保証はない。

パフォーマンス

管理会社、その社員および関係会社の過去のパフォーマンスは、ファンドの将来の投資成績を示唆するものとして解釈されるべきではない。受益証券の購入予定者は、管理会社の短期的、中期的または長期的な投資観が正確なものとなる保証はないという前提でファンドの投資計画を評価すべきである。

ファンドの未上場投資の流動性欠如

ファンドは、投資時において未上場のいくつかの会社に投資するため、公開取引されている有価証券への投資の場合に比較してこれらのポジションを解消するのに時間がかかることがある。未上場株式の取引市場においては流動性がより予測できないことがまた、財務報告目的のかかる有価証券の評価および純資産価格の計算の手続きに影響を与えることがある。さらに、その有価証券が公開取引されていない会社は、有価証券が公開取引されている公開

企業に適用される開示および投資者保護要件に服しない。

政治的リスク

ベトナムは、広範囲に及び経済および法改革を実施している過程にある。改革の推進力が継続するかどうか、また、改革が成功であるかどうかは不確実である。さらに、ベトナムの法制は将来大幅に変更されることが予想されるため、将来の展開を予測または予期することは困難である。これらの変更がファンドの投資の価値に悪影響を与えることがある。受託会社がファンドの投資に関して、ベトナムにおける法的手続または仲裁手続を通じてその権利を有効的に行使できるという保証はない。ベトナムの政府は同地域で最も安定した国の1つとしてみなされているが、単一政党がすべての政府決定を担う社会主義体制である。

経済的リスク

ベトナムは日本をはじめ他国より国家支援を受けており、経済そのものへの他国の関与が大きい。政治体制の変化・政策の変化・法規制の強化等により、経済への大きな影響が発生する可能性がある。

市場経済への移行

株式投資活動の一環として、ファンドは主に、民営化されたまたは民営化の過程にある国営企業に投資される。これらは確立した事業を行う既存の会社で、国がその所有持分を多くの場合、その株式資本の30%以下に減少させつつある。民営化の進行は、これらの会社が政府の支援なしで同じ土俵で競争することが予想されていることを意味している。この移行は多くの場合、既存の経営陣により運営されるため、それ自体が課題となっている。これらの会社の多くが、技術および設備の面で発展途上である。投資者はまた、政権の変更または経済要因の変化が、発展途上の国の民営化政策の変更をもたらすことがあることを認識すべきである。

ファンドの投資運用活動の一環として、ファンドは、ベトナムの固定利付証券に投資する。

また、これらの投資パフォーマンスは、GDP（国内総生産）の成長率を含むベトナムの一般経済状況の影響を受ける。さらに、ファンドが少数株主持分を保有することは、その投資を保護する能力に制約を受けることを意味する。

関連法令の不確実性

ベトナムにおける有価証券市場および有価証券投資の法的枠組は最初に実施されて以降見直され、幾つもの改正があった。ベトナムにおいて資本市場は比較的新しくかつ発展段階にあるため、法的枠組は進化し続けている。法的枠組の変更時期および範囲について期待することはできないため、今後の法的枠組の変更がどのように管理会社のファンド運用能力に対して影響を及ぼすかについては不確実性がある。法的枠組の変更が、例えば、ベトナムで運用するために管理会社の特定の法的承認、もしくは一定の最低資本および運用上の要件を満たす必要がある場合には、現在の運用体制を見直す必要がある。

法的リスク

ベトナムの立法および法制度は、フランス民法および今日の中国スタイルの立法制度に由来し、発展している。経済に影響を与え、事業活動を規制する法律および規則は発展の比較的初期段階にあり、米国、イギリスまたは近隣のシンガポールもしくはオーストラリアのような先進経済圏・法域に比較して十分確立、洗練および検証されていない。ベトナムの法律制度は近年において、外国投資家のために洗練性、透明性およびアクセスの高度化に向かって動いているものの、民法および商法のような高レベルの法律において、ベトナム特有の矛盾や法律問題がいまだに発生しており、それが関連規則に影響し、さらに事業活動にも影響している。紛争の際のベトナム裁判所、仲裁センターおよび行政機関を通じた法的権利の承認および執行は困難で、不確実である。ベトナムの法律制度が発展するにつれ、新しい法律・規則と整合性をもたせるため古い法律が廃止または改正されるので、法律・規則における矛盾点や不明確さが引き続き発生し、対処されることが予想される。これが現在進行中の過程であり、ベトナムの法律制度が投資家およびビジネス社会にとってより高い水準の信頼性および安心を与えるものとなるのはいつのことが予測することは困難である。

為替レート

ファンドは、その他の通貨に自由に交換できないベトナムドン建てで投資を行う。現在、ベトナムドンをヘッジすることは常に可能というわけではない。商業的に合理的な条件でヘッジが行える場合は、管理会社は随時、ファンドの通貨エクスポージャーをヘッジすることができるが、ファンドにとって好ましい条件で、いつもヘッジ取引を実行できるとは限らず、管理会社はヘッジ取引を行う義務はない。為替レートの変動および現地通貨の値下がり、ファンドの投資の価値に大きな影響を与えることとなる。

さらに、投資者はファンドが米ドル建てであることに留意すべきで、日本円を含む、米ドル以外の通貨で受益証券を購入する者は、購入受益証券の買戻

しの請求により米ドル以外の購入通貨で買戻代金を受領するときは、米ドルによる受益証券の価値が上昇しているにもかかわらず、その時の為替相場の状況次第では損失を被り、買戻代金が投資元本を下回る結果となることがある。

税の不確実性

ベトナムにおいて実行される取引に対して査定される税に適用される制度を含め、ベトナム税法ならびに税査定、徴収および税額控除制度は発展途上にある。例えば、ファンドの収益に影響を与えるキャピタル・ゲイン課税制度に変更が起きることがある。

また、投資者は、受益証券の保有に伴う税務上の取扱いにも留意する必要がある。受益証券の購入予定者は、申込み前に、各自の弁護士、会計士またはその他の税務アドバイザーに相談されたい。

金利リスク

金利の変動は、ファンドの投資に不利な影響を与えることがある。金利の一般水準の変動は、その資産からの収益と利付負債の費用との差額に影響を与えることにより、ファンドの収益に影響を与える。金利は、政府、通貨および税の政策、経済および政治的配慮、財政赤字、貿易黒字または赤字、規制要件、市場状況（例えば、ベトナムにおける最近の信用収縮）ならびにその他のファンドが支配できない要因を含む、多くの要因に対する感応度が高い。ただし、ファンドは借入を行わない。

競争

ファンドと同一のまたは同様の投資目的および戦略を持つ投資ピークルその他との投資機会をめぐる競争が現在存在し、また将来存在する可能性がある。その結果、また一般的に、ファンドはその投資目的を満足させる十分な数の魅力的な機会を見つけ、またはその資本を全額投資することができないことがある。かかる競争はまた、投資価格を引き上げ、収益を低下させることがある。

全体的投資リスク

すべての有価証券投資は資本の喪失のリスクにさらされている。ファンドのために購入される有価証券の性質はこのリスクを大きくすることがある。管理会社は誠実にファンドのポートフォリオ運用に力を尽くすものの、ファンドに損失が生じないという保証はない。様々な政府機関による行為、ならび

に国内および国際的な政治的事件を含む多くの予見できない事象が、市場を大きく変動させ、ファンドに損失をもたらすことがある。

アジア諸国の政治的および社会的不安定

近年、インドネシア、タイ南部およびフィリピンにおける爆発事件ならびにアジア圏でのその他のテロリスト活動など、アジア地域は様々な度合いで政治的不安定を経験している。将来さらにテロリスト活動が起こらないという保証はない。アジアにおける政治的不安定およびテロリスト活動の再発生がベトナム経済およびファンドに不利な影響を与えることがある。

主要従業員への依存

いずれかの時点におけるファンドの投資パフォーマンスは、管理会社の従業員を含む一定の主要な従業員の役務に実質的に依存することとなる。これらの個人のいずれかが死亡し、身体に障害を受けまたは退任した場合、ファンドの業務が不利な影響を受けることがある。

市場の変化

ファンドのパフォーマンスおよびその戦略を首尾よく実行することはベトナムの全体的な経済状況の健全性に部分的に依存している。経済状況の悪化は、ファンドの財政状況および経営成績に著しい悪影響を与えることがある。

会計基準

ベトナムは、国際慣行において一般に認められた監査、報告、会計または評価方法を常に利用しているとは限らない。ベトナム法は上場会社に対し、ベトナムの会計事務所によるベトナム会計基準に従った監査を要求している。そのため、管理会社は、信頼できる財務情報を得ることの困難から生じる投資リスクの程度が、その他の市場に比べてより大きいと予想している。さらに、ベトナムの会社の会計および内部統制基準は米国およびヨーロッパの会社の基準から典型的に立ち遅れており、このことが、管理会社がファンドを適切に査定し、評価しかつ監視する能力を制限することがある。

コーポレート・ガバナンスおよび開示

コーポレート・ガバナンスの概念がまだ完全に理解されておらず、一般に実施されていないため、ベトナムの会社への投資には一定のリスクを伴う。資本市場規制の目的は一般に重要な企業情報の完全かつ適正な開示を促進することであるが、ベトナムの公的企業について一般に入手できる情報は、より確立した証券市場を有する国々の公的企業について一般に入手できる情報より少ないことがある。これにより、公的企業またはその他の企業に対しファンドにより行われる投資に伴うリスクが増大することがある。

ベトナムの統計情報

本書に記載されたベトナムに関する情報は、正式な政府広報、評判の高い国際機関からの報告および管理会社がベトナムの一般的理解を代表するものとみなすその他の公的情報源その他から入手したものである。しかし、投資者におかれては、ベトナムに関する統計情報は現時点で独立して検証できるものでないこと、ならびにファンドへの投資の決定を検討する際に本書に示された情報に過度に依拠しないよう留意されたい。

営業費用

ファンドの年間営業費用は、他の先進国へ投資するその他の投信よりも高い場合がある。ベトナムへの投資は、かかる投資に関して入手できる公開情報が、その他の国の投資について入手できる情報に比較して限られており、またその他の国の場合と比較して限定的で、包括的でないため、また、ベトナムに対する外国投資に適用される適用規則の急速な展開により、より多くの時間および費用がかかる。

判決の執行

管理会社はケイマン諸島の法律に基づき設立された免除会社であり、その取締役および役員の大半は東南アジアの居住者である。そのため、訴訟や裁判手続においてこれらの者に対して訴状等の送達を実施し、またはこれらの者に対する勝訴判決（米国証券法に基づく責任に関する米国裁判所の判決を含むがこれに限られない。）をこれらの者に対して執行することは可能でないことがある。

利益相反

管理会社は、ファンドのために行う投資の決定において様々な利益相反の状況に置かれる。

ファンドは、管理会社およびその関係会社が関わるいくつかの実際的な利益相反に服し、または服することがある。フィナンサおよびその関係会社は金融顧問業務を含む広範囲にわたる事業に従事しており、ファンドの投資活動から独立した、その時々に関与するファンドの投資活動の利益と相反することのある広範囲な投資活動を行っている。そこで、フィナンサまたはその関係会社の利益と、ファンドの利益とが相反する事例が生じることがある。フィナンサまたはその関係会社のいずれかが、ファンドが投資するまたは投資する可能性がある会社との取引に従事し、またこれらの会社に役務を提供することがある。

成功報酬の存在は、かかるパフォーマンス・ベースの報酬がない場合よりも、管理会社に対してファンドにより投機的な投資を推薦するインセンティブを生じさせることがある。

上場企業への投資リスク

ベトナム証券市場特有のリスク

ファンドが投資するベトナム証券市場に上場している株式の価格は、ベトナム証券市場が2000年に創設されたばかりの証券市場であり、先進国等よりも発展した証券市場に比べ規模が小さく、流動性が乏しく、法整備等も緩く、証券市場全体が非常に不安定であることなどを理由に大きく変動してしまうことを、投資者は理解すべきである。また、ベトナム証券市場には次のような特有の規制等があり、一般的な先進国における証券取引とは異なることがある。たとえば、現状では

1. 外人保有額は事業会社では資本金の49%、銀行では30%に制限されている。
2. ベトナムにおける証券口座の開設は、投資者に対して1口座しか認められていない。
3. 同一口座による同一銘柄への売買発注は、同日に売注文・買注文を出せない。

などが挙げられるが、これらもいつでも変更されることがありうる。

情報開示不足のリスク

前記に記載したように、ベトナムの企業財務内容等の開示は、他の先進国の証券市場に比べ、限定的である。

市場流動性へのリスク

ベトナム証券市場における流動性が不足しているため、管理会社が想定する価格では取引を行えない可能性がある。また、当ファンドの取引量が市

場全体に対して大きな影響を及ぼす場合があり、その場合はより、管理会社が想定する価格では取引を行えない可能性がある。

証券市場への注文執行リスク

ベトナム証券市場への取引注文システム（現地証券会社のシステムも含む。）は、先進国のそれと比較すると未整備かつ不十分といえるものであり、注文状況によっては、その執行が遅れたりまたは執行されない可能性がある。

投資企業の倒産リスク

投資会社の財務状況の悪化や倒産等により価格が急激な低下もしくは価値が0、また、企業によっては取引所での取引が廃止になる可能性がある。

未上場企業への投資リスク

未上場銘柄取引

ファンドは、その目的のためにファンド資産の15%を限度に未上場企業への投資を行うことがある。ベトナムにおいては、上場公開の前に、OTC取引（いわゆる店頭取引）されることが一般的であり、ファンドはそのOTC取引されている企業への投資も行うことがある。

未上場企業の情報開示リスク

未上場企業の財務情報等の開示は上場会社における開示よりさらに限定的であることを投資者は理解しなければならない。特に、旧国営企業への投資は、限定された情報のみによってでしか投資判断を下すことができない。

未上場企業の流動性リスク

未上場企業取引は、流動性が乏しく、管理会社が想定する価格では取引を行えない可能性および取引そのものが執行できない可能性がある。

投資企業の倒産リスク

投資会社の財務状況の悪化や倒産等により価格が急激な低下もしくは価値が0になる可能性がある。

ベトナム国債等への投資リスク

ベトナム国債等への投資

ファンドは、その目的のためにベトナム国債・ベトナム政府機関の発行する債券や信用度が高いと考えられる銀行の短期金融商品等への投資を行うことがある。

ベトナム国債・ベトナム政府機関の発行する債券への投資リスク

ベトナムが今後、急激な経済状態の悪化、財政状態の悪化等が発生した場合、国としてモラトリアムを宣言した場合、ベトナム国債の償還・利払いが一時停止もしくは支払拒否される可能性がある。また、ベトナム債券市場は規模が小さく、流動性が乏しく、管理会社が想定する価格では取引を行えない可能性および取引そのものが執行できない可能性がある。

信用度が高いと考えられる銀行の短期金融商品への投資リスク

管理会社が信用度が高いと考える銀行への預金・短期金融商品への投資は、当該銀行の倒産リスクがある。その場合、預金等の償還・利払いが一時停止または支払拒否される場合がある。

為替リスク

ファンドの機能通貨である米ドルの為替変動がファンド価格に影響を与えることがある。投資対象有価証券の時価がベトナムドン建てでは上昇しても、米ドルに対してベトナムドン安になれば当該投資についてファンドは損失を受ける可能性がある。主にベトナムドン建ての資産への投資を行うが、現段階では米ドルへのペッグ制をとっているが、将来、ベトナムにおける通貨制度が変更される可能性がある。また、ベトナムにおいて何らかの外国為替規制が行われた場合は、ファンドによる分配またはファンドに対する受益証券の買戻しが制限される可能性がある。

取引相手先リスク（カウンターパーティー・リスク）

管理会社は現地証券取引を行う証券会社の選定に細心の注意を払うが、決済日が約定日と異なる取引において、取引の相手側が受渡を決済日に履行しない場合には受渡が遅れる可能性がある。また、最悪の場合（相手方の倒産など）には、受渡自体が約束どおりに行われない可能性がある。

注文執行リスク

現地取次先証券会社による注文執行の際に、注文状況により執行が遅れる可能性がある。

< リスク管理体制 >

ファンドに関連するリスクは、シニア・インベストメント・マネジャーおよびファンドマネジャーがモニターしている。シニア・インベストメント・マネジャーは日常的なリスク・モニタリングを行い、ファンドマネジャーはリスク全般に責任を有している。

（２）投資環境

ベトナムの概要

面積 32万9,241平方キロメートル（概ね日本全土から九州の面積を引いた面積）

人口 約8,579万人（2009年） 人口増加率：1.2%（過去10年平均）

首都 ハノイ

民族 キン族（越人）約86%、他に53の少数民族

言語 ベトナム語

宗教 仏教（80%）、カトリック、カオダイ教他

略史 千年を超える中国支配を経験した中国文化圏最南端の国

1884年 フランスの保護国

1945年 ベトナム民主共和国成立

1949年 ベトナム国（親仏）成立

1954年 ジュネーヴ停戦協定により南北分割

1955年 南部でベトナム共和国成立

1965年 米軍直接介入（北爆）開始

1973年 パリ和平協定調印

1975年 ベトナム共和国政府無条件降伏（サイゴン解放）

1976年 南北統一（ベトナム社会主義共和国成立）

1995年 ASEAN正式加盟

1998年 APEC正式加盟

2007年 WTO正式加盟

政体 社会主義共和国

元首 チュオン・タン・サン国家主席

国会 グエン・シン・フン議長

(1) 一院制(493名)、任期5年(ただし2007年~2011年の第12期国会は4年)

(2) 中選挙区

(3) 選挙権満18歳以上、被選挙権満21歳以上

政府 首相 グエン・タン・ズン

内政 (1) ドイモイ(刷新) - 市場経済システムの導入と対外開放化を継続
(1986年・第6回党大会)

(2) フン国会議長、サン国家主席、ズン首相、チョン
共産党書記長等に権力を分散させ、国政を運営

(上記の概要：外務省HPより抜粋)

ベトナム経済

データ

実質GDP成長率:	6.8% [2010年]
名目GDP総額:	1,981兆ベトナムドン(約1,015億ドル) [2010年]
一人当たりのGDP(名目):	1,168ドル [2010年]
消費者物価上昇率:	11.8% [2010年]
失業率:	4.5% [2010年]
経常収支:	-40億ドル [2010年]
貿易収支:	-124億ドル [2010年]
外貨準備高:	125億ドル [2010年]

対外債務残高:	445億ドル [2010年]
輸出額:	716億ドル [2010年]
対日輸出額:	77億ドル [2010年]
輸入額:	840億ドル [2010年]
対日輸入額:	90億ドル [2010年]
直接投資受入額:	186億ドル [2010年]新規拡張を含む。

（上記 のデータ：外務省、ジェトロHP及び政府統計）

概況

1986年12月のベトナム共産党第6回大会でドイモイ政策（社会主義に市場経済システムを導入するもの）が採択され、中国と同様に改革・開放路線に転換した。1996年のベトナム共産党第8回大会では、2020年までに工業国入りを目指す「工業化と近代化」を二大戦略とする政治報告を採択した。政府開発援助と外国からの直接投資が経済を牽引している。1998年東南アジア諸国で発生したアジア通貨危機で一時失速した国内総生産（GDP）の成長率も、2000年は6.8%、2001年は6.9%、2002年は7.1%、2003年は7.3%、2004年は7.8%、2005年は8.4%、2006年は8.2%、2007年は8.5%、2008年は6.2%、2009年は5.3%、2010年は6.8%と安定成長が続いている。隣国の中国では人件費の上昇や労働争議問題が表面化したことから、韓国や日本の企業から新たな投資先として近年、注目されている。原因のひとつには人件費が安価であり、勤勉な国民性や若年層の多さ（30代までが人口の60%を超える。）などがあげられる。その中で、2007年1月、世界貿易機関（以下「WTO」という。）に加盟を果たした。

労働人口の48%（2009年末現在）が第1次産業に従事しているが、近年は第2、第3次産業が急成長している。観光業の伸びが特に著しく、重要な外貨獲得源となっている。主な輸出品目は原油、衣料品、農水産物である。特にコメについては、タイに次ぐ世界第2位の輸出国である。最近では、もともと産出されていた原油の他に豊富な地下資源も報告されており、開発が期待されている。

最近の経済動向

1980年代中頃以来、ベトナム政府は、ベトナム経済を中央計画体制から、より混合経済的な市場指向体制へ移行するための一連の措置を取ってきた。早期の改革は緩やかに行われたが、ベトナムが貿易および援助面で大いに依存していたソビエト圏が1989年に最終的に崩壊したことにより、政府は、経済成長を刺激し、国際社会におけるベトナムの地位回復を支援するために、より急進的なアプローチを取らざるを得なくなった。

1990年代初期、政府は、インフレを抑え、ベトナムドン/米ドルの為替レートの相対的安定を図るため、マクロ経済政策に力を入れた。また、1991年には会社法が成立して、民間部門が初めて出現した。同時に、外国投資法は、国営企業が外国投資者と直接に協力し、投資することに従事することを認めた。これらの経済改革のための暫時的な措置は、とりわけ、豊富な天然資源、比較的教育の高い国民といったベトナム経済の潜在性がますます認識されてきたことと相まって、1992年および1993年のアジア株式市場の活況を背景に、潜在的投資家に対する説得力のある議論であることを証明した。

これらの発展に照らして、1994年に一連のベトナム・カントリー・ファンドが立ち上げられ、ベトナムを次の「アジアの虎」として持ち上げた。かなりの資金が当時実行可能であった数少ない投資機会に集中し、ベトナムは一般に予想されていたよりもはるかに難しく、危険な投資先であることが明らかになった。資金を活かすことが困難で、初期投資の多くの業績が芳しくなかったため、これらの当初の投資ファンドは清算された。

1997年にアジアの金融危機が始まると、主にベトナムが外の世界から比較的孤立していたため、ベトナム経済は比較的回復力があることが明らかとなった。しかし、その結果として、金融危機直後にはベトナムの経済改革は減速した。この減速は一時的なものであることが分かったが、外国直接投資の減速がその原因の一部であったので、政府は経済および社会の双方の改善を促進するために望ましいとみられる6%から7%の経済成長率を維持するための構造改革を導入した。

近年、アジア経済の全般的な回復およびベトナムの経済業績の改善により、経済改革が著しい勢いで発展した。近年の成長を支えた主要な3つの力は、貿易の自由化、国営企業の改革および真の民間部門の促進であった。管理会社は、これらの重要な政策の変更はベトナム経済の成長を維持し、大きな投資機会を創出するであろうと信じている。

1990年代後半からのベトナムの経済実績の改善は、GDP成長率の上方シフトによって明らかであった。1998年から2000年の期間におけるベトナムのGDPの年間平均成長率は5.8%で、2004年から2006年には8%であった。2007年のGDP成長率は8.5%に加速し、ベトナムは、その時から、中国およびインドとともに世界で経済が最も急速に成長する国の1つとなった。2008年のGDP成長率は6.23%に減速し、2009年のGDP成長率は世界経済の失速の影響を受けてさらに5.3%に低迷した。しかし、相対的にベトナムの経済成長率は依然として目覚ましいものがある。部門別では、工業および建設業が、ベトナム経済で支配的部門であった農業を追い越し、一方、農業生産物の商品化は引き続き大きな部門であり、ベトナムの総労働人口の50%以上を雇用している。

近年、ベトナムの経済発展の牽引力となっているのは、輸出の拡大および活発な国内投資である。2006年および2007年の輸出の年間成長率は22%と目覚ましいものであった。一方、機械輸入および生産投入もまた著しく成長して輸出産業の拡大を支えた。2008年、ベトナムの貿易成長率は依然として上昇傾向にあり、輸出成長率も前年度と比べて29.5%増となったが、輸出は外需の弱含みおよび石油価格の下落により、2009年に対前年度で9%縮小し、2010年には対前年度で26.5%の拡大に戻っている。この力強い輸出実績はアメリカ合衆国との2国間貿易協定に基づき、米国市場へのアクセスが改善されたことによるものである。この協定は2001年12月に発効し、ベトナムからの輸入品にかかる輸入税を引き下げ、割当制といった非関税保護措置を徐々に撤廃するものであった。

上記記載のとおり、2009年は、ベトナム経済全般にとってその力が試される年となったことを証明し、2008年半ばの世界金融危機とベトナムの主要な輸出市場で現在顕著になっている消費者需要の低迷による継続的な反動を受けて本年度のGDP成長率は一層減速した。外需の急減速に対応して、ベトナム政府は、国内需要を下支えし、コーポレートセクターの金融逼迫を緩和するよう意図された一連の政策（とりわけ、個人所得税の一時停止および商業銀行からの企業借入れの大部分に対して4%の利子補給）を実施した。

2009年のGDP成長率は減速した一方で、四半期毎のGDP成長率は2009年第1四半期に過去最低を記録し、その後回復した。2009年第4四半期におけるベトナムのGDP成長率は前年同期比からすると年間成長率は7.7%を記録したが、2009年第1四半期におけるベトナムのGDP成長率は前年度と比べて3.2%であった。

2010年において、ベトナム経済は第1四半期、第2四半期、第3四半期および第4四半期にGDP成長率がそれぞれ5.84%、6.4%、7.18%および7.34%と上昇し、依然として上昇傾向にあった。全般的に、ベトナムのGDP成長率は2010年に6.78%上昇し、国会が設定した6.5%の目標値を上回った。しかし、かかる成長率はコスト高によるものであった。2010年後半から2011年初頭にかけてインフレは加速し、貿易赤字が拡大した。こうしたインフレ圧力がベトナム・ドンの通貨価値下落に対する懸念を高め、2011年2月（米ドルの上限レートが19,500ベトナム・ドンから20,920ベトナム・ドンに上昇した時）に大幅な通貨切り下げが実施され、実質的な切り下げは7.3%であった。これは、15ヵ月間において4度目の通貨切り下げであった。直近の切り下げは、現地通貨の信頼性を回復させるために、一連の政策後に実施され、経済政策の重点は成長性から安定性に移行した。政策には金利の上昇および政府計画投資プロジェクトの延期が含まれる。短期的にはこのことが成長率に影響を及ぼすが、ベトナムの長期の構造的な成長ストーリーは不変であることについては幅広い合意が得られている。

2011年最初の9ヵ月の経済成長率は5.7%を記録したが、対前年同期比の6.6%を僅かに下回った。かかる経済成長率の減速は厳しい財政・金融環境を反映していた。2011年における四半期成長率は、5.4%（第1四半期）、5.7%（第2四半期）および5.8%（第3四半期）であった。2011年における唯一最

大の経済問題がインフレ問題であり、8月に消費者物価指数は対前年比で23.0%上昇した。インフレ率は対前年比でピークに達した様であり、段階的な金融緩和政策を伴って、インフレ率は徐々に低下し始める見込みである。

2011年度のベトナム貿易額は、先進国の経済成長率の見通しの悪化にも拘わらず、満足のいくものとなっている。2011年最初の9ヵ月における輸出成長率は対前年比で35%上昇し、70十億米ドルになった一方で、輸入成長率は対前年比で27%上昇し、77十億米ドルとなった。外貨準備高は限られていることを踏まえると、貿易赤字（2011年最初の9ヵ月において7十億米ドル）は依然として関心の高い問題である。しかし、こうした状況は対処可能と考えられる一方、月間貿易赤字は1十億米ドル近くか、それを下回っている。

WTOへ加盟する過程の一環として、政府は経済、法制および組織改革に取り組む一連の政策を開始した。改革課題の主要な部分は国営企業の再編で、とりわけ、国の所有持分の売却が重要である。1990年から2005年の期間に、国営企業の数約12,000から約3,000に減少した。政府は残りの国営企業を今から2015年までに民営化、売却または清算することを目指している。指定主要部門（石油およびガス、航空、電気、郵便および電信、船舶など）の限られた数の企業のみが完全な国営企業として残る。

ベトナムにおいて資本市場という概念は比較的新しいが、政府は株式を上場する株式会社のためにホーチミンとハノイに2つの証券取引センターを設置した。2000年7月に開始して以来、ホーチミン・シティ証券取引センター（「HoSTC」）には295の企業（投資信託を除く。）が上場しており、時価総額合計は約26十億米ドル（2011年8月末現在）である。2008年、HoSTCは2007年5月11日付首相決定第59/2007/QD9-TT g号により、ホーチミン・シティ証券取引所（「HoSE」）に格上げされた。ハノイ証券取引センター（「HaSTC」）は2004年9月に開設され、2011年8月31日現在、387の企業が上場しており、2011年8月末現在の時価総額は約6十億米ドルであった。HaSTCは2009年1月2日付の第01/2009/QD決定書によりハノイ証券取引所（「HASE」）に昇格した。

外国投資資金はますますベトナムに流入しているものの、市場における投資者は主に個人である。政府はさらに大きく重要な国営企業を民営化し、銀行の貸付を制限する計画だが、証券取引所は近い将来において有望な資金源となることが期待されている。

HoSTC指数（現在ホーチミン証券取引所指数、「HoSE指数」と改称されている。）は営業開始年度の水準100から、その12ヵ月後には最高の571ポイントに達した。その後2003年10月には130と低水準に戻り、2004年および2005年の大半には300ポイント付近の狭い範囲で取引された。2006年初頭以降、株式市場の盛り返しは著しかった。同指数は2007年3月18日に史上最高値の1,170ポイントをつけた。その後調整局面が続き、2007年は927.02ポイントを最終値として終了した。2008年中、市場は引き続き軟調で、2008年第3四半期に一時的な反騰があったのにも関わらず、HOSE指数の下降トレンドは続き、2009年3月に245ポイントと過去最低を記録した。その後ベトナム市場は、2009年に多くの新興市場で経験した力強い反発に加わり、それによりHOSE指数は2009年

10月、624の高値に反転した。その後、ベトナム経済が過熱気味で、流動性の引き締めが行われるのではないかと懸念から、売り圧力によって反発が中断された。ベトナムドンが2009年11月末に5.4%切り下げられたときにこうした懸念が実現し、政策金利は7%から8%と1%引き上げられた。しかし、これらの措置では不十分で、その後3度の切り下げを行い、2011年2月に最終的に7.2%切り下げを行った。2011年6月30日現在、米ドルの上限レートは20,920ベトナムドンで、2009年10月の17,500ベトナムドンに対して、17%近くの実質的な切り下げであった。通貨切り下げ圧力、高いインフレ率および金利の上昇により、2010年および2011年はベトナム株式にとって、その力が試される年となったことを証明した。HOSE指数は2009年度末の494.77から下落し、2010年度末は484.66で引けた。2011年6月30日現在、指数は432.54であり、2011年9月30日現在、427.6（年頭から12%の下落）であった。

ベトナムの証券取引

ベトナムにおける証券取引制度

2007年1月に制定されたベトナム証券取引法に基づき証券取引が行われるが、いまだ問題点を内包しており現在も法規制の整備・改善を図っている。

外国人への投資規制について

外国人投資者の株式保有枠の制限が存在し、銀行株式は上限30%まで、その他の銘柄は49%までである。連続取引中に外国人投資者の買いオーダーが成立するとその場で保有比率が増加することになり、一方、外国人投資者の売りオーダーが成立しても、決済日までは保有比率は下らない。

ベトナム株式市場

ベトナムの証券取引所

ベトナムにおける主要市場は「HoSE（Ho Chi Minh Stock Exchange：ホーチミン証券取引所）」と、「HNX（Hanoi Stock Exchange：ハノイ証券取引所）」がある。

決済通貨

上記の主要市場のHoSE、HNX共にベトナムドン建てのみの取引である。ベトナム株式市場の概況

取引銘柄数

2011年8月末現在、

ホーチミン証券取引所では300社（うち上場投資信託5銘柄）

ハノイ証券取引所では387社

取引所立会日・立会時間

<取引所立会日>

立会日は、原則月曜日から金曜日となっており、2011年の祝日は以下のとおりである。

元旦	1月1日(1月3日)	テト	1月31日～2月7日
フン王命日	4月11日、4月12日	南部開放記念日	4月30日(5月2日)
メーデー	5月1日(5月3日)	独立記念日	9月2日

* ()内は振替休日。祝日が土日に当たる場合は、営業日が振替休日となることがある。また現地休日以外でも休場になることがある。

<取引時間>

ベトナムにおける取引時間は8:30～11:00(ベトナム時間)。(ただし、ホーチミン証券取引所においては第1節から第4節まで時間帯による区切りがある。)

会計基準

ベトナムにおいてはベトナム会計基準に基づき会計処理を行う。従って、日本の会計基準とは異なる。国際財務報告基準や日本基準と比べて会計処理上重要な差異は特にないが、財務諸表表示上、繰延税金資産や受取利息および支払利息の取扱いが異なる。繰延税金資産は流動資産には計上されず、固定資産項目として取り扱われる。また、受取利息および支払利息は営業利益の項目に含む。国際財務報告基準とベトナム基準とを比較した中で、現在公表されていない会計基準には、年金会計・減損会計などが含まれる。

企業情報開示について

ベトナムにおける企業情報開示(ディスクロージャー)に関しては、決算期末の年度報告のほか、四半期毎の決算報告が義務付けられている。以上の定期報告についての規定以外ではインサイダー取引に関する規制はあるが、まだ全体として完全に整備されておらず、企業によりディスクローズされる情報にも格差がある。

適時情報開示義務について

発行体はベトナム証券取引法第101条および第104条に基づいて適時情報を開示しなければならない義務がある。

< 情報開示義務違反を行った企業への制裁措置 >

虚偽の報告や開示義務を履行しないなどの違反企業に対しては、取引停止および罰金となる

決算発表について

上場企業は四半期財務報告が完成した日から5日以内に、四半期財務報告の情報を公開しなければならない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下のとおりである。

	申込口数	申込手数料
	1,000口未満	3.15%（税抜3.00%、税0.15%）
	1,000口以上10,000口未満	2.625%（税抜2.50%、税0.125%）
	10,000口以上50,000口未満	2.10%（税抜2.00%、税0.10%）
	50,000口以上100,000口未満	1.575%（税抜1.500%、税0.075%）
	100,000口以上	1.050%（税抜1.00%、税0.050%）

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

(3) 【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、トラストのシリーズ・トラストの資産から、年間報酬（事務管理業務の提供に関する報酬を含む。）を下記の料率で受領する権利を有する。

純資産価格	年率
50,000,000米ドル以下の部分	純資産価格の0.12%
50,000,000米ドル超100,000,000米ドル以下の部分	純資産価格の0.10%
100,000,000米ドルを超える部分	純資産価格の0.08%

受託会社の年間最低報酬額は、1ヵ月当り10,000米ドルとなる。

上記の報酬を計算する目的上、純資産価格は当該報酬額が計算される評価日の直前の評価日現在で測定される。

上記の受託報酬は、各評価日に発生し、四半期毎に後払いされ、年に1度、報酬額は見直される。四半期に満たない期間に関しては、日割計算される。また受託会社は、シリーズ・トラストに関して信託証書に基づくその義務を履行する上で適切に発生した実費を、シリーズ・トラストの信託財産から払戻してもらおう権利を有する。

また受託会社は、シリーズ・トラストの財務書類の作成報酬として年間7,000米ドルを受取る権利を有している。

2009年および2010年12月31日に終了した事業年度、受託報酬は88,000米ドル（6,788千円）および100,000米ドル（7,714千円）であった。

管理報酬

管理会社は、シリーズ・トラストの信託財産から、純資産価格の年率1.275%に相当する管理報酬を受領する権利を有する。管理報酬は、評価日直前の純資産価格に基づき各評価日に発生し、四半期毎に後払いされる。

さらに、管理会社は、各評価日に発生し、各暦四半期末に後払いされる成功報酬（以下「成功報酬」という。）を受領する権利を有する。

いずれかの暦四半期（以下「当該四半期」という。）の成功報酬は、当該四半期末における受益証券1口当りの純資産価格が当該四半期の前のいずれかの四半期末における受益証券1口当りの純資産価格の最高値を超過した額の20%または当初発行価格100米ドル（もしこれが高い場合）に、当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数を乗じた額に相当する。シリーズ・トラストのパフォーマンスは、受益証券1口当り100米ドルの当初発行価額に対して当初評価され、最初の暦四半期（2008年12月第4四半期）について按分される。

算式で示すと、当該四半期に関する成功報酬は、以下のとおり算定される。

成功報酬 = (当該四半期末日現在の受益証券1口当りの純資産価格 - ハイ・ウォーターマーク) × 20% × 当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数

この等式において、

「当該四半期末日現在の受益証券1口当りの純資産価格」とは、当該四半期の最終評価日現在の受益証券1口当りの純資産価格をいう。

「ハイ・ウォーターマーク」とは、各前四半期末日現在の受益証券1口当りの純資産価格の最高値または100米ドルのいずれか高い方の額をいう。

「当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数」とは、当該四半期中の各評価日において発行済みの受益証券口数の日々の平均をいう。

ある評価日に受益証券の買付価格および買戻価格を算定する目的において、成功報酬はかかる評価日に発生するが、成功報酬を決定するための当該四

半期末日現在における受益証券1口当りの純資産価格の算定においては、かかる発生額は除外される。

2009年および2010年12月31日に終了した事業年度、管理報酬および成功報酬はそれぞれ68,710米ドル(5,300千円)および337,542米ドル(26,038千円)および53,063米ドル(4,093千円)ならびにゼロ米ドル(ゼロ円)であった。

販売報酬

販売会社は、シリーズ・トラストの信託財産から、年率0.60%の販売報酬を受領する権利を有する。販売報酬は、各評価日直前の純資産価格に基づき各評価日に発生し、四半期毎に後払いされる。

2009年および2010年12月31日に終了した事業年度、販売報酬は32,334米ドル(2,494千円)および24,971米ドル(1,926千円)であった。

代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの信託財産から、年率0.50%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。代行協会員報酬は、各評価日直前の純資産価格に基づき各評価日に発生し計算され、四半期毎に後払いされる。また代行協会員は、かかる業務提供に関して、合理的に発生した実費について払戻しを受ける権利を有する。

2009年および2010年12月31日に終了した事業年度、代行協会員報酬は26,945米ドル(2,079千円)および20,809米ドル(1,605千円)であった。

保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの信託財産から、保管報酬として、(i)持分証券の総額の年0.08%、(ii)負債証券の総額の年0.06%、(iii)有価証券関連取引1件毎に35米ドルおよび(iv)非有価証券関連資金移転取引1件毎に40米ドルを受領する権利を有する。保管報酬は各評価日に発生し、毎月後払いされる。ただし、最低月額報酬は1,000米ドルである。また保管会社は、職務遂行の過程で発生した合理的な実費および保管会社取引手数料を受領する権利を有する。

2009年および2010年12月31日に終了した事業年度、保管報酬は13,417米ドル(1,035千円)および12,306米ドル(949千円)であった。

(4) 【その他の手数料等】

その他の報酬および費用

シリーズ・トラストの設立および受益証券の募集に関連する費用および経費は、約240,705.62米ドル(約18,568千円)であった。かかる費用および経費は、シリーズ・トラストの最初の5会計年度にわたり償却される。ただし、管理会社がその他の方法の適用を決定する場合はこの限りでない。

2009年および2010年12月31日に終了した事業年度、その他の報酬および費用は97,842米ドル(7,548千円)および22,773米ドル(1,757千円)であった。

(5)【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書提出日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。ファンドの受益証券は、上場されていない。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。)については、分離課税となり、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。)については、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。
- (4) 法人の益金不算入の適用は認められない。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 個人がファンドの分配金を受け取る場合、その課税方法は以下のとおりとなる。

個人に支払われるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。)は、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われる(ただし、特別分配金は非課税)。ただし、平成26年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。かかる分配金については、受益者の選択により、分配金額にかかわらず申告不要を選択すること、または確定申告により配当所得として総合課税のほかに申告分離課税を選択することができる。申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。申告分離課税を選択した場合、または平成22年1月1日以降に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金については、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(3) 法人がファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。)を受取る場合は、7%(所得税のみ)の源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後の源泉徴収税率については、15%(所得税のみ)となる。)。法人の益金不算入の適用は認められない。

(4) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、その課税方法は以下のとおりとなる。

受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額(邦貨換算額)を控除した金額が株式等の譲渡所得等の金額となり、10%(所得税7%、地方税3%)の税率により課税される。ただし、平成26年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以降に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合は、損失の翌年以降の3年間の繰越も可能である。

(5) 分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかに関わらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いは変更されることがある。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、既存の法律に基づき、トラスト、シリーズ・トラストまたは受益者に対して所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産

税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課さない。ケイマン諸島は、いかなる租税条約の当事国ともなっていない。本書提出日現在、ケイマン諸島には為替管理は存在しない。

トラストは、ケイマン諸島信託法（2009年改訂）第81条に基づきトラスト設定日から50年間、所得もしくは資本資産、収益もしくは評価益に対して課される税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課す爾後制定のいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産もしくはこれに基づいて生じる利益に適用されないか、またはかかる財産もしくは利益に関して受託会社もしくは受益者に適用されないとのケイマン諸島内閣の総督からの保証を申請しており、これを受領している。

ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課されない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(資産別および地域別の投資状況)

ニュース フィナンサ トラスト ベトナム バランス ファンド(New-S Finansa Trust Vietnam Balanced Fund)(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるニュース フィナンサ トラスト(以下「トラスト」という。)のシリーズ・トラスト(以下「シリーズ・トラスト」という。)であり、その運用状況は以下のとおりである。ファンドは、2008年10月30日に運用を開始した。

(2011年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価総額 (米ドル)	時価総額 (千円)	純資産価額に対する割合
株式	ベトナム	1,415,072.93	109,159	58.15%
社債	ベトナム	941,343.89	72,615	38.69%
その他資産	ベトナム	3,032.40	234	0.12%
小計		2,359,449.22	182,008	96.96%
現金および現金同等物 (負債控除後)	ベトナム	73,991.59	5,708	3.04%
純資産価額合計		2,433,439.81	187,716	100.00%

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(i) 株式

2011年8月31日現在

(単位：米ドル)

順位	銘柄	国名	業種	株数 (株)	取得原価		市場価格		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1.	BENTRE AQUA PRODUCE IMPORT A	ベトナム	食品	81,016	1.52	122,822.04	1.87	151,649.83	6.23%
2.	HOA PHAT GROUP JSC	ベトナム	その他製造業	100,580	1.67	168,268.57	1.34	134,685.96	5.53%
3.	LICOGI 16 JSC	ベトナム	工学および建設業	157,500	1.86	292,876.08	0.67	105,075.60	4.32%
4.	VIETNAM CONTAINER SHIPMENT	ベトナム	輸送業	62,310	1.06	66,313.67	1.58	98,392.08	4.04%
5.	DABACO CORP	ベトナム	持株会社-ダイバー	135,833	1.41	191,257.51	0.72	97,791.94	4.02%
6.	FPT CORP	ベトナム	電気通信	33,333	2.39	79,819.79	2.64	87,992.08	3.62%
7.	TIEN PHONG PLASTIC JSC	ベトナム	建設材料	60,000	1.66	99,784.95	1.45	86,969.04	3.57%
8.	SAIGON THUONG TINH COMMERCIAL BANK	ベトナム	銀行	105,300	1.00	105,027.10	0.67	70,755.94	2.91%
9.	VIETNAM JSC COMMERCIAL BANK	ベトナム	銀行	53,932	1.76	94,670.51	1.22	65,748.64	2.70%
10.	PETROVIETNAM FERTILIZER CHEMICAL	ベトナム	化学	40,000	1.93	77,342.17	1.51	60,283.17	2.48%

11.	THU DUC HOUSING DEVELOPMENT	ベトナム	不動産	73,470	1.32	97,266.83	0.82	59,946.72	2.46%
12.	PHU NHUAN JEWELRY JSC	ベトナム	小売り	39,999	2.25	90,136.65	1.44	57,401.97	2.36%
13.	RANGDONG LIGHT SOURCE AND VA	ベトナム	電気部品および機器	62,320	1.20	74,981.73	0.72	45,165.92	1.86%
14.	MEKONG FISHERIES JSC	ベトナム	食品	40,000	1.85	73,808.47	1.09	43,772.50	1.80%
15.	AN PHU IRRADIATION JSC	ベトナム	小売り	70,000	0.63	44,081.14	0.58	40,652.77	1.67%
16.	VINH SON - SONG HINH HYDROPO	ベトナム	電気	80,000	1.18	94,643.10	0.45	35,709.14	1.47%
17.	REFRIGERATION ELECTRIC ENG	ベトナム	電気部品および機器	58,400	1.10	63,997.12	0.57	33,355.41	1.37%
18.	BIBICA CORP	ベトナム	食品	54,590	0.97	52,887.43	0.55	30,131.27	1.24%
19.	HCM CITY INFRASTRUCTURE INV	ベトナム	工学および建設業	30,480	1.41	43,107.63	0.97	29,551.04	1.21%
20.	TRUONG THANH FURNITURE CORP	ベトナム	家財道具	62,625	0.94	58,983.41	0.38	23,745.50	0.98%
21.	VINASHIP JSC	ベトナム	輸送業	51,520	0.78	40,092.20	0.37	19,040.27	0.78%
22.	PETROVIETNAM DRILLING WE	ベトナム	その他製造	10,000	1.84	18,368.78	1.82	18,238.54	0.75%
23.	HUNG VUONG CORP	ベトナム	食品	11,000	2.27	24,931.90	0.86	9,503.24	0.39%
24.	INVESTMENT & TRADING REAL	ベトナム	住宅建築業	15,000	1.92	28,842.18	0.63	9,503.24	0.39%
25.	TRAPHACO JSC	ベトナム	医薬品	4	1.54	6.15	2.02	8.06	0.00%

26. HOA SEN GROUP	ベトナム	鉄鋼	7	1.61	11.24	0.44	3.06	0.00%
合計					<u>2,104,328.35</u>		<u>1,415,072.93</u>	<u>58.15%</u>

(ii) 社債

2011年8月31日現在

(単位:米ドル)

順位	銘柄	国名 (発行場 所)	種類	償還日 (年/月/日)	利率 (%)	額面金額	取得価額	市場価格	投資比率 (%)
1.	SOCIALIST REP OF VIETNAM 11% 02/28/14	ベトナム	政府債	2014年2月28日	11.00%	10,000,000,000	480,875.84	474,475.64	19.49%
2.	SOCIALIST REP OF VIETNAM 8.380%	ベトナム	政府債	2011年11月15日	8.38%	10,000,000,000	518,398.80	466,868.25	19.19%
	合計				19.38%	20,000,000,000	999,274.64	941,343.89	38.68%

【投資不動産物件】

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記事業年度および2010年9月末日から2011年8月末日までの各月末における純資産価額合計および1口当り純資産価額は以下のとおりである。

	純資産価額合計		1口当り純資産価額	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1事業年度末 (2009年12月末日)	4,675,889.76	360,698	110.52	8,526
第2事業年度末 (2010年12月末日)	3,581,867.84	276,305	90.86	7,009
2010年9月末日	3,722,830.67	287,179	92.67	7,149
2010年10月末日	3,549,010.35	273,771	89.57	6,909
2010年11月末日	3,435,025.76	264,978	85.82	6,620
2010年12月末日	3,581,867.84	276,305	90.86	7,009
2011年1月末日	3,455,432.53	266,552	87.65	6,761
2011年2月末日	2,791,079.23	215,304	71.88	5,545
2011年3月末日	2,828,961.50	218,226	74.80	5,770
2011年4月末日	2,759,527.24	212,870	73.02	5,633
2011年5月末日	2,416,032.24	186,373	67.61	5,215
2011年6月末日	2,474,117.90	190,853	69.24	5,341

2011年7月末日	2,428,533.10	187,337	68.25	5,265
2011年8月末日	2,433,439.81	187,716	68.42	5,278

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%) *
第1事業年度(2008年10月末日から2009年12月末日までの期間)	10.52%
第2事業年度(2010年1月1日から2010年12月末日までの期間)	(17.79%)

* 収益率(%) = 100 x (b-a)/a

ここで：

- a: 当該期間の直前の日の1株当り純資産価額(第1事業年度について) は、当初発行価格(100米ドル)とする
- b: 当該期間最終日の1株当り純資産価額

計算期間	収益率(%) *
2010年9月1日から2011年8月末日までの期間	(22.06%)

* 収益率(%) = 100 x (b -a)/a

ここで：

a: 上記期間の直前の日（2010年8月末日）の1口当り純資産価額

b: 上記期間最終日（2011年8月末日）の1口当り純資産価額

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記事業年度における販売および買戻しの実績ならびに下記事業年度末現在の発行済口数は以下の通りである。

事業年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1事業年度末 (2009年12月末日)	45,038 (45,038)	2,732 (2,732)	42,306 (42,306)
第2事業年度 (2010年12月末日)	1,923 (1,923)	4,809 (4,809)	39,420 (39,420)

注：括弧内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

2010年9月1日から2011年8月31日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2011年8月31日現在の発行済口数は以下の通りである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
995	5,605	35,562
(995)	(5,605)	(35,562)

注：括弧内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ)海外における販売手続等

申込

各買付日において適用される買付価格で受益証券の申込みを行うことができる。受益証券1口当りの買付価格は、関連する買付日直前の評価日における受益証券1口当りの純資産価格に、受益証券1口当りの純資産価格に対する販売手数料として3.00%（適用ある消費税を除く。）を上限として加算した金額となる。販売手数料は、販売会社に対して支払われる。

申込手続

受益証券の申込者および受益者で追加で受益証券の購入したい者は、申込書（申込者の身元を証する情報および書面を添付する。）を関連する買付日の2取引営業日前の午後5時までに受領できるようにしなければならない。決済資金（申込金の支払いの証拠を添付する。）はファンドの口座において米ドル建てで次回買付日直前の取引営業日の午前9時（香港時間）までに支払われなければならない。決済資金が同時限までに支払われない場合は、当該申込は、申込書および申込金受領後の最初の買付日に繰延べられ、受益証券は当該買付日において適用される買付価格で発行される。上記において、「次回買付日」とは当該申込がなされた買付日の次の買付日をいう。

申込書はファクスまたは電子メールにPDFを添付する形式で送信することができるが、原本が速やかに送付されなければならない。投資者は、管理会社、受託会社およびMFAのいずれも、これら宛にファクスで送信された文書またはその他書面（ファクスで送信された申込契約または申込契約への修正を含む。）の不受領または判読不能により生じるかまたは被る損失に関して責任を負わないことに留意すべきである。

すべての申込金は、申込者の名義の口座から出金されなければならない。

ただし、投資家が管理会社との間でその他の通貨により支払いをすることに合意した場合を除いて、申込金は米ドルでなされるものとする。支払いが外貨で行われた場合には、かかる支払いは投資者に代わって、投資者のリスクおよび費用で、管理会社はその絶対的裁量により当該日に適切とみなすレートで米ドルに転換される。

受益証券の端数は発行されない。受益証券1口に満たない申込金は、管理会社の裁量により、関連のある受益者に対して返却されるか、ファンドの便益のために保留されるかのいずれかである。

受託者または管理会社のいずれかは、その絶対的裁量権において、いかなる理由もしくは理由なくして申込を拒否することができる、かかる理由の開示は要求されない。

記入済みの申込書をMFAが一旦受領すると、取り消しは不能となる。MFAは記入済みの申込書をファクスまたは電子メールにPDFを添付する形で受領すると共に、必要に応じて、申込者の身元と申込金の支払を確認するためのすべての書類を受領したあと、所有を確認する書面を申込者に対して発行する。当該確認書は、当初申込期間終了後または関連する買付日後（場合により）から10取引営業日以内に発行される。MFAは書面による確認書を発行する前に申込者から追加情報を要求する旨を決定する場合には、MFAは申込者に対して書面により追加情報を要請する。

誤解を避けるためにいうと、申込者の身元と申込金の支払を証するために請求したすべての情報および書類と合わせて申込金全額が申込者により支払われたことが確認できるまでは受益証券の申込みは取扱われず、受益証券は発行されない。関連する買付日後から10取引営業日以内にMFAがかかる情報および書類を受領しないときは、受領した申込金は無利息で、振込先の口座に返戻される。

(口)日本における販売手続等

本書「第一部 証券情報」に記載の申込期間中に下記の要領により、申込（販売）手続きがなされる。

申込日

申込みは、受益証券の買付申込の締切日（毎週の各評価日の日本における1営業日前の日をいい、通常は毎週木曜日となる。以下「買付申込締切日」という。）の正午までに販売会社が受付けたものについて販売会社により一括して扱われる。

約定日と受渡日

日本における約定日は販売会社が直前の評価日における純資産価格の連絡を受け、買付申込注文の成立を確認した日（買付申込締切日の翌週の第2取引営業日で、買付日である。通常は火曜日となる。）であり、受渡しは、約定日（同日を含む。）から起算して4営業日以内とする。販売会社は、受領した申込金を当該4営業日目（通常は金曜日となる。）までにファンドのニューヨークの銀行口座に米ドルで送金するが、もし販売会社のかかる送金にかかわらず、その支配しえない事由により申込金額が次回買付日の1取引営業日（通常は翌週の月曜日となる。）の午前9時（香港時間）までにファンドの口座への払込がなされなかった場合は、当該申込みは次の評価日における純資産価格での申込みとみなされる。

申込価格と申込手数料

申込価格は、各買付日の直前の評価日現在で計算される受益証券の純資産価格である。ただし、上記のとおり、申込みが次の評価日における純資産価格に対するものとみなされる場合は、買付申込者は差額を販売会社との間で精算することになる。

日本国内における申込手数料は、以下のとおりである。

申込口数	申込手数料
1,000口未満	3.15%（税抜3.00%、税0.15%）
1,000口以上10,000口未	2.625%（税抜2.50%、税0.125%）
10,000口以上50,000口未満	2.10%（税抜2.00%、税0.10%）
50,000口以上100,000口未満	1.575%（税抜1.500%、税0.075%）
100,000口以上	1.050%（税抜1.00%、税0.050%）

申込単位

10口以上1口単位

買付代金の支払い

買付代金のファンドへの支払いは、販売会社により米ドル建てで行われる。

2【買戻し手続等】

(イ)海外における買戻し手続等

買戻日における買戻し

受益証券は以下の定めに従い、受益証券は保有者の請求により、買戻日に買戻することができる。

請求は買戻通知でなされ、買戻通知に記載される住所宛でMFAに送付されるものとする。買戻請求を特定の買戻日に有効とするため、買戻通知はMFAにより、関連する買戻日の2取引営業日前の午後5時（香港時間）または管理会社が一般的にまたは特定の買戻につき随時決定するそれ以後の日または時間までに受領されなければならない。かかる日時より後に受領された買戻通知は、次の買戻日に処理される。受益者が一旦買戻通知を提出した後は、管理会社の同意がない限り、取り消しは不能となる。

買戻価格は、関連する買戻日直前の評価日における受益証券1口当りの純資産価格から（該当する場合は）買戻される受益証券に配賦される未償却の創立費用および募集費用の比例的割合を控除した金額である。

受託会社は、一般に、ファンドに決済のための現金が十分であることを条件に関連する買戻日から7取引営業日以内に米ドルで受益者が指示する電信送金により買戻代金（送金費用控除後）を送金する。受益者から支払に関する適切な指示がない場合は、受託会社は、自身が（その絶対的裁量により）適切とみなす方法（受益者名簿に記載されている受益者の住所宛、または複数の受益者が共同で登録されている場合は、受益者名簿において最初にその氏名が記載されている受益者の住所宛に小切手を送付する方法を含むが、これに限定されない。）で買戻代金を受益者に送金することができる。受託会社および管理会社のいずれも、かかる手続きを取ったことにより生じた一切の損失について責任を負わない。買戻代金には、関連する買戻日と実際の支払日の間の期間に関して利息は付かない。

強制的買戻し

管理会社が別段の決定をする場合を除き、いずれかの買戻日における買戻請求の総数が、発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）を超える場合、管理会社は、当該買戻日に買戻され得る受益証券の合計を当該日における発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）に制限することができるものとする。かかる場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次回買戻日に、かかる日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする（ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。）。

また、管理会社は、いずれかの暦四半期における買戻請求の総数が当該暦四半期の最初の買戻日における発行済受益証券の25%（または管理会社が決定するその他の比率）（以下「四半期上限」という。）を超える場合は、当該暦四半期のいずれかの買戻日に、当該暦四半期において買戻され得る受益証券の合計数を四半期上限に制限することを選択できる。その場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次の暦四半期の次回買戻日に、

その後の日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする(ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。)

(口)日本における買戻し手続等

買戻日

買戻しを希望する受益者は、各週の評価日（通常は金曜日となる。）の日本における1営業日前（通常は木曜日で、以下「買戻申込締切日」という。）の正午までにその保有にかかる受益証券の買戻しの申込みを販売会社に対して行うときは、当該評価日にかかる買戻日（買付日と同一の日で、通常は当該評価日の後の翌火曜日となる。以下「買戻日」という。）に当該受益証券の買戻しが買戻価格（以下に定義する。）で行われる。

買戻価格と買戻手数料

買戻価格は、上記のとおり買戻申込締切日の正午までに投資者からその保有にかかる受益証券の買戻請求が販売会社において受領される場合は、当該評価日現在で計算される純資産価格とする（以下、かかる価格を「買戻価格」という。）。適用となる買戻価格と当該買戻しの約定を販売会社が確認した日が日本における約定日となり、買戻代金の受渡しは、ファンドが買戻代金を販売会社に対して送金した日（当該買戻日から7取引営業日以内の日）以降遅滞なく行われる。買戻手数料は徴収されない。

買戻単位

1口以上1口単位

買戻代金の支払い

買戻代金は、販売会社に対しては米ドル建てで支払われる。投資者は、原則として買戻代金を円で受取る。

買戻制限

管理会社が別段の決定をする場合を除き、いずれかの買戻日における買戻請求の総数が、発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）を超える場合、管理会社は、当該買戻日に買戻され得る受益証券の合計を当該日における発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）に制限することができるものとする。かかる場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次回買戻日に、かかる日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする（ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。）。

また、管理会社は、いずれかの暦四半期における買戻請求の総数が当該暦四半期の最初の買戻日における発行済受益証券の25%（または管理会社が決定するその他の比率）（以下「四半期上限」という。）を超える場合は、当該暦四半期のいずれかの買戻日に、当該暦四半期において買戻され得る受益証券の合計数を四半期上限に制限することを選択できる。その場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次の暦四半期の次回買戻日に、その後の日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする（ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。）。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

管理会社は、各評価日の営業終了時において、各シリーズ・トラストの受益証券1口当りの純資産価格を当該シリーズ・トラストの機能通貨建てで自らまたは正式に任命された受任者を通じて計算する。

各シリーズ・トラストの純資産価格および各シリーズ・トラストの受益証券1口当り純資産価格を決定する際、受託会社（またはその受任者）は、下記の評価方針および手続に従う。

- (a) いずれかの証券取引所において値付けされ、上場され、売買または取引される投資対象の価額は、当該評価日における当該取引所の営業終了時（または管理会社が決定することがあるその他の時刻）の入手しうる最終の取引価格（取引がない場合は入手可能な最終の買い呼び値（ビッド・プライス））を参照して計算される。
- (b) 店頭取引市場において売買または取引される投資対象の価額は、当該評価日において建値される最新の入手可能な買い呼び値を参照して計算される。
- (c) 証券取引所において値付けされ、上場され、売買または取引されず、また店頭取引市場においても売買または取引されない投資対象は公正価値で評価される。
- (d) 手元現金または預金、手形および要求払証書ならびに債権、前払費用、宣言または発生したが未払いの現金配当および利息の額面または宣言された価額は、これが支払われまたは全額受領される可能性がない場合を除き、その全額となると推定する。当該資産が支払われまたは全額受領される可能性がない場合、受託会社は管理会社が適切とみなす価額を割り引く。
- (e) 上記にかかわらず、非上場の投資対象は、証券ジャーナル紙「ダウ・ツ・チュン・コーアン（Dau Tu Chung Khoan）」に掲載された直近の入手されうる価格に従って評価される。もし当該価格が同紙で入手できないときは、その価格は管理会社またはその任命した代理人により決定される上位3現地業者（ただし、3現地業者が建値を提供できないときはこれより少ない数）の建値の平均価格として計算される。さらに、もし上記業者から当該価格が入手できないときは、当該投資対象は公正価値で評価される。

上記の方針および手続は、純資産価格またはその一部を計算し、また当該純資産価格を発行済みのおよび発行済みとみなされるシリーズ・トラスト

の受益証券の口数で除す場合に、以下の規定を条件とする。

- (a) 発行することが合意された受益証券はすべて発行されたものとして取扱われ、受託会社はその発行を同意した受益証券について受領することを見込む現金またはその他の財産の価額を含む。
- (b) 管理会社または受託会社が決議またはその他の方法で受益証券を買戻し、消却することを決定したが、かかる買戻しおよび消却が計算時に有効となっていない場合、問題の受益証券はシリーズ・トラストの信託財産の純資産価格および受益証券1口当りの純資産価格の計算の目的上発行済みでないものとして取扱われ、除外され、受託会社は買戻しおよび消却の結果、当該シリーズ・トラストの信託財産から支払われる金額を控除する。ただし、支払われる金額が買戻しまたは消却が実行されていないために計算できない場合には上記は適用しない。
- (c) 投資対象の取得または処分に関する契約債務が存在するが、当該計算時においてかかる取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は問題のシリーズ・トラストの資産に（それぞれ）これを含めまたは除外し、取得価額総額または処分手取金純額を、かかる取得または処分が正当に完了したかのようにそれぞれ除外または含める。
- (d) 純資産価格または受益証券1口当りの純資産価格のすべての計算は、当該計算日までに発生する収入または利益に対する課税に関し、受託会社が支払わなければならない、または還付請求できる金額を考慮に入れる。
- (e) 当該シリーズ・トラストの資産から控除されるもの（それぞれ「控除」という。）には以下のものがある。
 - () 上記に規定されていない、発生しているが未払いの費用
 - () シリーズ・トラストに関する受託会社または管理会社による借入残高合計
 - () 上記に規定されない、信託証書に従い資本から支払われる、または支払われることが見積もられる金額
- (f) 管理会社は、外貨により支払われるべき金額を、同通貨による投資対象の価額または現金から控除することができる。
- (g) 管理会社は外貨による価額または金額（投資対象にかかるものか、現金もしくは当座もしくは預金勘定における金額にかかるものかまたは控除かを問わない。）を、管理会社はその状況において関連するまたは支払義務を負うことがあるプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮して適切であると決定するレートで適切な機能通貨に交換する。
- (h) 管理会社は、管理会社が最低市場取引売り呼び値または最高市場取引買い呼び値であると合理的に考えた価格がそうでなかったとしても、その責任を負わない。
- (i) 上記の価格の建値が入手できない場合、評価は管理会社が随時決定する方法で決定される。

(j) 管理会社が上記の評価基準のいずれかが特定の場合または一般的に不相当であるとみなす場合、管理会社がその状況において合理的であるとみなすその他の評価基準もしくは評価手続を採用するか、または採用することを受託会社もしくはその受任者に指示することができる。

投資者は、IFRSに基づき投資対象が公正価値で測定されること、またIFRSではビッドとオファーによる価格が上場投資対象の公正価値を示しているものと考えられていることに留意すべきである。しかし、上記の評価基準に従い、上場投資対象は、IFRSにより要求されているビッドとオファーによる価格ではなく最終取引価格で評価される予定であり、この結果、IFRSに準拠して評価が行われた場合と異なる評価額となる可能性がある。管理会社は、かかる不遵守の影響を検討したが、この問題がシリーズ・トラストの業績および純資産価格に対して与える影響の重要性はないと予想している。

純資産価格の計算の一時中止

管理会社は、以下の場合に純資産価格および受益証券1口当りの純資産価格、および/またはシリーズ・トラストの発行および/または買戻価格の決定を以下のいずれかの状況において中止することができる。

(a) その時シリーズ・トラストの信託財産の投資対象の重要な部分が取引されている主要または証券取引所であるいずれかの市場または証券取引所が閉鎖されている期間(通常の祝日でない場合)、または取引が実質的に制限され、もしくは中止されている期間

(b) 受託会社によるまたはそのためのシリーズ・トラストの信託財産の投資対象の実行可能な処分が非常事態により妨げられる期間

(c) 当該シリーズ・トラストの資産が投資されているいずれかの企業への投資対象の純資産価格の計算または当該投資対象の買戻権が中止される期間

(d) 投資対象のいずれかの価格または市場もしくは証券取引所における時価を決定するために通常使用される通信手段に障害が生じている期間、または

(e) 投資対象のいずれかの現金化または支払いに関わる送金が不可能である期間

(f) シリーズ・トラストの信託財産における重要な割合(管理会社の絶対的裁量により決定される。)の資産を管理会社が清算または管理会社がシリーズ・トラストを終了しなければならないような事態が発生する場合

(g) 管轄法域における司法または監督当局の命令による場合

受託会社は、中止の発生から7日以内にすべての受益者に対して書面によりこれを通知し、またすべての受益者にかかる中止の終了を通知する。

(2)【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社により保管され、日本の受益者に対しては、販売会社（または販売取扱会社）から受益証券の取引残高証明書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りでない。

(3)【信託期間】

ファンドの受益者集会がシリーズ・トラスト決議により決定することがある日または信託証書に定めるその他の終了事由のいずれかの発生のいずれか早い日に終了する。

(4)【計算期間】

決算期は毎年12月31日である。

(5)【その他】

(イ)シリーズ・トラストの終了

シリーズ・トラストは、以下の事由のいずれかが最初に発生した時に終了するものとする。

(a) シリーズ・トラストを継続すること、または他の管轄に移転することのいずれかが違法となる場合、または受託会社もしくは管理会社が、実行不可能、経済的でない、不得策な、または受益者の利益に反すると判断した場合

(b) 本書記載の状況が発生した場合

(c) すべての発行済受益証券が買戻された場合（選択的買戻しまたは強制的買戻しのいずれによるかは問わないものとする。）

(d) 当該シリーズ・トラストの受益者がシリーズ・トラスト決議によって決定した場合

(e) 信託証書の日付から149年が経過した場合

シリーズ・トラストが終了した場合、管理会社は、直ちにかかる終了に関する通知をシリーズ・トラストのすべての受益者に送付する。

(ロ)信託証書の変更

受託会社および管理会社は、シリーズ・トラストの受益者またはシリーズ・トラストの該当するクラスまたはシリーズの受益者(場合により)に対し、書面により通知(シリーズ・トラスト決議により放棄されうる。)し、シリーズ・トラストの受益者またはシリーズ・トラストの関係するクラスまたはシリーズの受益者(場合に応じて)の最良の利益となると管理会社がみなす方法および範囲で、追補証書により、信託証書の規定を変更、改正または追加する権利を有するものとする。

(ハ)関係法人との契約の更改等に関する手続

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3ヵ月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3ヵ月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。従って販売会社(または販売取扱会社)にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。

これら日本の受益者は販売会社(または販売取扱会社)との間の口座約款に基づき販売会社(または販売取扱会社)をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売会社（または販売取扱会社）に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

()分配金請求権

受益者は、管理会社の絶対的裁量による判断に基づき分配が決定された場合、自己の保有する受益証券の口数に応じて管理会社に請求する権利を有する。

()買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、本書における「買戻し手続等」の記載に従い、管理会社に請求する権利を有する。

()残余財産分配請求権

シリーズ・トラストが解散された場合、受益者は、自己の保有する受益証券の口数に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(iv)議決権

受益者は限定的な議決権を有する。信託証書において、一定の状況下において受益者の決議が必要であると規定している（例えば、受託会社または管理会社の解任および任命、信託証書の変更）。

投票による議決の場合には、本人、代理人または代表者により出席する受益者は、その保有する受益証券毎に1個の議決権を有する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

島崎法律事務所 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

()管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

()日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 島崎 文彰

東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階

島崎法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

上記(3)()の取引に関連して日本の受益者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認している。判決の執行手続は、日本法に従って行われる。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

ニュース フィナンサ トラスト ベトナム バランス ファンド

1. 以下に掲げるファンドの直近2事業年度（2010年12月31日に終了した事業年度および2008年10月30日から2009年12月31日までの期間）の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項但書の規定の適用により作成されている。
2. ファンドの原文（英文）の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるベイカー・ティリー（ケイマン）リミテッド（Baker Tilly (Cayman) Ltd.）の監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を発行している。
3. ファンドの原文（英文）の財務書類は、米ドルで表示されている。日本円への換算には、2011年10月3日現在において株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝77.14円）が使用されている。なお、換算上千円未満の端数は四捨五入したため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

ニュース フィナンサ トラストのシリーズ・トラスト

ニュース フィナンサ ベトナム バランス ファンド

財政状態計算書

2010年および2009年12月31日現在

(米ドル表示)

	注記	2010年		2009年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
損益を通じた公正価値による金融資産(2010年の取得価額3,497,018米ドル(2009年:3,441,677米ドル))	3,7	3,408,924	262,964	4,198,954	323,907
現金および現金同等物	4,7	205,114	15,822	480,476	37,064
未収利息および未収配当金		41,386	3,193	72,749	5,612
前払費用		-	-	4,268	329
資産の合計		3,655,424	281,979	4,756,447	366,912
負債					
未払運用報酬	6	11,358	876	18,015	1,390

未払金および未払費用		62,198	4,798	62,543	4,825
負債の合計		<u>73,556</u>	<u>5,674</u>	<u>80,558</u>	<u>6,214</u>
純資産		<u>3,581,868</u>	<u>276,305</u>	<u>4,675,889</u>	<u>360,698</u>
純資産の内訳：					
受益証券	5,7	3,581,868口		4,675,889口	
39,420口(2009年：42,306口)に基づく1口当りの純					
資産価額	5,7	<u>90.86</u>	<u>7,009円</u>	<u>110.52</u>	<u>8,526円</u>

添付の財務書類の注記を参照されたい。

(2) 【損益計算書】

ニュース フィナンサ トラストのシリーズ・トラスト

ニュース フィナンサ ベトナム バランス ファンド

包括利益計算書

2010年12月31日に終了した事業年度および

2008年10月30日(運用開始日)から2009年12月31日までの期間

(米ドル表示)

	2010年12月31日に終了した事業年度		2008年10月30日(運用開始日)から2009年12月31日までの期間	
	米ドル	千円	米ドル	千円
	注記			
収益				
受取利息	100,563	7,757	100,798	7,776
外貨建による純損失	(15,886)	(1,225)	(14,242)	(1,099)
受取配当金	95,604	7,375	102,813	7,931
投資売却による実現利益	185,796	14,332	492,907	38,023
投資売却による実現外貨建損失	(92,560)	(7,140)	(63,683)	(4,913)
投資による未実現利益/(損失)の純変動	(757,714)	(58,450)	931,075	71,823

投資による未実現外貨建損失の純変動		(87,657)	(6,762)	(173,799)	(13,407)
外貨建による未収利息および配当金に対する未実現利益/(損失)の純変動		2,077	160	(2,079)	(160)
		<u>(569,777)</u>	<u>(43,953)</u>	<u>1,373,790</u>	<u>105,974</u>
費用					
運用報酬	6	53,063	4,093	68,710	5,300
成功報酬	6	-	-	337,542	26,038
管理報酬		100,000	7,714	88,000	6,788
代行協会員報酬		20,809	1,605	26,945	2,079
監査報酬		17,970	1,386	16,000	1,234

保管報酬	12,306	949	13,417	1,035
販売報酬	24,971	1,926	32,334	2,494
創立費用	-	-	240,706	18,568
その他費用	22,773	1,757	97,842	7,548
	<u>251,892</u>	<u>19,431</u>	<u>921,496</u>	<u>71,084</u>
営業利益 / (損失)	<u>(821,669)</u>	<u>(63,384)</u>	<u>452,294</u>	<u>34,890</u>
源泉徴収税	953	74	1,473	114
当期利益 / (損失)	<u>(822,622)</u>	<u>(63,457)</u>	<u>450,821</u>	<u>34,776</u>

添付の財務書類の注記を参照されたい。

ニュース フィナンサ トラストのシリーズ・トラスト

ニュース フィナンサ ベトナム バランス ファンド

純資産変動計算書

2010年12月31日に終了した事業年度および

2008年10月30日(運用開始日)から2009年12月31日までの期間

(米ドル表示)

米ドル

千円

	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
当期利益 / (損失)		(822,622)	(63,457)	450,821	34,776
営業活動により(使用された)生じた現金と当期利益の調整項目:					
投資の購入		(1,135,429)	(87,587)	(6,780,785)	(523,070)
投資売却による手取金		1,173,325	90,510	3,768,331	290,689
投資売却による実現利益		(185,796)	(14,332)	(492,907)	(38,023)
投資売却による実現外貨建 損失		92,559	7,140	63,683	4,913
投資に対する未実現損失 / (利益) の純変動		757,714	58,450	(931,075)	(71,823)
投資に対する未実現外貨建 損失の純変動		87,657	6,762	173,799	13,407
営業資産および負債の変動		31,363	2,419	(72,749)	(5,612)
未収利息および未収配当金 の減少 / (増加)		4,268	329	(4,268)	(329)
前払費用の減少 / (増加)		(6,657)	(514)	18,015	1,390
未払管理報酬の増加 / (減少)		(345)	(27)	62,543	4,825
未払金および未払費用の増 加 / (減少)		(3,963)	(306)	(3,744,592)	(288,858)

財務活動によるキャッシュ・フロー

発行済受益証券		196,720	15,175	4,567,962	352,373
償還済受益証券		(468,119)	(36,111)	(342,894)	(26,451)
		(271,399)	(20,936)	4,225,068	325,922
当期中における現金および現金同等物の純変動		(275,362)	(21,241)	480,476	37,064
期首現在の現金および現金同等物		480,476	37,064	-	-
期末現在における現金および現金同等物	4	205,114	15,822	480,476	37,064

添付の財務書類の注記を参照されたい。

ニュース フィナンサ トラストのシリーズ・トラスト

ニュース フィナンサ ベトナム バランス ファンド

財務書類の注記

2010年および2009年12月31日

1. 設立および基礎情報

ニュース フィナンサ ベトナム バランス ファンド（以下「ファンド」という。）は、2008年9月11日付の信託証書に基づき設立されたニュース フィナンサ トラスト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストをいう。トラストは、アンブレラ型のユニット・トラストであり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ファンドは、2008年10月30日に運用を開始した。

ファンドの投資目的は、下記に掲げる投資により、ファンド資産の成長を目指すことである。

- ベトナムの国債・公的機関発行の債券、信用度の高い短期金融商品を含む信用度の高い金融機関への預金への投資
- ベトナム国内の証券取引所に上場されている企業によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資
- ベトナム国内の証券取引所に上場している投資信託への投資
- ベトナム国内で設立され、国内証券取引所に上場を目論む企業によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資（ただし、非上場株式への投資はファンド資産の15%を上限とする。）
- その資産の大部分をベトナムに有するか、またはその売上の大部分がベトナムに由来するベトナム以外の証券市場に上場している会社によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資

ファンドの管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社のフィナンサ・ファンド・マネージメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）である。

2010年および2009年12月31日現在、ファンドには従業員はいない。ファンドの事務管理は、メープルズエフエス・リミテッド(以下「事務管理会社」という。)により行われている。トラストの受託会社は、メープルズエフエス・リミテッド（以下「受託会社」という。）である。シティバンク・エヌ・エー、ハノイ支店(以下「保管会社」という。)は、ファンドの保管会社として行為する。ファンドの登記上の住所は、ケイマン諸島グランドケイマン、ユグランド・ハウス、私書箱309である。

本財務書類は、2011年4月20日付で受託会社により発行を授權された。

2. 作成基準および重要な会計方針

ファンドの財務書類は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)により発行された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会により発行された解釈指針に従い作成された。ファンドは現在有効のIFRSの改訂版を採用している。財務書類は、米ドル建てで表示されている。

見積りの使用

IFRSに準拠した財務書類を作成するために経営者は、財務書類およびその添付の注記に報告された金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定をしなければならない。経営者は財務書類を作成する上で使用される見積りは、合理的で慎重なものであると考える。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合がある。

金融商品

当初認識の際、ファンドはすべての投資有価証券を、損益を通じた公正価値による金融資産への投資区分に指定し、すべて売買保有目的とみなした。

債権として分類された金融資産は、償却原価により計上され、未収利息および未収配当金ならびに前払費用を含む。損益を通じた公正価値ではない金融負債は償却原価で計上され、未払管理報酬および未払金ならびに未払費用を含む。

(i) 有価証券取引

金融商品の売買は、取引日ベースで計上される。金融商品の売却による実現利益および損失は先入れ先出し方式を用いて計算され、包括利益計算書の投資有価証券売却による実現利益 / 損失に含まれる。利息は発生主義ベースで記録されている。配当収入は配当落ち日で計上されている。

(ii) 当初測定

損益を通じた公正価値によって分類された金融商品は当初公正価値で測定され、その取引費用は包括利益計算書に計上される。

金融負債は発生した日に当初測定された。その他すべての金融負債（損益を通じた公正価値により指定された負債を含む。）を取引日（ファンドが商品の契約条項の当事者となった日をいう。）に当初認識された。

(iii) 認識の中止

ファンドは金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したとき、または金融資産を譲渡したときに金融資産の認識を中止する。金融負債は契約に規定された債務が免除、取消しまたは消滅したときに認識が中止される。

店頭市場で取引または取扱われた投資の価額は、評価日に建値された最終の買い呼び値を参照して計算される。

(iv) その後の測定

当初測定後、ファンドは損益を通じた公正価値で分類された金融商品を公正価値で測定する。

証券取引所で建値、上場、取引または取扱われている投資の価額は、評価日（または管理会社が決定することがあるその他の日）における当該証券取引所の営業終了時の最終取引相場価格（または取引がない場合には、直近の買い呼び値）を参照して計算される。

手元現金、預金、手形および要求払いノートの額面金額または表示金額ならびに受取債権、前払費用、宣言済みまたは未収の現金配当および利息は、これらが全額支払われまたは受領されない見込みがない限り、その全額が存在が推定される。資産が全額支払われ、または受領されない見込みの場合は、受託会社は管理会社が適切と思料する金額を割り引く。

これらの金融商品の公正価値の事後変動は、包括利益計算書の投資の未実現利益 / 損失の純変動に含まれている。

受取債権および金融負債は、その後償却原価から減損損失引当金を差引いた金額で測定される。

外貨建取引

米ドル建以外の通貨建ての資産および負債は、財政状態計算書日現在の為替レートで米ドルに換算される。外貨建取引は取引日現在における近似為替レートで米ドルに換算される。為替差損（もしあれば）が投資の換算ならびにその他資産および負債の換算から生じるときは、包括利益計算書に別途表示される。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は銀行預金、当初満期日が3ヵ月以内の定期預金、判明している現金額に容易に交換され、かつ価額変動の重要なリスクを負わない短期で流動性の高い投資として定義されている。米ドル建の銀行預金は、取得原価で計上される。その他の通貨建ての現金は、財政状態計算書日現在の為替レートで米ドルに換算される。

税金

ケイマン諸島の政府による取得またはキャピタル・ゲインに対して現在税金は課せられない。ファンドが支払わなければならない唯一の税金は、ベトナム政府に対して支払われる社債利息収入に適用される源泉徴収税である。これらの税金は、包括利益計算書に別途表示される。

3. 損益を通じた公正価値による金融資産

	(単位：米ドル)			
	2010年		2009年	
	取得原価	公正価値	取得原価	公正価値
有価証券投資				
上場持分証券	2,405,954	2,367,865	2,308,643	3,139,075
上場株式オプション	-	20,621	-	-
上場負債証券	-	-	1,133,034	1,059,879
非上場負債証券	1,091,064	1,020,438	-	-
合計	3,497,018	3,408,924	3,441,677	4,198,954

有価証券投資は、以下のとおり構成される。

	(単位：米ドル)	
	2010年	2009年
上場持分証券		
Hoa Phat Group Joint Stock Company	249,253	265,037
LICOGI 16 Joint Stock Company	184,711	124,195
Bentre Aquaproduct Import And Export Joint Stock Company	178,669	219,279
Hochiminh City Infrastructure Investment JSC	163,364	230,904
Tien Phong Plastic JSC	150,785	147,735
Vietnam Container Shipping Joint-Stock Company	147,257	199,771
OPC Pharmaceutical Joint-Stock Company	131,873	203,367
Thu Duc Housing Development Corporation	129,999	266,382
FPT Corporation	110,267	85,503
Bac Ninh Agricutual JSC	101,990	184,534
Petrovietnam Fertilizer And Chemical Corporation	97,446	91,996
Saigon Thoung Tin Commercial Joint Stock Bank	87,489	101,726
Phun Nhuan Jewelry Joint Stock Company	73,031	85,861
Hoa sen Group	71,117	159,353
Rangdong Light Source and Vacuum Flask Joint Stock Company	68,719	96,453
Vietnam Joint Stock Commercial Bank For Industry	63,619	63,856
Bibica Corporation	60,755	84,194

Truong Thanh Furniture Corporation	56,208	91,227
Vinh Son-Song Hinh Hydropower Joint Stock Company	50,877	122,003
Mekong Fisheries Joint Stock Company	48,620	-
Refrigeration Electrical Engineering Cooperation	39,943	-
Vinaship Joint Stock Company	34,695	42,669
Traphaco Joint Stock Company	34,559	91,468
Investment and Trading of Real Estate Joint Stock Company	19,079	-
Hung Vuong Corporation	13,540	-
Hoang Anh Gia Lai Group	-	84,420
ThacBa Hydropower JSC	-	50,124
Vietnam Construction and Import-Export Joint Stock Corporation	-	29,430
Lugia Mechanical Electric Joint Stock Company	-	17,588
合計	<u>2,367,865</u>	<u>3,139,075</u>
上場持分証券-権利		
Bac Ninh Agricultural JSC – right	<u>20,621</u>	<u>-</u>
上場負債証券		
社債（2009年：クーポンレート7.3%）	<u>-</u>	<u>538,714</u>

非上場負債証券

転換社債（2010年：クーポンレート8.0%）	10,257	-
政府債（2010年：クーポンレート8.75%および8.38%）	1,010,181	521,165
合計	1,020,438	521,165
総計	3,408,924	4,198,954

有価証券投資は、以下のとおり業界毎に分類される。

（単位：米ドル）

	2010年	2009年
有価証券投資（公正価値）		
製造業	709,056	977,104
農業関連業	501,020	580,003
建設業	367,154	355,098
輸送業およびロジスティック	181,952	242,440
医薬品	166,432	294,835
ファイナンス業	151,108	165,582
投資業	129,999	266,383
サービス業	110,267	85,503
エネルギーおよび公益事業	50,877	172,127
合計	2,367,865	3,139,075

(単位:米ドル)

	2010年			
	合計	レベル1	レベル2	レベル3
普通株式	2,367,865	2,367,865	-	-
オプション	20,621	20,621	-	-
政府債	1,010,181	-	1,010,181	-
転換社債	10,257	-	-	10,257
	3,408,924	2,388,486	1,010,181	10,257

(単位:米ドル)

	2009年			
	合計	レベル1	レベル2	レベル3
普通株式	3,139,075	3,139,075	-	-
政府債	521,165	-	521,165	-
社債	538,714	-	538,714	-
	4,198,954	3,139,075	1,059,879	-

当期中に購入されたレベル3に分類された社債は、取得原価10,493米ドルであった。公正価値変動は、為替換算によりもたらされている。経営者は社債の取得原価が2010年12月31日の公正価値に近似すると考えている。

2010年12月31日現在、ファンドはダバコ・ベトナム・コーポレーション(Dabaco Vietnam Corporation)の新株式54,333株を、1株当たり17,000ベトナム

・ドンで購入する権利を有している。これらの株式は、2011年1月21日に取引された。

4. 現金および現金同等物

	(単位：米ドル)	
	2010年	2009年
銀行預金	<u>205,114</u>	<u>480,476</u>

2010年12月31日現在、事務管理会社の銀行口座において43,058米ドル(2009年：18,358米ドル)が保管された。

5．投資信託

ファンドの発行可能受益証券口数は無制限で、管理会社により決定され、無額面とされている。

ファンドは各取引日において買付価格で適格投資家に対して受益証券を発行することができる。受益証券の買付価格は当該申込日の直前の評価日における1口当りの受益証券の純資産価額とする。

2010年および2009年12月31日に終了した事業年度における受益証券の取引は以下のとおりである。

	2010年	2009年
期首現在発行済み受益証券	42,306	-
発行済み受益証券	1,923	45,038
償還済み受益証券	(4,809)	(2,732)
期末現在発行済み受益証券	39,420	42,306

6．関連当事者取引

管理報酬

管理会社は、年間純資産価額の1.275%に相当する管理報酬を受領することができる。

管理報酬は、四半期毎に後払いされる。2010年12月31日に終了した期間の管理報酬は、53,063米ドル（2009年：68,710米ドル）であった。2010年12月31日現在、未払管理報酬は11,358米ドル（2009年：18,015米ドル）であった。

成功報酬

また管理会社が受領することができるいずれかの暦四半期（以下「当該四半期」という。）の成功報酬は、当該四半期末における受益証券1口当りの純資産価格が当該四半期の前のいずれかの四半期末における受益証券1口当りの純資産価格の最高値を超過した額の20%または当初発行価格100米ドル（もしこれが高い場合）に、当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数を乗じた額に相当する。2010年12月31日に終了した事業年度の成功報酬は、ゼロ米ドル（2009年：337,542米ドル）であった。

7. 金融商品および関連リスク

ファンドの投資活動は金融商品およびファンドが投資する市場に付随する様々な種類のリスクに晒される。ファンドが晒される最も重要な種類の金融リスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。市場リスクには株価リスク、金利リスクおよび為替リスクが含まれる。ファンドはファンドの全般的なリスク管理方針の一環として、投資業務に付随するリスクと共に総額ベースでこれらのリスクを管理する。財政状態計算書日現在発行済みの金融商品の性質および範囲ならびにファンドが採用しているリスク管理政策は以下に示すとおりである。

株価リスク

ファンドは2010年および2009年12月31日現在、普通株式への投資についてのみ株式リスクに晒されている。ファンドの投資制限に従い、ファンドは以下の事項を実施することはできない。

- 単一企業の発行済株式総数の25%を超えて投資すること。
- 未上場または容易に換金できない投資を取得すること。ただし、当該投資の結果、ファンドが保有するすべての当該投資の合計額が当該取得の直後にファンド純資産額の15%を上回る場合に限る。
- 上場または未上場に関わらず、持分証券を取得し、その結果ファンドが保有するすべての当該投資の合計額が当該取得直後にファンドの純資産額の70%を上回ることになるような持分証券を取得すること。
- ファンドの純資産額の15%を超えて未上場会社への投資を取得すること。
- ファンドの純資産額の10%（未上場会社の場合は5%）を超えて単一の会社への投資を取得または保有すること。
- ファンドの純資産額の30%を超えて単一業種への投資を取得または保有すること。

2010年および2009年12月31日現在、普通株式の価格が5%値下がり、その他すべての変数が一定であるとする、それぞれ約118,393米ドルおよび約156,954米ドルになる。価格が5%値上がりした場合には、資産の増加および当期損益に与える影響は、グロスベースでそれぞれ約118,393米ドルおよび約156,954米ドルとなる。

金利リスク

ファンドが投資する負債証券および持分証券の公正価値は、ベトナム国内での金利および市況の変動に敏感である。2010年12月31日現在、ファンドの投資ポートフォリオは1,020,438米ドル（2009年：1,059,879米ドル）の負債証券から成っている。その結果、ファンドは市場金利レベルの変動により、公正価値金利リスクに晒される。2010年12月31日現在、金利が3%下落し、他のすべての変数が一定だと仮定すると、約30,000米ドル（2009年：約30,000米ドル）となる。金利が3%上昇した場合、資産の変動および当期損益に与える影響は、グロス・ベースで約30,000米ドル（2009年：約30,000米ドル）となる。

下表は、ファンドの資産および負債を残存契約満期日毎に要約したものである。

	1年以内	1年から5年	5年超	契約満期日がないもの	合計
2010年12月31日現在					
資産					
現金および現金同等物	-	-	-	205,114	205,114
損益を通じた公正価値による金融資産	1,020,438	-	-	2,388,486	3,408,924
未収利息および未収配当	41,386	-	-	-	41,386
資産合計	1,061,824	-	-	2,593,600	3,655,424
負債					
未払管理報酬	11,358	-	-	-	11,358
未払金および未払費用	62,198	-	-	-	62,198
負債合計	73,556	-	-	-	73,556

	1年以内	1年から5年	5年超	契約満期日がないもの	合計
2009年12月31日現在					
資産					
現金および現金同等物	-	-	-	480,476	480,476
損益を通じた公正価値による金融資産	538,714	521,165	-	3,139,075	4,198,954
未収利息および未収配当	72,749	-	-	-	72,749
前払費用	4,268	-	-	-	4,268
資産合計	615,731	521,165	-	3,619,551	4,756,447
負債					
未払管理報酬	18,015	-	-	-	18,015
未払金および未払費用	62,543	-	-	-	62,543

負債合計	80,558	-	-	-	80,558
------	--------	---	---	---	--------

為替リスク

ファンドはベトナムドン（以下「ドン」という。）建ての資産に投資し、ドル建ての収入を得ている。その結果、ファンドはドンに対する米ドルの為替レートが変動し、これによりファンドのドン建て資産の部分の報告価額に対して悪影響を及ぼすことがあるというリスクに晒されている。

ドンは其他通貨に自由に換算することができない。現在、ドンをヘッジすることは常に可能ではない。管理会社は、ヘッジが採算の合う合理的な条件で行うことができる場合には、随時ファンドの通貨リスクをヘッジすることができるが、ファンドにとって有利な条件でヘッジ取引を行うことは常に実務的であるとは限らず、管理会社はヘッジ取引を行う義務を負っていない。

為替レートの変動および現地通貨の切り下げは、ファンドの投資価額に重大な影響を及ぼす場合がある。2010年および2009年12月31日現在、ドンの対米ドル為替相場が21%値上がりした場合、その他すべての変数が一定だとすると、資産の増加および当期損益に及ぼす影響はグロス・ベースで、それぞれ約756,669米ドルおよび約976,899米ドルとなる。為替相場が21%値下がりした場合、その他すべての変数が一定だとすると、資産の減少および当期損益に及ぼす影響は、グロス・ベースでそれぞれ約756,669米ドルおよび約976,899米ドルとなる。

ファンドの投資の全部ならびに現金および現金同等物はドン建てで保有される（ただし、事務管理会社が保管する現金を除く。）。注記4を参照されたい。

信用リスク

信用リスクおよび取引相手リスクにファンドを潜在的に晒している金融商品は、主に現金および現金同等物ならびに負債証券および持分証券への投資から成る。負債証券への投資によりファンドは利息、元本またはその双方の支払いについて発行体が不履行となるリスクに晒される。取引相手リスクとは、ファンドが取引を行う一定の当事者が支払義務を履行できないリスクをいう。

2010年および2009年12月31日現在、ファンドは保管会社に対して相当部分の個別の取引相手信用リスクを有していた。ファンドは定評のある金融機関に対して現金を預託し、有価証券の取引を行うことで、信用リスクおよび取引相手リスクの軽減を図っている。ファンドはこの集中化により損失が生じることを予想していない。

ファンドの管理会社は、継続的に負債証券の信用格付を監視する。2010年および2009年12月31日現在、ファンドの負債証券の公正価値は、以下のとおりこれらの発行体の信用格付により分類された。

	信用格付	(単位：米ドル)	
		2010年	2009年
政府債	BB	1,010,181	521,165
社債	なし	10,257	538,714

2010年12月31日現在で残存する社債は、2011年8月2日（2009年：2010年2月12日）に満期となった。

流動性リスク

ファンドのオフアリング・メモランダムは、各暦週の2営業日における受益証券の毎週の償還を定めている。ファンドの金融商品は、組織され流動性のある公設市場で活発に取引される投資を含む。その結果、ファンドは流動性の要求を満たすために、これらの商品へのその投資を公正価値に近い金額で速やかに換金することができる。従って、管理会社はファンドの流動性リスクはごくわずかなものと考えている。

8. 新基準の公表

未だ採用されていない新基準および解釈

IFRS第9号金融商品は、金融資産の分類および測定に対する新要件を導入している。かかる基準は、早期採択が認められれば2013年1月1日以降の年度について発効となる。IFRS第9号は遡及的に採用されなければならない。もしかかる基準が2012年1月1日以前に採用された場合には、前期の比較情報を

再表示する要件は免除される。IFRS第9号はIAS第39号金融商品：認識および測定に取って代わるために3部構成から成るプロジェクトの第1部の終了を示している。IFRS第9号は、金融資産が減価償却または公正価値で測定されているかを判断するためにビジネスモデルおよび契約上のキャッシュフローの特徴を利用し、IAS第39号上の4区分に取って代わられている。このアプローチは、どのように事業体が金融商品（ビジネス・モデル）および金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特徴を管理しているのかに基づいている。

ファンドの金融資産が損益を通じた公正価値で指定されているため、本基準が財務書類に著しい影響を与える予定はない。

9. 後発事象

報告日以降に発生した重要な後発事象はない。

**NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
- A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST**

STATEMENTS OF FINANCIAL POSITION

31 December 2010 and 2009
(stated in United States Dollars)

	Notes	2010	2009
ASSETS			
Financial assets at fair value through profit or loss (cost: \$3,497,018 in 2010 (2009: \$3,441,677))	3,7	3,406,824	4,198,954
Cash and cash equivalents	4,7	205,114	480,478
Interest and dividends receivable		41,386	72,749
Prepaid expenses		-	4,268
TOTAL ASSETS		<u>3,655,424</u>	<u>4,756,447</u>
LIABILITIES			
Management fee payable	6	11,358	18,015
Accounts payable and accrued expenses		62,198	62,543
TOTAL LIABILITIES		<u>73,556</u>	<u>80,558</u>
NET ASSETS		<u>3,581,868</u>	<u>4,675,889</u>
NET ASSETS REPRESENTED BY			
Trust Units	5,7	3,581,868	4,675,889
Net asset value per unit based on 39,420 units (2009: 42,306 units)	5,7	<u>90.86</u>	<u>110.52</u>

**NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
- A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST**

STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2010 and
for the period from 30 October 2008 (commencement of operations) to 31 December 2009
(stated in United States Dollars)

	Note	For the year ended 31 December 2010	For the period from 30 October 2008 (commencement of operations) to 31 December 2009
INCOME			
Interest		100,563	100,798
Net loss on foreign currencies		(15,886)	(14,242)
Dividends		95,604	102,813
Realised gain on sale of investments		185,796	492,907
Realised foreign currency loss on sale of investments		(92,560)	(63,683)
Net change in unrealised (loss)/gain on investments		(757,714)	931,075
Net change in unrealised foreign currency loss on investments		(87,657)	(173,799)
Net change in unrealised gain/(loss) on interest and dividends receivable in foreign currencies		2,077	(2,079)
		<u>(569,777)</u>	<u>1,373,790</u>
EXPENSES			
Management fees	5	53,063	68,710
Performance fees	5	-	337,542
Administration fees		100,000	88,000
Agent Company fees		20,809	26,945
Audit fees		17,970	16,000
Custody fees		12,306	13,417
Distributor fees		24,971	32,334
Organisation expenses		-	240,706
Other expenses		22,773	97,842
		<u>251,892</u>	<u>921,496</u>
OPERATING (LOSS)/ PROFIT		<u>(821,669)</u>	<u>452,294</u>
Withholding taxes		953	1,473
(LOSS)/PROFIT FOR THE YEAR/PERIOD		<u>(822,622)</u>	<u>450,821</u>

**NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
- A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST****STATEMENTS OF CHANGES IN NET ASSETS**

For the year ended 31 December 2010 and
for the period from 30 October 2008 (commencement of operations) to 31 December 2009
(stated in United States Dollars)

	<u>USD</u>
Net assets at the beginning of the period	-
Issue of units during the period	4,567,962
Redemption of units during the period	(342,894)
Profit for the period	450,621
Net assets as at 31 December 2009	<u>4,675,889</u>
Issue of units during the year	196,720
Redemption of units during the year	(468,119)
Loss for the year	(822,622)
Net assets as at 31 December 2010	<u>3,581,868</u>

**NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
- A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST**

STATEMENTS OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2010 and
for the period from 30 October 2008 (commencement of operations) to 31 December 2009
(stated in United States Dollars)

	For the year ended 31 December 2010	For the period from 30 October 2008 (commencement of operations) to 31 December 2009
Note		
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES		
(Loss)/Profit for the year/period	(822,622)	450,821
Adjustments to reconcile profit for the period to cash provided by (used in) operating activities :		
Purchase of investments	(1,135,429)	(6,780,785)
Proceeds from sale of investments	1,173,325	3,768,331
Realised gain on sale of investments	(185,796)	(482,907)
Realised foreign currency loss on sale of investments	92,559	63,683
Net change in unrealised loss/(gain) on investment	757,714	(931,075)
Net change in unrealised foreign currency loss on investments	87,657	173,799
Change in operating assets and liabilities		
Decrease/(increase) in interest and dividends receivable	31,363	(72,749)
Decrease/(increase) in prepaid expense	4,268	(4,268)
(Decrease)/increase in management fees payable	(6,657)	18,015
(Decrease)/increase in account payable and accrued expenses	(345)	82,543
	<u>(3,963)</u>	<u>(3,744,592)</u>
CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES		
Units issued	196,720	4,567,962
Units redeemed	(468,119)	(342,894)
	<u>(271,399)</u>	<u>4,225,068</u>
NET CHANGE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS DURING THE YEAR/PERIOD	(275,362)	480,476
Cash and cash equivalents at the beginning of the year/period	480,476	-
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT THE END OF THE YEAR/PERIOD	4 <u>205,114</u>	<u>480,476</u>

**NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
- A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST**

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2010 and 2009

1. INCORPORATION AND BACKGROUND INFORMATION

New-S Finansa Vietnam Balanced Fund (the "Fund"), is a series trust of New-S Finansa Trust (the "Trust") established pursuant to a trust deed dated 11 September 2008. The Trust is an umbrella unit trust and is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (2009 Revision) of the Cayman Islands. The Fund commenced operations on 30 October 2008.

The Fund's investment objective is to provide Unitholders with capital appreciation through investment in the following securities:

- debt securities issued by the Government and public organisations in Vietnam, deposits (including money market products with high creditability and cash) with Vietnamese financial institutions with high creditworthiness;
- equity securities such as shares, convertible bonds, warrants and bonds with warrant and debt securities issued by companies listed on the Vietnamese Securities Markets;
- mutual funds listed on the Vietnamese Securities Markets;
- equity securities such as shares, convertible bonds, warrants and bonds with warrant and debt securities issued by companies which are contemplating a listing on the Vietnamese Securities Markets (provided that investments in unlisted shares are limited to 15% of the Fund's net assets); and
- equity securities such as shares, convertible bonds, warrants and bonds with warrant and debt securities issued by a company listed on a securities exchange other than the Vietnamese Securities Markets if a substantial part of the assets of such company or its sales are situated in or derived from Vietnam.

The Fund's manager is Finansa Fund Management, Ltd. (the "Manager"), a limited liability company incorporated in the Cayman Islands.

At 31 December 2010 and 2009, the Fund had no employees. The administration of the Fund is conducted by MaplesFS Limited (the "Administrator"). The trustee of the Trust is MaplesFS Limited (the "Trustee"), Citibank N.A., Hanoi Branch (the "Custodian") act as custodian of the Fund. The registered office of the Fund is located at PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, Cayman Islands.

These financial statements were authorised for issue by the Trustee on 20 April 2011.

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Fund's financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") issued by the International Accounting Standard Board ("IASB"), and interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee of the IASB. The Fund adopted the revised versions of IFRS that are currently effective. The financial statements are presented in United States ("US") dollars.

Use of estimates

The preparation of financial statements in conformity with International Financial Reporting Standards ("IFRS") requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Management believes that the estimates utilised in preparing its financial statements are reasonable and prudent. Actual results could differ from these estimates.

**NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
- A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST**

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2010 and 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Financial instruments

Upon initial recognition, the Fund designates all its investments into the financial assets at fair value through profit and loss category and are all considered to be held for trading.

Financial assets that are classified as receivables are carried at amortised cost and include interest and dividend receivable and prepaid expense. Financial liabilities that are not fair value through profit or loss are carried at amortised cost and include management fee payable and accounts payable and accrued expenses.

(i) Securities transactions

Purchases and sales of financial instruments are accounted for on a trade date basis. Realised gains and losses on disposal of financial instruments are calculated using the first-in, first-out method and are included in realised gains/losses on investments in the statement of comprehensive income. Interest is recorded on the accrual basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date.

(ii) Initial measurement

Financial instruments categorised at fair value through profit or loss, are measured initially at fair value, with transaction costs for such instruments being recognised in the statement of comprehensive income.

Financial liabilities are measured initially on the date that they are originated. All other financial liabilities (including liabilities designated at fair value through profit or loss) are recognized initially on the trade date, which is the date that the Fund becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

(iii) Derecognition

The Fund derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or it transfers the financial asset. A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expired.

The value of investments traded or dealt in on any over-the-counter market are calculated by reference to the latest available bid price quoted on the date of valuation.

(iv) Subsequent measurement

After initial measurement, the Fund measures financial instruments which are classified as fair value through profit or loss at their fair values.

The value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any stock exchange are calculated by reference to the latest available quoted trade price (or, in the absence of any trades, the latest available bid price) prevailing at close of business on the relevant stock exchange on the date of valuation (or prevailing at such other time as the Manager may determine).

**NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
– A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST**

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2010 and 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

(iv) Subsequent measurement (continued)

The face value or declared value of any cash in hand or on deposit, bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued and not yet received are presumed to be the full amount thereof unless the same is unlikely to be paid or received in full. If the asset is unlikely to be paid or received in full, the Trustee discounts its value as the Manager may consider appropriate.

Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are included in net change in unrealised gain/loss on investments in the statements of comprehensive income.

Receivables and financial liabilities are subsequently measured at amortised cost, less any allowance for impairment.

Foreign currency transactions

Assets and liabilities denominated in currencies other than the US dollars are translated into US dollars at the exchange rates ruling at the date of the statement of financial position. Transactions in foreign currencies are translated into US dollars at the rates approximating those in effect at the transaction date. Exchange differences, if any, resulting from translation of investments and translation of other assets and liabilities are presented separately in the statement of comprehensive income.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents are defined as cash at bank, time deposits with an original maturity of three months or less, and short-term, highly liquid investments readily convertible to known amounts of cash and subject to an insignificant risk of changes in value. Cash at bank which are denominated in US dollars are carried at cost. Cash denominated in other currencies are translated into US dollars at the applicable rates of exchange at the date of the statement of financial position.

Taxation

There is currently no taxation imposed on income or capital gains by the Government of the Cayman Islands. The only taxes payable by the Fund are withholding taxes applicable to interest income on bonds paid to the Vietnamese government. These taxes are presented separately in the statement of comprehensive income.

3. FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	In US Dollars			
	2010		2009	
	Cost	Fair value	Cost	Fair value
Investments in securities				
Listed equity securities	2,405,954	2,367,865	2,308,643	3,139,075
Listed equity option	-	20,621	-	-
Listed debt instruments	-	-	1,133,034	1,059,879
Unlisted debt instrument	1,091,064	1,020,438	-	-
Total	3,497,018	3,408,924	3,441,677	4,198,954

**NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
- A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST**

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2010 and 2009

3. FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (CONTINUED)

Investments in securities comprise as follows:

	In US Dollars	
	2010	2009
Listed equity securities		
Hoa Phat Group Joint Stock Company	249,253	265,037
LICOGI 16 Joint Stock Company	184,711	124,195
Bentre Aquaproduct Import And Export Joint Stock Company	178,669	219,279
Hochiminh City Infrastructure Investment JSC	163,364	230,904
Tian Phong Plastic JSC	150,785	147,735
Vietnam Container Shipping Joint-Stock Company	147,257	199,771
OPC Pharmaceutical Joint-Stock Company	131,873	203,367
Thu Duc Housing Development Corporation	129,999	266,382
FPT Corporation	110,267	85,503
Bac Ninh Agricultural JSC	101,990	184,534
Petrovietnam Fertilizer And Chemical Corporation	97,446	91,996
Saigon Thuong Tin Commercial Joint Stock Bank	87,469	101,726
Phun Nhuan Jewelry Joint Stock Company	73,031	85,861
Hoa sen Group	71,117	159,353
Rangdong Light Source and Vacuum Flask Joint Stock Company	68,719	96,453
Vietnam Joint Stock Commercial Bank For Industry	63,619	63,856
Bibica Corporation	60,755	84,194
Truong Thanh Furniture Corporation	56,208	91,227
Vinh Son - Song Hinh Hydropower Joint Stock Company	50,877	122,003
Mekong Fisheries Joint Stock Company	48,620	-
Refrigeration Electrical Engineering Corporation	39,943	-
Vinaship Joint Stock Company	34,695	42,969
Traphaco Joint Stock Company	34,559	91,458
Investment and Trading of Real Estate Joint Stock Company	19,079	-
Hung Vuong Corporation	13,540	-
Hoang Anh Gia Lai Group	-	84,420
ThacBa Hydropower JSC	-	50,124
Vietnam Construction and Import-Export Joint Stock Corporation	-	29,430
Lugia Mechanical Electric Joint Stock Company	-	17,588
Total	2,387,865	3,139,075
Listed equity security - Right		
Bac Ninh Agricultural JSC - right	20,621	-
Listed debt instruments		
Corporate bond (coupon rate 7.3% in 2009)	-	538,714
Unlisted debt instruments		
Convertible bond (coupon rate 8.0% in 2010)	10,257	-
Government bond (coupon rate 8.75% and 8.38% in 2010)	1,010,181	521,165
Total	1,020,438	521,165
Grand total	3,408,924	4,198,954

**NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
- A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST**

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2010 and 2009

3. FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (CONTINUED)

Investments in securities can be broken down by industry as follows:

	In US Dollars	
	2010	2009
Investments in securities, at fair value:		
Manufacturing	709,056	977,104
Agribusiness	501,020	580,003
Construction	367,154	355,098
Transportation and logistics	181,952	242,440
Pharmaceuticals	166,432	294,835
Finance	151,108	165,582
Investment	129,999	286,383
Services	110,267	85,503
Energy and Utilities	50,877	172,127
Total	2,367,865	3,139,075

The Fund classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1: Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2: Inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (that is, as prices) or indirectly (that is, derived from prices).
- Level 3: Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (that is, unobservable inputs).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability. The determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Fund. The Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following table analyses within the fair value hierarchy the Fund's financial assets (by class) measured at fair value at 31 December 2010 and 2009.

	Total	2010 (In US Dollars)		
		Level 1	Level 2	Level 3
Common stock	2,367,865	2,367,865	-	-
Option	20,621	20,621	-	-
Government bond	1,010,181	-	1,010,181	-

**NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
– A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST**

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2010 and 2009

3. FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (CONTINUED)

	Total	2009 (In US Dollars)		
		Level 1	Level 2	Level 3
Common stock	3,139,075	3,139,075	-	-
Government bond	521,165	-	521,165	-
Corporate bond	538,714	-	538,714	-
	<u>4,198,954</u>	<u>3,139,075</u>	<u>1,059,879</u>	<u>-</u>

The corporate bond classified as level 3 was purchased during the year at a cost of US Dollars 10,493. The change in fair value is brought about by the foreign exchange translation. Management believe that the cost of the corporate bond approximates its fair value of December 31, 2010.

As at December 31, 2010, the Fund has right to buy 54,333 new shares of Dabaco Vietnam Corporation at Vietnamese Dong 17,000 per share. These shares were traded on January 21, 2011.

4. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	In US Dollars	
	2010	2009
Cash at bank	<u>205,114</u>	<u>480,476</u>

As at 31 December 2010, \$43,058 (2009: \$18,358) was held in a bank account with the Administrator.

5. TRUST UNITS

The number of units to be issued in the Fund shall be unlimited and as the Manager shall determine and shall be without par.

The Fund may issue units to eligible investors at the purchase price on each dealing day. The purchase price of a unit is the net asset value per unit on the valuation day immediately preceding the relevant subscription day.

Units' transactions for the year/period ended 31 December 2010 and 2009 were as follows:

	2010	2009
Units outstanding at beginning of the year/period	42,306	-
Units issued	1,923	45,038
Units redeemed	(4,809)	(2,732)
Units outstanding at the end of the year/period	<u>39,420</u>	<u>42,306</u>

NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
- A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2010 and 2009

6. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Management fees

The Manager is entitled to receive a management fee which is equal to 1.275% of the net asset value per annum. The management fee is payable quarterly in arrears. The management fees for the period ended 31 December 2010 was \$53,063 (2009: \$68,710). The management fee payable at 31 December 2010 was \$11,358 (2009: \$18,015).

Performance fees

The Manager is also entitled to receive a quarterly performance fee equal to 20% of the amount by which the net asset value per unit at the end of the relevant quarter exceeds the highest of the net asset value per unit as at the end of any of the preceding calendar quarters, or the initial issue price of US\$100 if it is higher, multiplied by the average number of units in issue during the relevant quarter. The performance fees for the year ended 31 December 2010 was \$Nil (2009: \$337,542).

7. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS

The Fund's investing activities expose it to various types of risks that are associated with the financial instruments and markets in which it invest. The most important types of financial risks to which the Fund is exposed are market risk, credit risk, and liquidity risk. Market risk includes equity price risk, interest rate risk and foreign currency rate risk. The Fund manages these risks on an aggregate basis along with the risks associated with its investing activities as part of its overall risk management policies. The nature and extent of the financial instruments outstanding at the dates of the statement of financial position and the risk management policies employed by the Fund are disclosed below.

Equity price risk

The Fund is exposed to equity price risk as at 31 December 2010 and 2009, only to the extent of investments in common stocks. In accordance with the Fund's investment restrictions, the Fund is not permitted to perform the following:

- invest in more than 25% of the total number of issued and outstanding shares of any one company;
- acquire any investment which is not listed on an exchange or which is not readily realisable if, as a result of the acquisition, the total value of all such investments held by the Fund would immediately following such acquisition exceed 15% of the value of its net assets;
- acquire any equity interests, whether listed or unlisted, if as a result of the acquisition, the total value of all such investments held by the Fund would immediately following such acquisition exceed 70% of the value of its net assets;
- acquire any investment in unlisted companies in excess of 15% of the value of the net assets of the Fund;
- acquire or hold any investment in a single company in excess of 10% (or in the case of an unlisted company 5%) of the value of the net assets of the Fund;
- acquire or hold any investment in a single sector in excess of 30% of the value of the net

**NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
- A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST**

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2010 and 2009

7. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (CONTINUED)

Equity price risk (continued)

At 31 December 2010 and 2009, should the prices of the common stocks be reduced by 5 percent and all other variables remaining constant, the reduction in gross assets and gross impact on profit and loss for the periods would amount to approximately \$118,393 and \$156,954, respectively. If prices had risen by 5 percent the increase in gross assets and gross impact on profit and loss for the periods would amount to approximately \$118,393 and \$156,954, respectively.

Interest rate risk

The fair values of the debt and equity securities in which the Fund invests are sensitive to changes in interest rates and market conditions within Vietnam. At 31 December 2010, the Fund's investment portfolio is made up of \$1,020,438 (2009: \$1,059,879), of debt securities. As a result, the Fund is subject to fair value interest rate risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. At 31 December 2010, had interest rates decreased by 3 percent with all other variables remaining constant, the change in gross assets and gross impact on profit and loss for the period would amount to approximately \$30,000 (2009: \$30,000). If interest rates had risen by 3 percent the change in gross assets and gross impact on profit and loss for the period would amount to approximately \$30,000 (2009: \$30,000).

The table below summarises the Fund's assets and liabilities by the remaining contractual maturity.

	Up to 1 year \$	1-5 years \$	Over 5 years \$	No Contractual maturities \$	Total \$
At 31 December 2010					
Assets					
Cash and cash equivalents	-	-	-	205,114	205,114
Financial assets at fair value through profit or loss	1,020,438	-	-	2,388,486	3,408,924
Interest and dividends receivable	41,386	-	-	-	41,386
Total assets	1,061,824	-	-	2,593,600	3,655,424
Liabilities					
Management fee payable	11,358	-	-	-	11,358
Account payable and accrued expenses	62,198	-	-	-	62,198
Total liabilities	73,556	-	-	-	73,556

NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
- A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2010 and 2009

7. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (CONTINUED)

Interest rate risk (continued)

	Up to 1 year \$	1-5 years \$	Over 5 years \$	No Contractual maturities \$	Total \$
At 31 December 2009					
Assets					
Cash and cash equivalents	-	-	-	480,478	480,478
Financial assets at fair value through profit or loss	538,714	521,165	-	3,139,075	4,198,954
Interest and dividends receivable	72,749	-	-	-	72,749
Prepaid expenses	4,268	-	-	-	4,268
Total assets	615,731	521,165	-	3,619,551	4,756,447
Liabilities					
Management fee payable	18,015	-	-	-	18,015
Account payable and accrued expenses	62,543	-	-	-	62,543
Total liabilities	80,558	-	-	-	80,558

Foreign currency risk

The Fund invests in assets and earns income denominated in Vietnamese Dong (the "Dong"). Consequently, the Fund is exposed to the risk that the exchange rate of the US dollar relative to the Dong may change in a manner which may have an adverse effect on the reported value on that portion of the Funds assets that are denominated in Dong.

The Dong is not freely convertible into other currencies. It is currently not always possible to hedge the Dong. The Manager may from time to time hedge the Fund's currency exposure, if hedging can be undertaken on commercially reasonable terms, but it may not always be practicable to enter into hedging transactions on terms and conditions favorable to the Fund, and the Manager is not obligated to enter into hedging transactions.

Exchange rate fluctuations and local currency devaluation could have a material effect on the value of the Fund's investments. As at 31 December 2010 and 2009, should the US dollar to Dong exchange rates increase by 21 percent with all other variables remaining constant, the increase in gross assets and gross impact on profit and loss for the period would amount to approximately \$756,669 and \$976,899, respectively. If exchange rates had decreased by 21 percent with all other variables remaining constant, the decrease in gross assets and gross impact on profit and loss for the period would amount to approximately \$756,669 and \$976,899, respectively.

All of the Funds investments and cash and cash equivalents are held in Dongs, except for the cash held by the Administrator, refer to Note 4.

**NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
– A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST**

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2010 and 2009

7. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (CONTINUED)

Credit risk

Financial instruments which potentially expose the Fund to credit and counterparty risk consist principally of cash and cash equivalents and investments in debt and equity securities. Investments in debt securities expose the Fund to the risk that an issuer will be in default on the payment of interest, principal or both. Counterparty risk is the risk that certain parties with whom the Fund transacts will fail to discharge the obligation to repay.

As at 31 December 2010 and 2009, the Fund had a significant portion of its individual counterparty credit risk with the Custodian. The Fund seeks to mitigate its exposure to credit and counterparty risk by placing its cash and transacting its securities with reputable financial institutions. The Fund does not expect any losses as a result of this concentration.

The Manager of the Fund monitors the credit rating of its debt securities on a continuous basis. At 31 December 2010 and 2009, the fair values of the Fund's debt securities, grouped by the credit rating of its issuers were as follows:

	Credit rating	In US Dollars	
		2010	2009
Government bond	BB	1,010,181	521,165
Corporate bond	N/R	10,257	538,714

The Corporate bond outstanding at 31 December 2010 matures on 2 August 2011 (2009: 12 February 2010).

Liquidity risk

The Fund's Offering Memorandum provides for the weekly redemption of units on the second business day in each calendar week. The Fund's financial instruments include investments which are actively traded in an organized and liquid public market. As a result, the Fund is able to liquidate quickly its investments in these instruments at an amount close to the fair value in order to meet its liquidity requirements. Accordingly, the Manager considers the Fund's liquidity risk to be minimal.

8. NEW PRONOUNCEMENTS

New standards and interpretations not yet adopted

IFRS 9 Financial Instruments introduces new requirements for the classification and measurement of financial assets. The standard is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2013 with early adoption permitted. IFRS 9 is required to be applied retrospectively. If the standard is adopted prior to January 1, 2012, an entity will be exempt from the requirement to restate prior period comparative information. IFRS 9 represents the completion of the first part of a three-part project to replace IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement. IFRS 9 uses business model and contractual cash flow characteristics to determine whether a financial asset is measured at amortised cost or fair value, replacing the four category classification of IAS 39. The approach is also based on how an entity manages its financial instruments (its business model) and the contractual cash flow characteristics of the financial assets.

**NEW-S FINANSA VIETNAM BALANCED FUND
- A SERIES TRUST OF NEW-S FINANSA TRUST**

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2010 and 2009

9. SUBSEQUENT EVENTS

There were no material subsequent events occurring after the reporting date.

(3)【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

2010年12月31日現在									
(単位：米ドル)									
順位	銘柄	国名	業種	株数	取得原価		市場価格		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1.	HOA PHAT GROUP JSC	ベトナム	その他製造業	125,580	1.67	210,093.13	1.98	249,253.56	6.96%
2.	LICOGI 16 JSC	ベトナム	工学および建設業	105,000	2.79	292,876.08	1.76	184,711.25	5.16%
3.	BENTRE AQUA PRODUCTS IMPORT A	ベトナム	食品	81,016	1.52	122,822.04	2.21	178,668.99	4.99%
4.	HCM CITY INFRASTRUCTURE INV	ベトナム	工学および建設業	88,480	1.41	125,136.58	1.85	163,364.45	4.56%
5.	TIEN PHONG PLASTIC JSC	ベトナム	建設材料	30,000	3.33	99,784.95	5.03	150,784.69	4.21%
6.	VIENTNAM CONTAINER SHIPPING	ベトナム	輸送業	45,575	2.13	97,006.75	3.23	147,257.41	4.11%
7.	OPC PHARMACEUTICAL JSC	ベトナム	医薬品	65,930	1.63	107,606.17	2.00	131,873.53	3.68%
8.	THU DUC HOUSING DEVELOPMENT	ベトナム	不動産	73,470	1.32	97,266.83	1.77	129,998.72	3.63%
9.	FPT CORP	ベトナム	電気通信	33,333	2.39	79,819.79	3.31	110,266.61	3.08%

10.	DABACO VIETNAM CORP	ベトナム	持株会社-ダイバー	81,500	1.77	143,885.42	1.25	101,989.95	2.85%
11.	PETROVIETNAM FERT CHEMICAL	ベトナム	化学	50,000	2.06	103,102.71	1.95	97,445.89	2.72%
12.	SAIGON THUONG TIN COMMERCIAL	ベトナム	銀行	105,300	1.00	105,027.10	0.83	87,488.97	2.44%
13.	PHU NHUAN JEWELRY JSC	ベトナム	小売り	39,999	2.25	90,136.65	1.83	73,031.31	2.04%
14.	HOA SEN GROUP	ベトナム	鉄鋼	70,747	1.61	113,613.10	1.01	71,117.10	1.99%
15.	RANGDONG LIGHT SOURCE AND VA	ベトナム	電気部品および機器	62,320	1.20	74,981.73	1.10	68,718.84	1.92%
16.	VIETNAM JSC COMMERCIAL BANK	ベトナム	銀行	53,932	1.76	94,670.51	1.18	63,618.63	1.78%
17.	BIBICA CORP	ベトナム	食品	54,590	0.97	52,887.43	1.11	60,755.10	1.70%
18.	TRUONG THANH FURNITURE CORP	ベトナム	家財道具	62,625	0.94	58,983.41	0.90	56,207.69	1.57%
19.	VINH SON - SONG HINH HYDROPO	ベトナム	電気	80,000	1.18	94,643.10	0.64	50,877.01	1.42%
20.	MEKONG FISHERIES JSC	ベトナム	食品	40,000	1.85	73,808.47	1.22	48,620.37	1.36%
21.	REFRIGERATION ELECTRICAL ENG	ベトナム	電気部品および機器	44,000	1.24	54,390.51	0.91	39,942.56	1.12%
22.	VINASHIP JSC	ベトナム	輸送業	44,800	0.89	40,092.20	0.77	34,694.84	0.97%
23.	TRAPHACO JSC	ベトナム	医薬品	12,714	1.54	19,545.16	2.72	34,559.54	0.96%

24.	DBC VN_Right	ベトナム	持株会社-ダイ バー	54,333	-	-	0.38	20,620.79	0.58%
25.	INVESTMENT & TRADING REAL	ベトナム	住宅建築業	15,000	1.92	28,842.18	1.27	19,078.88	0.53%
26.	HUNG VUONG CORP	ベトナム	食品	11,000	2.27	24,931.90	1.23	13,539.85	0.38%
合計						2,405,953.90		2,388,486.53	66.68%

【株式以外の投資有価証券明細表】

2010年12月31日現在

(単位：米ドル)

順位	銘柄	国名	種類	償還日(年/月/ 日)	利率 (%)	額面金額	取得価額	市場価格	投資比 率 (%)
1.	SOCIALIST REP VIETNAM	ベトナム	政府債	2011年5月24日		10,000,000,000ベ トナムドン	562,172.69	507,277.67	14.16%
	05/24/11				8.75%				

2.	SOCIALIST REP OF	ベトナム 政府債	2011年11月15日					
	VIETNAM	8.380%		10,000,000,000ベ				
	11/15/11			8.38%	トナムドン	518,398.80	502,902.86	14.04%
3.	REFRIGERATION	ベトナム 転換社	-					
	ELECTRICAL	債						
	ENGINEERING			200,000,000				
	CORPORATION			8%	ベトナムドン	10,493.18	10,257.46	0.29%
	合計			20,200,000,000ベ				
				25%	トナムドン	1,091,064.67	1,020,437.99	28%

【投資不動産明細表】

該当事項なし。

【その他投資資産明細表】

該当事項なし。

【借入金明細表】

該当事項なし。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成23年8月31日現在)

	(米ドル)	(千円)
I. 資産合計	2,477,435.19	191,109
II. 負債合計	(43,995.38)	(3,394)
III. 純資産合計(I-II)	2,433,439.81	187,716
IV. 発行済口数	35,562口	
V. 1口当り純資産価格(III/IV)	68.42	5,278円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ)ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 メープルズエフエス・リミテッド(MaplesFS Limited)

取扱場所 ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1104、クイーンズゲート・ハウス私書箱309

(P.O. Box 309, Queensgate House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社(または販売取扱会社)に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書

換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行うものとする。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(ロ)受益者名簿の閉鎖の時期

特に定めていない。

(ハ)受益者集会

受益会社および管理会社は、以下の場合、トラスト、関連するシリーズ・トラストまたはあるシリーズ・トラストの関連するクラスもしくはシリーズ(場合による)の受益者集会を、招集通知に記載された日時および場所において開催する。

(i) 信託証書の規定により要求される場合

(ii) 管理会社または受託会社の書面による請求があった場合

(iii) (全受益者の受益者集会の場合)トラストの当該時点で発行済受益証券の10分の1以上を合計で保有するとして登録されている受益者の書面による請求があった場合

(iv) (いずれかのシリーズ・トラストの受益者集会の場合)当該シリーズ・トラストの当該時点で発行済受益証券の10分の1以上を合計で保有するとして登録されている受益者の書面による請求があった場合

(v) (受益証券のいずれかのクラスまたはシリーズの受益者による受益者集会の場合)当該クラスまたはシリーズの当該時点で発行済受益証券の10分の1以上を合計で保有するとして登録されている受益者の書面による請求があった場合

(ニ)受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券の譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれの絶対的裁量により、譲受人に対し必要または望ましいとみなされる一切の情報を必要または望ましいとみなされる様式で提供することを要請することができる。かかる情報または書類には、管理会社または受託会社が、該当する法域の政府

もしくはその他の規制要件といった法定の規定または管理会社もしくは受託会社のそのときの方針の遵守を容易にするための情報または書類を含む。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に従って行われない譲渡についてはこれを承認、同意または登録せず、トラストの受益者名簿に受託会社または管理会社が譲受人の氏名を記載するまで、当該譲渡の対象である受益証券に対する権利のすべての点において譲渡人を引き続き受益者と取扱う。

これらの規定に違反して譲渡された受益証券は、強制買戻しまたは譲渡の対象となるものとする。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2011年6月末日現在、管理会社の資本金は200,000米ドル(15,428千円)であり、最近5年間における資本金の額の増減はない。同日現在、管理会社が発行する株式の総数および発行済株式総数はそれぞれ200,000株および20,000株である。

2011年6月末日現在、管理会社およびその子会社の連結株主持分(連結純資産)の額は4,340,236米ドル(334,806千円)であった。

(2) 会社の機構

管理会社の機構

管理会社の取締役の員数は、定款上1人以上10名以内(代理取締役を除く。)と定められている。ただし、管理会社は随時、普通決議により取締役の員数の制限を変更することができる。取締役は、随時、その中からマネジング・ディレクターを任命し、マネジング・ディレクターに対して取締役が適切と判断する条件と制限により取締役が行使しうる権限のいずれかを付与することができる。

管理会社の現在の取締役は、以下のとおりである。

ユージン S. デイビス

フィナンサ・グループの共同創設者である。同氏は、管理会社のマネジング・ディレクターである。同氏は、以前、チェース・マンハッタン(タイ)(Chase Manhattan (Thailand))のマネジング・ディレクターであった。その前には、東京のザ・ファースト・ボストン・コープ(The First Boston Corp.)の債券売買のディレクターを務めた。同氏は米国国籍を有している。

ボラシット ポカチャイヤバット

フィナンサ・グループの共同創設者である。同氏は、フィナンサ・パブリック・カンパニー・リミテッドの社長である。同氏は、以前、チェース・マン

ハットン(タイ)(Chase Manhattan (Thailand))においてIPO(新規株式公開)、M&A(企業合併・買収)および民営化の顧問を担当していた。タイ・インベストメント・アンド・セキュリティーズ・コー(TISCO)のリサーチ部門長を務めた。同氏は、タイ国籍を有している。

ジェームス マーシャル

フィナンサ・グループの最高投資役員であり、以前は、インドのムンバイにある野村インターナショナルとムンバイのインド・ユニット・トラスト社(Unit Trust of India)との合併会社でリサーチ長を務めた。また、タイ、バンコクのキャピタル野村証券(Capital Nomura Securities)のリサーチ部門長として勤務。同氏はイギリス国籍を有している。

管理会社の本部はバンコクにあり、ハノイおよびホーチミンにオフィスがある。

投資運用の意思決定機構

管理会社の投資運用の意思決定機構

管理会社の投資運用の意思決定は、取締役の監理および投資委員会のモニターの下、インベストメント・チームによる投資分析を通じてファンドマネジャーにより決定される。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含む。

管理会社はケイマン諸島において1994年に有限責任会社として設立された。同社には10名の専門スタッフおよび8名の支援スタッフがいる。本店はバンコクで、ハノイおよびホーチミン・シティーに事務所を設置している。管理会社は、50百万米ドルのクローズド・エンド型ベトナム向け直接投資ファンドで、アイルランド証券取引所に上場しているベトナム・フロンティア・ファンド(10年間の投資期間満了により2004年7月に終了。)、25百万米ドルのクローズド・エンド型タイ向け直接投資ファンドで、ロンドン証券取引所に上場しているサイアム・インベストメント・ファンド(2006年2月22日に清算された。)、55百万米ドルのタイ向けプライベート・エクイティのリミテッド・パートナーシップであるサイアム・インベストメント・ファンドLP、日本以外のアジアのジャンク債市場に注力した300百万米ドルのオープン・エンド型のアジア・デッド・ファンド(管理会社の過半数所有子会社であるが、マネジメント・バイアウトで2007年11月21日に売却された。)およびベトナムに対するプライベート・エクイティ投資を行う15百万ユーロのク

ローズド・エンド型ファンドであるベトナム・エクイティー・ファンド（2010年2月15日に清算された。）の運用に携わった。運用会社は、現在、2つのオープン・エンド型ファンド（すなわち、2.7百万米ドルのニュース フィナンサ トラスト ベトナム バランス ファンドおよび2.1百万米ドルのフィナンサ・ベトナム・ファンド・リミテッド）を運用している。

管理会社の唯一の株主は、タイの公開会社であり、バンコクに拠点を置き、タイおよび東南アジアにおいて法人向け金融、証券仲介および大口顧客向けファンド運用の分野で総合的な金融サービスを提供している商業銀行グループであるフィナンサ・パブリック・カンパニー・リミテッドである。フィナンサは1991年にデービス氏およびポカチャイヤパット氏により設立され、株式および債券市場に広く深い経験を有するタイにおける主導的な独立系商業銀行としての地位を確立してきた。フィナンサは2002年9月にタイ証券取引所に上場し、3つの主要な事業子会社および関連会社を有している。事業子会社は、フィナンサ・セキュリティーズ、フィナンサ・アセット・マネジメントおよび管理会社である。関連会社は、上場証券仲介会社であるフィナンシア・サイラス・セキュリティーズ・リミテッドで、フィナンサは20%の出資比率を有している。さらに、グループはベトナムにおいてファンド運用および投資銀行業務を支援するために同地に事務所を有している。

上記に記述した管理会社に加え、フィナンサ・グループの2つの主要な事業体は以下のとおりである。フィナンサ・セキュリティーズはタイ証券取引委員会より免許を受けた証券会社であり、タイで最も強力かつ活発な投資銀行業者の1つである。フィナンサ・セキュリティーズは株式および債券取引の双方について広範な顧問業務を提供している。

フィナンサ・アセット・マネジメントは、2005年1月にフィナンサが買収したタイ証券取引委員会の免許を受けた積立基金およびミューチュアル・ファンドの運用会社である。フィナンサ・アセット・マネジメントは、約10億米ドルに上るタイに所在する顧客の資産を運用している。

2011年8月末現在、管理会社は以下の3本のファンドの管理・運営を行っている。

設立国	種類	本数	純資産額の合計 (通貨：米ドル)
ケイマン諸島	オープン・エンド型契約型投資信託	1	1,671,084.61
ケイマン諸島	オープン・エンド型会社型投資信託	1	2,433,439.81**

ケイマン諸島	リミテッド・パートナーシップ*	1	0
--------	-----------------	---	---

*ファンドは、現在清算中である。

**2011年8月26日現在(ファンドは毎週評価される。)

3【管理会社の経理状況】

1．管理会社の直近2事業年度（2010年12月31日および2009年12月31日に終了した年度）の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第129条第5項但書の規定の適用によっている。

2．管理会社の原文（英文）の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるベイカー・ティリー（ケイマン）リミテッド（Baker Tilly (Cayman) Ltd.）の監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を発行している。

3．管理会社の原文（英文）の財務書類は、米ドルで表示されている。日本円への換算には、2011年10月3日現在において株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値（1米ドル＝77.14円）が使用されている。なお、換算上千円未満の端数は四捨五入したため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

(1)【貸借対照表】

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結財政状態計算書

2010年および2009年12月31日現在

(米ドルで表示されている。)

	注記	2010年度		2009年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
非流動資産					
機器	4	3,698	285	29,815	2,300
関連会社投資	5	69,559	5,366	162,951	12,570
関連当事者投資	6	169,555	13,079	308,799	23,821
売却可能投資	7	8,021,391	618,770	4,100,847	316,339
デリバティブ契約担保	18.1	100,000	7,714	167,000	12,882
その他非流動資産		64,434	4,970	70,719	5,455
非流動資産の合計		8,428,637	650,185	4,840,131	373,368
流動資産					
損益を通じて公正価値	8				
で測定される金融資産		5,239,629	404,185	4,253,145	328,088
親会社に対する短期貸付	9,17.2	2,338,000	180,353	4,430,100	341,738
関連会社および関連当事者への預け金	17.2	4,032,629	311,077	4,797,809	370,103
その他流動資産	17.2	156,696	12,088	268,491	20,711

現金および現金同等物	10	2,758,223	212,769	5,802,896	447,635
流動資産の合計		14,525,177	1,120,472	19,552,441	1,508,275
資産合計		22,953,814	1,770,657	24,392,572	1,881,643

添付の注記は、本財務書類の一部である。

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結財政状態計算書(続き)

2010年および2009年12月31日現在

(米ドルで表示されている。)

注記	2010年度		2009年度		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
株主持分および負債					
資本金および準備金					
発行済資本金	11	20,000	1,543	20,000	1,543
株式プレミアム		990,000	76,369	990,000	76,369
利益剰余金		5,108,280	394,053	7,311,810	564,033
売却可能金融資産 の再評価損		(449,129)	(34,646)	(1,637,172)	(126,291)
外貨換算		89,931	6,937	79,053	6,098
親会社株主に帰 属する株主持分		5,759,082	444,256	6,763,691	521,751
非支配株主持 分		891,523	68,772	2,065,102	159,302
株主持分合計		6,650,605	513,028	8,828,793	681,053
非流動負債					
償還可能優先株式	12, 17.2	14,407,266	1,111,376	14,407,266	1,111,376

非流動負債の合計	14,407,266	1,111,376	14,407,266	1,111,376
流動負債				
クレジット・デフ				
ォルト・スワップ	5,619	433	70,621	5,448

事前引受		-	-	500,000	38,570
未払資本償還		620,637	47,876	-	-
未払外国為替先物	18.2				
予約		90,489	6,980	-	-
当座借越	13	1,000,000	77,140	-	-
未払費用		64,625	4,985	416,132	32,100
その他流動負債		114,573	8,838	169,760	13,095
流動負債の合計		1,895,943	146,253	1,156,513	89,213
負債合計		16,303,209	1,257,630	15,563,779	1,200,590
株主持分および負債の合計		22,953,814	1,770,657	24,392,572	1,881,643

添付の注記は本財務書類の一部である。

(2)【損益計算書】

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結包括利益計算書

2010年および2009年12月31日に終了した各事業年度

(米ドル表示されている。)

	注記	2010年度		2009年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
継続事業					
収益					
役務収益	17.1	206,170	15,904	1,535,021	118,412
受取利息	17.1	159,381	12,295	151,353	11,675
受取配当金		124,114	9,574	106,317	8,201
		489,665	37,773	1,792,691	138,288
役務原価					
役務原価	17.1	1,669,105	128,755	2,356,988	181,818
総損失					
その他利益(損失)	14.1	(350,808)	(27,061)	2,461,074	189,847
役務・管理費用		(813,844)	(62,780)	(1,441,550)	(111,201)
為替差益(損)		(52,427)	(4,044)	187,858	14,491
投資の減損の戻入れによる利益 (損失)	14.2	98,109	7,568	(154,757)	(11,938)

財務費用	14.3	(3,634)	(280)	(9,120)	(704)
関連会社の利益持分		36,020	2,779	61,515	4,745
税引前利益（損失）		(2,266,024)	(174,801)	540,723	41,711
法人所得税費用	15	-	-	-	-
継続事業による当年度利益（損失）		(2,266,024)	(174,801)	540,723	41,711
非継続事業	21				
非継続事業による当期損失		(332,461)	(25,646)	(635,420)	(49,016)
当期損失		(2,598,485)	(200,447)	(94,697)	(7,305)

その他包括的利益（損失）

売却可能金融資産の再評価益

（損）	1,188,043	91,646	(1,289,553)	(99,476)
外貨換算	10,878	839	(2,111)	(163)
当期中におけるその他包括的利 益（損失）	1,198,921	92,485	(1,291,664)	(99,639)
当期中における包括的損失の合 計	(1,399,564)	(107,962)	(1,386,361)	(106,944)

当期損失内訳：

親会社株主持分	(2,203,530)	(169,980)	(670,971)	(51,759)
非支配株主 持分	(394,955)	(30,467)	576,274	44,454
	(2,598,485)	(200,447)	(94,697)	(7,305)

当期包括的損失の合計の内訳：

親会社株主持分	(1,004,609)	(77,496)	(1,962,635)	(151,398)
少数株主持分	(394,955)	(30,467)	576,274	44,454
	(1,399,564)	(107,962)	(1,386,361)	(106,944)

1株当たり損失

16

継続事業および非継続事業によ
るもの

基本：親会社普通株主に帰属する 当年度の損失	(110.18)	(8,499)	(33.55)	(2,588)
継続事業によるもの				
基本：親会社普通株主に帰属する 当年度の損失	(93.55)	(7,216)	(1.78)	(137)

添付の注記は本財務書類の一部である。

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結株主持分変動計算書

2010年および2009年12月31日に終了した各事業年度

(米ドル表示されている。)

親会社株主帰属分

	発行済資本金 (米ドル)	株式プレミア ム (米ドル)	売却可能金融資 産の再評価損 (米ドル)	外貨換算 (米ドル)	利益剰余金 (米ドル)	親会社株主 に帰属する 株主持分の 合計	非支配株主持 分	株主持分の合計
						(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
2009年1月1								
日現在の残高	20,000	990,000	(347,619)	81,164	7,982,781	8,726,326	1,388,828	10,115,154
(千円)	1,543	76,369	(26,815)	6,261	615,792	673,149	107,134	780,283
当期包括損失								
の合計	-	-	(1,289,553)	(2,111)	(670,971)	(1,962,635)	576,274	(1,386,361)
(千円)	-	-	(99,476)	(163)	(51,759)	(151,398)	44,454	(106,944)
少数持分によ る資本拠出金	-	-	-	-	-	-	100,000	100,000
(千円)	-	-	-	-	-	-	7,714	7,714

2009年12月31

日現在の残高	20,000	990,000	(1,637,172)	79,053	7,311,810	6,763,691	2,065,102	8,828,793
(千円)	1,543	76,369	(126,291)	6,098	564,033	521,751	159,302	681,053
当期包括損失 の合計	-	-	1,188,043	10,878	(2,203,530)	(1,004,609)	(394,955)	(1,399,564)
(千円)	-	-	91,646	839	(169,980)	(77,496)	(30,467)	(107,962)
子会社の解散 による非支配 株主持分	-	-	-	-	-	-	(726)	(726)
(千円)	-	-	-	-	-	-	(56)	(56)
非支配株主持 分からの資本 拠出	-	-	-	-	-	-	500,000	500,000
(千円)	-	-	-	-	-	-	38,570	38,570
非支配株主持 分からの資本 償還	-	-	-	-	-	-	(1,277,898)	(1,277,898)
(千円)	-	-	-	-	-	-	(98,577)	(98,577)

2010年12月31

日現在	20,000	990,000	(449,129)	89,931	5,108,280	5,759,082	891,523	6,650,605
(千円)	1,543	76,369	(34,646)	6,937	394,053	444,256	68,772	513,028

添付の注記は本財務書類の一部である。

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書

2010年および2009年12月31日に終了した各事業年度

(米ドル表示されている。)

	2010年度		2009年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期損失	(2,598,485)	(200,447)	(94,697)	(7,305)
営業活動により生じた/(使用された)				
現金に対する当期損失を調整するための以				
下の調整:				
クレジット・デフォル				
ト・スワップの公正価				
値変動	(65,002)	(5,014)	(796,173)	(61,417)
財務費用	3,634	280	9,130	704
関連会社利益持分	(36,020)	(2,779)	(61,515)	(4,745)
子会社処分による損失	93,740	7,231	-	-
投資再評価未実現損(益)	583,597	45,019	(1,175,641)	(90,689)
為替に対する未実現利				
益	(262,415)	(20,243)	(69,670)	(5,374)
先渡契約に対する未実現損失	90,489	6,980	-	-
受取利息	(159,381)	(12,295)	(151,360)	(11,676)
受取配当	(124,114)	(9,574)	(106,317)	(8,201)

関係会社投資減損損失

9,871

761

19,415

1,498

関連当事者投資の減 損の(戻入れ利益)損 失	(107,980)	(8,330)	135,342	10,440
減価償却および償 却	9,754	752	11,170	862
	<u>(2,562,312)</u>	<u>(197,657)</u>	<u>(2,280,316)</u>	<u>(175,904)</u>

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

2010年および2009年12月31日終了年度

(米ドル表示されている。)

	2010年度		2009年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業資産および負債の変動:				
デリバティブ契約保証の減少	67,000	5,168	863,000	66,572
その他非流動資産の減少(増加)	6,285	485	(13,002)	(1,003)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の増加	(1,548,676)	(119,465)	(467,727)	(36,080)
親会社に対する短期貸付金の減少	2,000,000	154,280	-	-
その他の当事者に対する短期貸付金の減少	-	-	231,538	17,861
関連会社および関連当事者に対する債権の減少	1,099,634	84,826	839,528	64,761
その他流動資産の減少	72,569	5,598	32,026	2,470
未払費用の減少	(340,503)	(26,266)	(301,264)	(23,240)
個人に対する短期貸付金の減少	-	-	(438,489)	(33,825)

その他流動負債 の増加	136,295	10,514	30,063	2,319
営業に利用された 現金	(1,069,708)	(82,517)	(1,504,643)	(116,068)

受取利息	145,500	11,224	165,948	12,801
受取配当金	125,745	9,700	99,070	7,642
支払済利息	(3,231)	(249)	(10,674)	(823)
営業活動により使用 された純現金	(801,694)	(61,843)	(1,250,299)	(96,448)

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

2010年および2009年12月31日に終了した各事業年度

(米ドル表示されている。)

	2010年度		2009年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
投資活動によるキャッシュ・フロー				
購入機器の支払い	(1,518)	(117)	(23,309)	(1,798)
関連会社から受領した分配金	119,541	9,221	378,229	29,177
関連当事者から受領した分配金	247,224	19,071	38,021	2,933
長期売却可能投資の増加	(2,732,501)	(210,785)	(525,000)	(40,499)
子会社処分による正味キャッシュ・アウトフロー	(228,616)	(17,635)	-	-
子会社清算による正味キャッシュ・アウトフロー	(726)	(56)	-	-
投資活動により使用された純現金	(2,596,596)	(200,301)	(132,059)	(10,187)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
当座借越の増加	1,000,000	77,140	-	-

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

2010年および2009年12月31日終了年度

(米ドル表示されている。)

少数株主持分からの資本拠出金

-	-	100,000	7,714
---	---	---------	-------

非支配株主持分からの資本償還

(657,261)	(50,701)	-	-
-----------	----------	---	---

予め受領した募集による資本金

-	-	500,000	38,570
---	---	---------	--------

財務活動から得られた純現金

342,739	26,439	600,000	46,284
---------	--------	---------	--------

現金および現金同等物の純減

(3,055,551)	(235,705)	(782,358)	(60,351)
-------------	-----------	-----------	----------

非支配株主持分に関する外貨換算

10,878	839	(2,111)	(163)
--------	-----	---------	-------

期首時点における現金および現金同等物

5,802,896	447,635	6,587,365	508,149
-----------	---------	-----------	---------

期末時点における現金および現金同等物

2,758,223	212,769	5,802,896	447,635
-----------	---------	-----------	---------

キャッシュ・フロー情報の補足開示事

項：

非資金項目：

売却可能金融資産に対する再評価損の
増加(減少)

(1,188,043)

(91,646)

1,289,553

99,476

予め受領した株式資本による募集の 替	500,000	38,570	-	-
未払資本償還	620,637	47,876	-	-

添付の注記は、財務書類の一部である。

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

財務書類の注記

2010年および2009年12月31日

1. 設立および基礎情報

2010年12月31日に終了した事業年度に係るフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社(以下「グループ」という。)の連結財務書類は、2011年2月25日に権限を有する取締役により発行が承認された。フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッド(以下「当社」という。)は、ケイマン諸島法に基づく有限責任免除会社である。当社は、タイで設立された株式公開会社で、タイ証券取引所で上場されているフィナンサ・パブリック・カンパニー・リミテッドの完全所有子会社である。当社の登録事務所は、英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウス・チャーチ・ストリート、ユグランド・ハウス、私書箱309である。

グループの主な業務は、連結財務書類の注記3に記載されている。

2. 作成基準および重要な会計方針

2.1 作成の基準

連結財務書類は、取得原価基準で作成されている。ただし、デリバティブ金融商品、売却可能投資および損益を通じて公正価値で測定される売買目的保有投資ならびに金融資産・金融負債は、公正価値で測定されている。連結財務書類は、米ドル(USD)で表示されている。

2.2 遵守の陳述

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびそのすべての子会社(以下「グループ」という。)の連結財務書類は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)が発行した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会により発行された解釈に準

拠して作成されている。

2.3 見積りの使用

IFRSに準拠した連結財務書類を作成するために経営者は、財務書類およびその添付の注記に報告された金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定をしなければならない。経営者は連結財務書類を作成する上で使用される見積りは、合理的で慎重なものであると考える。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合がある。

2.4 連結の基準

(a) 連結財務書類は、フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社の財務書類から構成されている。子会社の財務書類は、統一的な会計方針を用いて親会社と同じ報告期間について作成されている。

(b) 連結財務書類は、当社および以下の子会社の財務書類を含む。

子会社の 名称	設立国	主な業 務	株式保有割合		登録資本金		発行済および払込済資 本金		連結資産に対する 資産割合		連結収益に対する 収益割合		
			2010年 12月31日	2009年 12月31日	2010年12月 31日	2009年 12月31日	2010年 12月31日	2009年 12月31日	2010年12 月31日	2009年 12月31日	2010年 12月31日	2009年 12月31日	
												2010年 12月31 日に終 了した 事業年 度	2009年12 月31日事 業年度 (1)
												%	%
当社の直接所有子会社													
サイアム・ インベスト メント・ パートナー ズIII, LP	ケイマン 諸島	ファン ドのゼ ネラル パート ナー	-	95.00	-	377,753	-	377,753	-	-	-	-	
フィナンサ ・サイエン ス・アンド ・テクノロ ジー(北 京)コ・リ ミテッド	中華人民 共和国	開発研 究およ び事業 技術顧 問	100.00	100.00	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.56	1.88	0.03	-	

ザ・フィナンサ・ベトナム・ファンド・リミテッド	ケイマン諸島	投資事業	67.97	52.63	3,022,102	3,800,000	3,022,102	3,800,000	15.32	21.79	23.58	8.32
フィナンサ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド	香港	証券ブローカー兼投資顧問	-	100.00	-	1,291,335	-	1,291,335	-	3.63	14.42	2.21

(1) 2009年度のあらゆる種類の収益に基づき以前算出された2009年12月31日に終了した事業年度における連結収益に対する収益割合は、2010年度の基準と一致させるために連結包括損益計算書に表示された収益に基づいて算出された。

(c) 当社およびその子会社間の重要な残高および取引は、連結財務書類から消去されている。

(d) 2010年および2009年12月31日に終了した事業年度における子会社の財務書類は、2010年1月1日から2010年5月26日（清算日）の期間におけるサイアム・インベストメント・パートナーズIII, L.P.の財務書類を除き、他の監査人により監査済みである。

(e) 通常の営業過程であるが、その他投資家に対する資本の償還または増資の結果、ザ・フィナンサ・ベトナム・ファンド・リミテッドへの当社の投資割合は、2009年12月31日現在の52.63%から2010年12月31日現在の67.97%に変動した。

(f) 2009年2月25日、当社は香港で事業拡張の目的に香港で設立されたフィナンサ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッドの100%持分に投資した。

2009年3月6日、フィナンサ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッドは、10,000香港ドルから5,000,000香港ドルへと登録資本金を計上した。当社は2009年5月に5,000,000香港ドルを払込んだ。2009年9月4日、フィナンサ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッドは、2,500,000香港ドルの追加資本金の払込を請求することにより、5,000,000香港ドルから10,000,000香港ドルへと登録資本金をさらに計上した。当社は2009年10月に2,500,000香港ドルの追加資本金を払込済みである。

2010年3月17日、フィナンサ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッドは、10,000,000香港ドルから15,000,000香港ドルへと資本金の増加を計上し、500,000香港ドルの追加資本金の払込を請求した。当社は2010年3月に追加資本金を払込済みである。

2010年4月22日、フィナンサ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(以下「子会社」という。)が規制上の要件に従い必要とされる最低流動性を維持するために、当社は子会社に500,000香港ドルの追加資本金を払込済みである。その結果、子会社の払込済み資本金は、10,500,000香港ドルから11,000,000香港ドルに増加した。その後、2010年5月5日、当社は第三者との間で株式売買契約書を締結し、450,000米ドル(注21を参照されたい。)の売買価格でフィナンサ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッドへの投資割合を売却した。

(g) 2010年4月1日、サイアム・インベストメント・パートナーズIII, LPのゼネラル・パートナーは、免除リミテッド・パートナーシップ法および2005年10月31日付のパートナーシップ契約(改正・再録済み)の条項に従い、2010年2月11日にパートナーシップの任意清算および解散を開始したことを通知した。清算および解散は、2010年5月26日に終了した。

2.5 新基準および改訂基準の採択

2.5.1 当期中に有効である基準および解釈指針書

当社は、当年度中、以下のとおり改正された新しいIFRSおよびIFRICを採択した。

発効日	No.	改訂
2009年7月1日以降開始の事業年度	IFRS第1号	改訂済みおよび再編成済み
	IFRS第2号	IFRS第2号の範囲（改訂）および改訂IFRS第3号
	IFRS第3号	取得方法の適用による包括改正（改訂）
	IFRS第5号	子会社の非支配株主持分を売却する計画（改訂）
	IAS第27号	個別財務書類におけるIFRS第5号に基づく、売却保有目的保有投資の測定（改訂）
	IAS第28号	減損損失テスト（改訂）
	IAS第31号	減損損失の開示および戻入れ（持分法）（改訂）
	IAS第38号	改訂IFRS第3号による追加の連続改正（改訂） 企業合併において取得した無形資産の公正価値測定
	IAS第39号	公正価値ヘッジ会計の停止による適用実効金利（改訂）
	IFRIC第17号	株主に対する非現金資産の分配
2010年1月1日以降開始の事業年度	IFRS第1号	取決めがリースを含むかどうかを決定する石油・ガス資産（改訂）
	IFRS第2号	株式ベースの支払取引によるグループの現金決済（改訂）
	IFRS第5号	売却目的で保有する非流動資産（または売却グループ） または非継続事業として区分された開示（改訂）
	IFRS第8号	セグメント資産についての情報開示（改訂）
	IAS第1号	転換証券の流動／非流動区分（改訂）

IAS第7号	未認識資産に対する支出の分類(改訂)
IAS第17号	土地および建物リースの分類および条件付賃貸料
IAS第36号	営業権の減損テストのための会計ユニット(改訂)
IAS第39号	違約金付きローンの期限前弁済を組込デリバティブとして密接に関係があるものと処理すること、企業合併契約のための免除範囲およびキャッシュフロー・ヘッジ会計(改訂)

2.5.2 まだ発効となっていない基準および解釈指針書

当社は、公表されたが、まだ有効となっていない以下の基準および解釈指針書の早期採択を選択していない。

発効日	No.	改訂
2008年1月1日以降開始の事業年度	IFRIC第14号	最低積立要件の前払い処置(改訂)
任意による前払出資に関する2009年11月改正は、2011年1月1日以降開始の事業年度において有効となる		
2010年2月1日以降開始の事業年度	IAS第32号	株主割当発行の分類(改訂)
2010年7月1日以降開始の事業年度	IFRS第1号	IFRS第7号におけるIFRS初度適用企業に対する比較開示の限定的免除規定(改訂)
	IFRIC第19号	持分金融商品による金融負債の消滅(当初発行2009年)
	IAS第27号、IFRS第3号	IFRSの2010年5月年次改善による改訂
2011年1月1日以降開始の事業年度	IAS第24号	関連当事者の定義(改訂)

	IAS第1号、IAS第34号、IFRS第1号、IFRS第7号、IFRS第34号	IFRSの2010年5月年次改善による改訂
2011年1月1日以降開始の事業年度	IFRIC第13号	カスタマー・ロイヤルティ・プログラム
IFRSの2010年5月年次改善による改訂		
2011年1月1日以降開始の事業年度	IFRIC第14号	確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係
自発的な前払いに関する2009年11月改善		
2011年7月1日以降開始の事業年度	IFRS第1号	「固定された移行日」から「IFRS移行日」に置き換える。
	IFRS第1号	深刻なハイパーインフレによる影響を受けた企業による追加免許規定の設定
	IFRS第7号	金融資産の譲渡に関する開示の強化(改正)
2012年1月1日以降開始の事業年度	IAS第12号	適用範囲の改正(原資産の回収)
2013年1月1日以降開始の事業年度	IFRS第9号	分類および測定

経営陣は、上記すべての改正された新しい基準および解釈指針書は、これらが発効となった時に当社の財務書類に採択されるものと予想している。最初の適用期間中において、本採択により当社の財務書類に重大な影響を及ぼさない。

2.6 関連会社への投資

グループの関連会社投資は、持分法により計上される。関連会社とは、グループが重要な影響力を有し、かつ子会社でもジョイント・ベンチャーでもない企業をいう。

持分法に基づき、関連会社への投資は、原価に取得後の関連会社の純資産に対するグループの持分の変動を加えたものが財政状態計算書に計上される。包括利益計算書は、グループによる関連会社の経営成績に対するグループの持分を反映する。関連会社の株主持分に直接認識された変動があった場合、グループはその変動に対する自己の持分を認識し、該当する場合には、これを株主持分変動計算書において開示する。

関連会社の損失に対するグループの持分が、関連会社に対するその投資金額に等しくなるかまたはそれを上回った場合は、グループは、関連会社に代わって法的もしくは擬制的な義務を負担しているかまたは支払を行った場合を除いて、追加的な損失に対するその持分の認識を中断する。追加的な損失は引当金を計上し、グループの持分がゼロに減少した後債務が認識される（ただし、グループが関連会社に代わって法的もしくは擬制的な義務を負担しているかまたは支払を行った場合に限る。）。

持分法適用後、グループは関連会社に対するグループの投資について追加的な減損損失を認識する必要があるかを決定する。グループは、各財政状態計算書日現在において、関連会社投資に減損が生じているという客観的証拠が存在するかどうかを、回収可能価額（使用価値と売却費用控除公正価値のいずれか高い金額をいう。）とその帳簿価格を比較して決定し、包括利益計算書において減損を認識する。

関連会社の財務書類は、当社と同様の報告期間について作成される。会計方針は、必要な場合には、グループのそれと一致させるために調整がなされる。

2.7 関連当事者への投資

関連当事者へのグループ投資は、売却可能金融資産として計上される。かかる関連当事者とは、グループが重要な影響力を有しない企業をいう。

2.8 機器

機器は、取得原価から減価償却累計額および減損累計額を控除した価額で表示する。減価償却は、資産の見積耐用年数に渡り、定額法で計算される。

機器の帳簿価格は、ある事象または状況の変化が簿価を回収できないことを示しているときに減損について見直される。かかる兆候があり、簿価が見積回収可能価額を下回った場合、資産または現金生成単位はこれらの回収可能価額まで減額される。機器の回収可能価額は、売却費用控除後公正価値と使用価値のいずれか高い方をいう。減損損失は、包括利益計算書にて認識される。

機器の項目は、処分時またはその使用もしくは処分から将来の経済的便益が見込まれなくなった場合も財政状態計算書から除外される。資産の認識中止による利益または損失は、かかる資産が認識中止となった年度の包括利益計算書に計上される。

2.9 外貨換算

連結財務書類は、当社の機能通貨であり、表示通貨である米ドルで表示されている。グループ内の各事業体は自己の機能通貨を決定し、各事業体の財務書類に含める項目はかかる機能通貨を用いて測定されている。外貨による取引は、取引日現在の機能通貨の実勢レートで当初計上される。外貨建てによる貨幣性資産および負債は、財政状態計算書日現在の機能通貨の為替レートで再換算される。すべての為替差額は損益に計上される。外貨建ての取得原価において測定される非貨幣性項目は、当初取引日現在の為替レートを用いて換算される。外貨建ての公正価値により測定される非貨幣性項目は、公正価値が決定された日現在の為替レートを用いて換算される。

報告日現在、子会社の資産および負債は、財政状態計算書日現在の実勢為替レートで当社の表示通貨に換算され、これらの包括利益計算書は当年度における加重平均為替レートで換算されている。換算により発生する為替差額は、その他包括利益および累積資本として認識される。在外事業体の処分時に、当該特定の在外事業に関する株主持分に認識された繰延累計額は、包括利益計算書にて認識される。

2.10 金融資産

当初認識時点で、すべての金融資産は公正価値で測定され、損益を通じて公正価値で測定しない金融資産の場合には、直接関連する取引費用をこれに加える。

IAS第39号の範囲における金融資産は、場合により、損益を通じて公正価値で測定される金融資産、貸付金および債権、満期保有投資ならびに売却可能金融資産に区分される。金融資産の当初認識時点では、これらは公正価値により測定され、損益を通じて公正価値で測定しない金融資産の場合には、直接関連する取引費用をこれに加える。

グループは、当初認識後、その金融資産の区分を決定し、許容されかつ適切な場合には、各事業年度末現在において、かかる区分指定を再評価する。

金融資産のすべての通常方法による購入および売却は、取引日（グループがかかる資産の購入または売却を約束した日）に認識される。通常方法による購入または売却とは、市場における規則または慣行により通常設定された期間内に資産の受渡しが要求される金融資産の購入または売却をいう。

処分された投資の原価の計算には、加重平均方法が用いられる。

2.10.1 損益を通じて公正価値で測定される金融資産

損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、売買目的で保有する金融資産および当初認識時に損益を通じた公正価値として指定された金融資産を含む。

金融資産は、短期間で売却する目的で取得された場合には、売買目的保有として区分される。別個の組込デリバティブを含むデリバティブは、有効なヘッジ手段または金融保証契約と指定されなければ、売買目的保有として区分される。売買目的保有投資の利益または損失は、損益として認識される。

金融資産は、以下の基準を満たした場合には当初認識時に損益を通じた公正価値で測定される資産として指定されうる。(i)かかる指定により、そうでなければ資産の測定または異なる基準で利益もしくは損失を認識することにより生じる矛盾した取扱いがなくなるかまたは著しく減少する場合、(ii)資産が、文書化されたリスク管理戦略に従い運用され、そのパフォーマンスが公正価値ベース評価される金融資産グループの一部を構成する場合、または(iii)金融資産が、区分記録される必要性のある組込デリバティブを含む場合。

当初認識後、損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、公正価値で測定され、利益または損失（為替差額を含むが、受取利息および受取配当金を除く。）は損益計算書において認識される。

2.10.2 貸付金および債権

貸付金および債権は、活発な市場で取引されていない固定または確定可能な支払を有するデリバティブ以外の金融資産である。当初測定後、貸付金および債権は、実効金利法を用いた償却減価（減損引当金を除く。）で計上される。償却原価は取得時のディスカウントまたはプレミアムを考慮して計算され、実効利率および取引費用の不可分の一部となっている手数料を含む。利益および損失は、貸付金および債権の認識中止またはその減損ならびに償却過程を通じて包括利益計算書で認識される。

2.10.3 満期保有投資

グループが定額支払または支払の確約できる為替手形および社債ならびに満期日まで保有する能力があり、プラスの意図がある固定満期日は満期保有投資として保有される。満期保有投資は実効利率法から減損を控除し、実効利回りベースで認識された収益を用いて測定された償却原価で測定される。

2.10.4 売却可能投資

売却可能な資産とは、売却可能と指定されたかまたは上記の3つの区分のいずれにも分類されないデリバティブ以外の金融資産をいう。当初測定後、売却可能投資は公正価値で測定され、未実現利益または損失はその他包括利益および投資再評価準備金に累計され認識される。ただ

し、減損損失を除いて、外国為替損益および受取利息は損益として認識される。投資が売却された時、従前株主持分およびその他包括利益として計上された累積損益は、包括利益計算書において認識される。投資にかかる受取利息または支払利息は、実効利率を用いて受取利息または支払利息として計上される。投資にかかる受取配当金は、支払いの権利が確定したときに「受取配当金」として包括利益計算書において認識される。

2.10.5 金融資産の減損

グループは各財政状態計算書日現在、ある金融資産または金融資産のグループが減損しているという客観的証拠があるかどうかを評価する。

グループはまず、減損の客観的証拠が、個別に重要である金融資産について個別に存在するかどうか、また個別に重要でない金融資産について個別または集的に存在するかどうかを評価する。個別に評価された金融資産について減損が客観的証拠として存在しないと判断された場合、それが重要であるか否かを問わず、その資産は同様の信用リスク特性を有する金融資産グループに含められ、当該金融資産グループは減損について集的に評価される。減損について個別に評価され、減損損失が認識されまたは引続き認識される資産は、減損の集的な評価に含まれない。

償却原価で計上された貸付金および債権について減損損失が発生したという客観的証拠がある場合、損失金額は資産の帳簿価格と将来キャッシュ・フローの見積額（発生していない将来の貸倒見積額を除く。）の現在価値（その金融資産の当初実効金利で割引いたもの、すなわち当初認識時の実効金利）との差額として測定される。資産の帳簿価格は、引当金勘定を使用して減額される。損失額は包括利益計算書に認識される。

当期後の期間に減損損失の金額が減少し、かかる減少が、減損が認識された後に生じた事象と客観的に関連がある場合、以前認識された減損損失は戻入れられる。減損損失のその後の戻入は、当該資産の帳簿価格が戻入日現在のその償却減価を超えない限度で損益計算書において認識される。

その公正価値が信頼性をもって測定できないため、公正価値で計上されていない未上場持分商品またはかかる未上場持分商品に連動しかつその引渡により決済されなければならないデリバティブ資産について減損損失が生じたという客観的証拠がある場合は、減損損失の金額は金融資産の帳簿価格と同等の金融資産の現行市場収益率で割引かれた将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値との差額として測定される。

売却可能投資については、その公正価値の変動はその他包括利益計算書に認識される。ただし、経営陣が価値の減少が恒久的性質によると判断した場合には、かかる価値の減少は損益に認識される。

売却可能資産が減損する場合には、その原価（元本の支払および償却控除後）およびその現在の公正価値との差額からなる金額（包括利益計算書に以前認識された減損損失控除後）は、その他包括利益から包括利益計算書に振替えられる。売却可能として区分されたその他包括利益商品にかかる戻入は、包括利益計算書において認識されない。債務証券にかかる減損損失の戻入は、かかる証券の公正価値の増加が包括利益計算書において認識された後に生じた事象に客観的に関連する場合には、包括利益計算書を通じて行われる。

2.10.6 金融資産の認識中止

金融資産（または、該当する場合は、金融資産の一部もしくは同種の金融資産グループの一部）は、以下の場合にその認識が中止される。

-かかる資産からのキャッシュ・フローを受領する権利が失効した場合

-グループがかかる資産からのキャッシュ・フローを受領する権利を留保しているが、「パススルー」取決めにより第三者に対し重要な遅滞なくその全額を支払う義務を引受けている場合

-グループがかかる資産からのキャッシュ・フローを受領する権利を譲渡し、かつ、(a)かかる資産の実質的にすべてのリスクおよび経済価値を譲渡したか、または(b)かかる資産の実質的にすべてのリスクおよび経済価値を譲渡せず、またこれらを留保もしないが、かかる資産の支配権を譲渡した場合

グループが資産からのキャッシュ・フローを受領する権利を譲渡し、かかる資産の実質的にすべてのリスクおよび経済価値を譲渡せず、留保せず、また資産の支配権も譲渡しない場合、かかる資産はグループの当該資産に対する継続関与の範囲で資産として認識される。譲渡資産にかかる「保証」の形態の継続関与は、かかる資産の当初帳簿価格またはグループが返済すべき対価の最高金額のいずれか低い方の価額で測定される。

継続関与が譲渡資産にかかる売りオプションおよび/または買いオプション（現金決済オプションまたは同様の規定を含む。）の形態をとる場合、グループの継続関与の範囲は、グループが買戻しできる譲渡資産の金額となる。ただし、公正価値で測定された資産にかかる売りプット・オプション（現金決済オプションまたは同様の規定を含む。）の場合、グループの継続関与の範囲は譲渡資産の公正価値またはオプション行使価格のいずれか低い方の金額に限定される。

2.11 現金および現金同等物

財政状態計算書の現金および現金同等物は、銀行預金および手元現金ならびに当初満期日が3ヵ月以内の短期預金からなる。

連結キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金および現金同等物とは上記に定義する現金および現金同等物からなる。

2.12 金融負債

2.12.1 借入金および当座借越

すべての借入金および当座借越は、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した価額で当初認識され、「損益を通じて公正価値で測定され

る」と指定されていない。

当初認識の後、借入金および当座借越はその後、実効金利法を用いて償却原価により測定される。

利益および損失は、償却によりまた負債の認識の中止によっても損益計算書において認識される。

2.12.2 損益を通じて公正価値で測定される金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債には、売買目的保有金融負債および当初認識において損益を通じて公正価値で測定されるものと指定された金融負債が含まれる。

金融負債は、短期間で売却する目的で取得される場合は売買目的保有負債として区分される。別個の組込デリバティブを含むデリバティブはまた、有効なヘッジ手段として指定されない場合は売買目的保有と区分される。売買目的保有負債の利益または損失は、包括利益計算書において認識される。

一つ以上の組込デリバティブを含む契約の場合、全体のハイブリッド契約は、組込デリバティブがキャッシュ・フローを著しく変更させることがない場合または組込デリバティブの分離が禁止されていることが明らかである場合を除き、損益を通じて公正価値で測定される金融負債として指定することができる。

金融負債は、以下の基準に合致する場合、当初認識において損益を通じた公正価値により測定される負債と指定することができる。(i)かかる指定により、そうでなければ負債の測定または異なる基準で利益もしくは損失を認識することにより生じる矛盾した取扱いがなくなるかまたは著しく減少する場合、(ii)負債が、文書化されたリスク管理戦略に従い運用され、そのパフォーマンスが公正価値ベース評価される金融負債グループの一部を構成する場合、または(iii)金融負債が、区分記録される必要性のある組込デリバティブを含む場合。

2.12.3 償還可能優先株式

償還可能優先株式は財政状態計算書において取引費用を控除した後、負債として認識される。償還可能優先株式の公正価値は償還まで償却原価で測定される。

2.12.4 金融負債の認識中止

金融負債は、負債に基づく義務が解除され、取消されまたは失効した場合にその認識が中止される。

既存の金融負債が同一の貸付人からの実質的に異なる条件の別の負債と代替される場合、または既存の負債の条件が実質的に変更される場合、かかる代替または変更は当初負債の認識中止および新たな負債の認識として処理され、それぞれの帳簿価格の差額は包括利益計算書において認識される。

2.13 金融商品の公正価値

金融資産および金融負債の公正価値は以下のとおり決定される。

- ・標準約款に基づいて流動性のある活発的な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値は、取引相場価格（上場償還可能手形、為替手形、債券および永久手形を含む。）により決定される。
- ・その他金融資産および金融負債の公正価値（デリバティブ商品を除く。）は、一般に認められる価格決定モデルに従って、観察可能な現行の市場取引の価格および類似商品に対するディーラー建値を用いたディスカウント・キャッシュ・フロー分析に基づいて決定される。
- ・デリバティブ商品の公正価値は、建値を用いて計算される。かかる建値が利用できない場合には、ディスカウント・キャッシュ・フロー分析は、ノンオプションデリバティブ商品の残存期間に係る適切な利回り曲線を用いて、またはオプションデリバティブのためのオプション価格決定モデルを用いて行われる。外国為替先物予約は建値された先物為替レートおよび契約の満期日と合致する建値金利に基づく利回り曲線を用いて測定される。金利スワップは、建値金利に基づく適切な利回り曲線に基づいて見積られ割引かれる将来キャッシュ・フローの現在価値で測定される。
- ・財務保証契約の公正価値は、オプション価格決定モデルを用いて決定されるが、市場を基盤とした信用情報および不履行を考慮した損失額から推定される特定の当事者による不履行の可能性が主な前提とする。

2.14 収益の認識

収益は、経済的便益がグループに流入する可能性が高く、収益が信頼性をもって測定できる範囲で認識される。収益の認識前に、以下の特別の認識基準をもまた満たさなければならない。

2.14.1 役務収益

収益は、財政状態計算書日において信頼性をもって測定できる進捗度に応じて認識され、ならびに取引について発生した原価および取引の完了に要する原価が測定されうる。

2.14.2 受取利息

受取利息は実効金利法を用いて認識される。

2.14.3 配当

配当は、支払い受領権が確定した時点で収益として認識される。

2.14.4 手数料収入

手数料収入は、各役務が提供された時に認識される。

2.14.5 投資売却損益

投資売却損益は取引日において収益 / 費用として認識される。

2.15 費用

費用は発生主義で計上される。

2.16 税金

2.16.1 当期法人所得税

当期および過年度の法人所得税資産および負債は、財政状態計算書日までに制定されていた、または実質的に制定されていた税率および税法を適用して、税務当局から還付される、または税務当局に支払うことが予想される金額で認識される。

その他包括利益および株主持分において直接認識される項目に関する当期法人所得税は、その他包括利益および株主持分において認識される。

2.16.2 繰延法人所得税

繰延税金資産 / 負債は、資産および負債の税務基準額と連結財務書類上の帳簿価格との間に発生するすべての控除可能な一時差異について認識される。ただし、繰延税金資産 / 負債が企業結合でなく、かつ取引時に会計上の利益にも税務上の課税所得または欠損金にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識から発生する場合はこの限りでない。

繰延税金資産は、すべての将来減算一時差異、繰越税額控除および繰越欠損金について、将来これらの使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲において認識される。ただし、以下の場合はこの限りでない。

- ・将来減算一時差異に関する繰延税金資産が企業結合でなく、かつ取引時に会計上の利益にも税務上の課税所得または欠損金にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識から発生する場合

- ・子会社、関連会社に対する投資およびジョイント・ベンチャーに対する持分に伴う将来減算一時差異に関しては、かかる一時差異が予見可能な将来に解消し、一時差異の所要対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲においてのみ、繰延税金資産が認識される。

繰延税金負債は、子会社、関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資に関して発生する一時差異について認識される。ただし、グループが差異の解消の時期を支配でき、一時差異が予見可能な将来に解消しない可能性が高い場合を除く。

繰延税金資産および負債は、以下により測定される。

- 財政状態計算書日までに制定されていた、または実質的に制定されていた税率および税法に基づいて、関連する繰延法人所得税資産が実現し、または繰延税金負債が決済される時点に適用される予定の税率

- グループが財政状態計算書日に、その資産および負債の帳簿価格を回収または決済することを予想する方法に伴う税務効果

当期法人所得税および繰延法人所得税は、税が企業結合または株主持分に直接認識される取引より生じる場合を除き、当年度の包括利益計算書において収益または費用として認識される。土地および建物の再評価損益、売却可能金融資産およびキャッシュフロー・ヘッジにかかる公正価値損益ならびに転換社債の負債要素により生じる一時差異にかかる繰延税金は、一時差異が生じるのと同じ期において直接その他包括利益に借方／貸方計上される。企業結合により生じる繰延税金は、取得時ののれんに対して調整される。

2.17 デリバティブ金融商品

グループは、先渡通貨契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約といったデリバティブ契約を締結している。かかるデリバティブ金融商品は、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、その後公正価値で再測定される。デリバティブは、公正価値がプラスである場合には資産として、公正価値がマイナスである場合には負債として計上される。

当年度のデリバティブの公正価値変動から生じる損益で、ヘッジ会計上適格でないものは、包括利益計算書に直接計上される。

先渡通貨契約の公正価値は、同様の満期構成を有する契約にかかるその時の先物為替相場相場を参照して計算される。

2.18 従業員手当

給与、年次賞与、有給休暇、確定拠出型年金の積立金および非貨幣給付金の費用は、従業員により関連役務が提供される期間において発生する。支払または決済が繰延られ、その影響が重大な場合には、これらの金額は現在価値で表示される。

2.19 重要な会計上の見積りおよび仮定

次の事業年度における資産・負債の帳簿価格に対して重要な調整を生じさせる重要なリスクをもつ、財政状態計算書日現在における将来に関する主

な仮定およびその他見積りの主な根拠の不確実性は、以下に述べられている。

2.19.1 売却可能金融資産の減損

グループは、一定の資産を売却可能資産として区分し、公正価値の変動はその他包括利益で認識している。公正価値が減少するとき、経営陣はこれがその期の損益として認識すべき減損かどうかを決定するため当該価値の減少についての仮定を行う。2010年および2009年12月31日現在、売却可能資産について減損損失は認識されていない。2010年および2009年12月31日現在、売却可能資産の帳簿価格はそれぞれ8,021,391米ドルおよび4,100,847米ドルであった。

3. セグメント情報

資源の割当およびセグメント業績の評価の目的のために、グループの最高業務執行の意思決定者に報告されたグループの報告対象セグメントは、事業セグメントの区分に特に焦点が当てられている。グループはアジアのいくつかの異なる国において登録・設立されているが、経営成績は、その最終資産の所在地の類似する経済的環境により影響を受けるため、地域別セグメント情報は提供されていない。

グループの事業別セグメントは、投資顧問業、投資事業、開発研究および技術諮問事業ならびに証券事業の4つである。投資顧問業はファンドに対する投資顧問サービスの提供であり、一方、投資事業は、グループがその投資の資本増加、配当および/または利息を享受するために、短期または長期の有価証券投資を行うことであり、証券事業とは、証券取引および投資顧問業といった委託業務の提供である。連結財務書類の注記21に記載されている非継続事業は、証券事業の下にあるセグメント情報に含まれている。

事業別セグメント間の振替価格は事業活動の種類ごとに異なっているため、その詳細は連結財務書類の注記17に述べている。

セグメント収益および損益

以下は、2010年および2009年12月31日終了年度の報告対象セグメントであるグループの収益および損益の分析である。

(単位：米ドル)

	2010年12月31日終了年度					合計
	投資顧問	投資事業	開発研究および技術諮問事業	証券事業	消去	
セグメント収益						
外部および関連企業からの収益	206,170	283,299	196	82,532	-	572,197

セグメント間収益	57,480	-	-	-	(57,480)	-
	<u>263,650</u>	<u>283,299</u>	<u>196</u>	<u>82,532</u>	<u>(57,480)</u>	<u>572,197</u>
収益合計						<u>572,197</u>
セグメント損益						
セグメント損益	(1,405,454)	(487,901)	(111,487)	(238,721)		(2,243,563)
未配賦費用						(387,308)
財務費用		(3,634)				(3,634)
関連会社利益持分		36,020				36,020
税引前損失						<u>(2,598,485)</u>
法人税費用						-
当期損失						<u>(2,598,485)</u>

(単位：米ドル)

2009年12月31日終了年度

	投資顧問	投資事業	開発研究および技術諮問事業	証券事業	消去	合計
セグメント収益						
外部および関連企業からの収益	1,535,021	257,670	-	40,551	-	1,833,242
セグメント間収益	87,620	-	-	-	(87,620)	-
	<u>1,622,641</u>	<u>257,670</u>	<u>-</u>	<u>40,551</u>	<u>(87,620)</u>	<u>1,833,242</u>
収益合計						<u>1,833,242</u>
セグメント損益						
セグメント損益	(734,348)	1,903,660	(273,882)	(635,409)		260,021
未配賦費用						(407,113)
財務費用	(9,101)			(19)		(9,120)
関連会社利益持分		61,515				<u>61,515</u>

税引前損失	(94,697)
法人税費用	-
当期損失	<u>(94,697)</u>

[次へ](#)

セグメント別報告の収益合計および連結財務書類に表示されている収益との間の調整は以下のとおりである。

(単位:米ドル)

	12月31日終了年度	
	2010年	2009年
役務収益	232,705	1,538,891
受取利息	159,381	151,361
受取配当金	124,454	106,317
手数料	55,657	36,673
セグメント別報告の収益合計	572,197	1,833,242
非継続事業からの収益控除後(注21を参照されたい。)	(82,532)	(40,551)
継続事業からの収益合計	489,665	1,792,691

セグメント資産および負債

セグメント業績およびセグメント間の資源割当を監視する目的において、2010年および2009年12月31日現在の報告対象セグメントであるセグメントの資産および負債は以下のとおりである。

(単位：米ドル)

	2010年12月31日終了年度						
	投資顧問	投資事業	研究開発および技術 諮問事業	証券事業	未配賦	消去	合計
セグメント 資産および 負債							
セグメント 別資産	75,007	423,082	357,998	-	8,677,918	(80,325)	9,453,680
関連会社投 資	-	2,315,889	-	-	-	(2,246,330)	69,559
投資	-	13,430,575	-	-	-	-	13,430,575
資産合計	75,007	16,169,546	357,998	-	8,677,918	(2,326,655)	22,953,814
セグメント 別負債	-	1,732,233	5,337	-	14,645,964	(80,325)	16,303,209

(単位：米ドル)

2009年12月31日終了年度

	投資顧問	投資事業	研究開発 および技 術諮問事 業	証券事業	未配賦	消去	合計
セグメント 資産および 負債							
セグメント 別資産	339,991	5,314,467	457,575	884,419	13,358,845	(3,973,273)	16,382,024
関連会社投 資	-	3,600,902	-	-	-	-	3,600,902
投資	-	4,409,646	-	-	-	-	4,409,646
資産合計	339,991	13,325,015	457,575	884,419	13,358,845	(3,973,273)	24,392,572
セグメント 別負債	-	918,292	5,165	229,950	14,945,694	(535,322)	15,563,779

その他セグメント情報

2010年および2009年12月31日終了年度の報告対象セグメントのその他のセグメント情報は以下のとおりである。

(単位：米ドル)

2010年12月31日終了年度

	投資顧問	投資事業	研究開発 および技 術諮問事 業	証券事業	未配賦	合計
その他のセグメント情報						
資本支出 - 設備投資	-	-	-	-	-	-
減価償却	-	-	195	-	7,420	7,615

(単位:米ドル)

2009年12月31日終了年度

	投資顧問	投資事業	研究開発 および技 術諮問事 業	証券事業	未配賦	合計
その他のセグメント情報						
資本支出 - 設備投資	-	-	-	21,520	1,789	23,309
減価償却	-	-	194	3,018	7,958	11,170

4. 設備

耐用年数

各設備の見積耐用年数は以下のとおりである。

	2010年度	2009年度
事務所用設備	3 - 5 年間	3 - 5 年間
備品等	5 年間	5 年間
自動車	5 年間	5 年間

(単位：米ドル)

	事務所用設備	備品等	自動車	合計
取得原価				
2009年1月1日現在	50,151	64,507	30,541	145,199
増設	13,838	8,985	486	23,309
移転	214	(214)	-	-
2009年12月31日現在	64,203	73,278	31,027	168,508
増設	1,276	242	-	1,518
子会社処分による承認取消し	(13,812)	(9,226)	-	(23,038)
2010年12月31日現在	51,667	64,294	31,027	146,988

減価償却累計額

2009年1月1日現在	45,619	63,746	18,158	127,523
当期計上分	3,071	2,123	5,976	11,170
2009年12月31日現在	48,690	65,869	24,134	138,693
当期計上分	3,002	746	6,006	9,754
子会社処分による消去	(2,581)	(2,576)	-	(5,157)
2010年12月31日現在	49,111	64,039	30,140	143,290

正味簿価

2010年12月31日現在	2,556	255	887	3,698
2009年12月31日現在	15,513	7,409	6,893	29,815

5. 関連会社への投資

関連会社名	主な事業	設立国	所有株式数		グループが所有する株式比率		原価		持分法に基づく投資	
			2010年12月31日	2009年12月31日	2010年12月31日	2009年12月31日	2010年12月31日	2009年12月31日	2010年12月31日	2009年12月31日
					%	%	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドの関連会社										
サイアム・インベストメント・パートナーズL.P.	ファンドのゼネラル・パートナー	ケイマン諸島	-	-	50.00	50.00	150,550	230,092	54,815	118,842
フィナンサ・キャピタル・リミテッド	投資顧問	ケイマン諸島	500	500	50.00	50.00	14,799	14,799	14,744	34,238
ザ・ベトナム・エクイティ・ファンド ⁽¹⁾	ファンド	ケイマン諸島	-	400,000	-	26.38	-	359,040	-	9,871
							165,349	603,931	69,559	162,951

合計

(1) 当該ファンドは、2010年2月15日付で清算された。

グループの各関連会社への投資の財務情報の要約を下表に示す。

	(単位：米ドル)	
	2010年	2009年
サイアム・インベストメント・パートナーズ, L.P.		
関連会社の財政状態の持分		
流動資産	91	91
非流動資産	54,724	118,751
純資産	54,815	118,842
収益および利益(損失)の持分：		
収益	79,542	6,023
利益/(損失)	(15,515)	(38,105)
資本分配	(79,542)	(14,869)
投資の簿価	54,815	118,842
フィナンサ・キャピタル・リミテッド		
関連会社の財政状態の持分：		
流動資産	21,908	51,618
非流動資産	1	1
流動負債	(7,165)	(17,381)
純資産	14,744	34,238
収益および利益(損失)の持分：		
収益	113,561	180,071

利益(損失)	20,505	(3,965)
資本分配金	40,000	-
投資の簿価	14,744	34,238

ザ・ベトナム・エクイティ・ファンド

関連会社の財政状態の持分：

流動資産	-	230,296
流動負債	-	(210,331)
純資産	-	19,965

収益および利益の持分：

収益	-	664
利益	-	171,757
配当分配	-	(6,086) ⁽¹⁾
資本分配	-	(406,162)
投資の簿価	-	9,871

(1) 利益分配控除後

上記に示された各事業体について、関連会社の財政状態の持分は、収益分配の割合に基づき算出されている一方で、投資の簿価は財政状態計算書日現在の各事業体における当社の残存資本である。

6．関連当事者投資

関連会社名	主な事業	設立国	所有株式数		グループが所有する株式比率		投資	
			2010年12月31日	2009年12月31日	2010年12月31日	2009年12月31日	2010年12月31日	2009年12月31日

				%	%	米ドル	米ドル	
サイアム・インベストメン ト・ファンド ,L.P.	ファンド	ケイマン 諸島	-	-	5.87	4.13	751,173	998,397
フィナンサ・セキュリ ティーズ・リミテッド	証券業	タイ	1	1	-	-	262	262
合計							751,435	998,659
控除：減損損失引当金							(581,880)	(689,860)
関連当事者投資-正味							169,555	308,799

(1) 直接にリミテッド・パートナーとして保有されている株式および間接にゼネラル・パートナーとして保有されている株式に基づき決定されている。

グループによるファンド投資はクローズエンド型ファンドで、タイの会社に直接持分投資を行うために設定された。これらの商品については、その公正価値を信頼性をもって測定することができないため公正価値情報は開示されていない。グループはファンドへの投資をファンド期間の終了まで保有することを意図しており、これらを減損控除した原価で測定する。

7. 売却可能投資

売却可能投資は、持分証券（利率のないもの）および負債証券への投資から成る。下表は、2010年および2009年12月31日現在の取得原価および公正価値による売却可能投資を示している。

（単位：米ドル）

	2010年12月31日		2009年12月31日	
	取得原価	公正価値	取得原価	公正価値
売却可能投資				
海外非市場性持分証券				
- 非上場有価証券				
ケイマン諸島におけるファンド	4,737,500	4,294,688	4,387,500	2,875,532
香港におけるファンド	2,020,000	2,002,000	-	-
合衆国におけるファンド	1,713,019	1,724,703	1,350,519	1,225,315
	8,470,519	8,021,391	5,738,019	4,100,847
民間外国会社	750,000		750,000	
控除：減損引当金	(750,000)		(750,000)	

	-	-	-	-
売却可能投資の合計	8,470,519	8,021,391	5,738,019	4,100,847

8. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産

(単位：米ドル)

	2010年12月31日	2009年12月31日
売買目的保有投資：		
海外市場性持分金融商品-持分証券	3,205,105	3,680,004
海外市場性負債金融商品-負債証券	2,034,524	573,141
損益を通じて公正価値で評価される金融資産	5,239,629	4,253,145

9. 親会社に対する短期貸付金

2010年12月31日現在、当社は、親会社にする1百万米ドルおよび1百万ユーロ(2.34百万米ドル相当)(2009年12月31日：3百万米ドルおよび1百万ユーロ(4.43百万米ドル相当))の短期貸付金を有している。貸付金は要求払いで、各貸出実行時に当事者がその時々において合意することのあるかかる金利で利息がつくものとする。

2010年および2009年12月31日現在、米ドル建ておよびユーロ建ての貸付金はそれぞれ年率0.5%および年率1.00%の利息を伴う。

10. 現金および現金同等物

2010年および2009年12月31日現在、現金および現金同等物の外貨残高は以下のとおりである。

	2010年	2009年
米ドル	2,460,805	2,962,617
ベトナムドン	5,358,405,376	8,420,366,809

人民元	148,062	92,043
タイ・バーツ	5,000	5,000
ユーロ	-	357,605
スイス・フラン	-	1,071,834
香港ドル	-	6,323,482

現金および現金同等物は変動利付で、それぞれの公正価値は、2,758,223米ドルおよび5,802,896米ドルであった。

2010年および2009年12月31日現在、グループの金融機関の現金預金は、それぞれ総額2,742米ドルおよび2,588米ドルで、資金調達費用のために保有され、関係当事者の名義でかかる口座を開設した。

連結キャッシュ・フロー計算書上、2010年および2009年12月31日現在の現金および現金同等物は以下からなっている。

(単位:米ドル)

	2010年12月31日	2009年12月31日
手元現金	3,076	6,778
金融機関での現金預金	2,755,147	5,796,118
現金および現金同等物	2,758,223	5,802,896

11. 株式資本

(単位:米ドル)

	2010年12月31日	2009年12月31日
授権資本:		
1株当たり1米ドルの普通株式200,000株	200,000	200,000
発行および全額払込済:		
1株当たり1米ドルの普通株式20,000株	20,000	20,000

普通株式の株主は、当社が宣言する配当を受領する権利を有している。すべての普通株式は1株につき制限のない1議決権を有している。

12. 償還可能優先株式

2007年3月28日、当社(「借入人」)は、親会社であるフィナンサ・パブリック・カンパニー・リミテッド(「貸付人」)と4件の転換可能貸付契約を締結した。この契約により、過年度に4件の貸付契約に基づき親会社により当社に貸付けられた14.4百万米ドル(573.2百万パーツ)の貸付金が、同額の転換可能貸付金に転換された。かかる転換可能貸付契約に基づき、貸付人のオプションにより、貸付金は1株当たり100米ドルの引受価格で償還可能優先株式に転換することができる。貸付人は償還可能優先株式の割当日後いつでも、引受価格プラス6ヵ月LIBORプラス年複利2.75%でかかる優先株式を償還請求する権利を有している。親会社は、2007年3月28日に貸付金を144,073株の償還可能優先株式に転換する権利を行使した。

13. 当座借越

2010年12月31日現在、当社は海外銀行から当座借越を有しており、年率1.781%～1.826%の金利が付されている。

14. その他の収益および費用

14.1 その他の損益

(単位：米ドル)

	12月31日終了年度	
	2010年	2009年
継続事業		
投資売却益	173,360	400,368
-売買目的保有	(90,489)	-
先渡契約に対する未実現損失	(518,632)	1,971,814
投資再評価の未実現利益(損失)	-	23,225
関連当事者の清算による分配	84,953	65,667
その他	(350,808)	2,461,074

14.2 投資の減損(損失)戻入れの利益

(単位：米ドル)

12月31日終了年度

	2010年	2009年
継続事業	(9,871)	(19,415)
関係会社投資	107,980	(135,342)
関連当事者投資	98,109	(154,757)

14.3 財務費用

(単位：米ドル)

	12月31日終了年度	
	2010年	2009年
継続事業		
当座借越および借入金	3,634	366
個人からの短期借入金	-	8,754
	3,634	9,120

15. 法人所得税

2010年12月31日に終了した事業年度、当社は法人所得税費用を有していないのは、当社が2010年5月5日に当社の子会社であるフィナンサ・セキュリティーズ（ホンコン）リミテッドへの投資割合を売却するために株式売買契約書を締結した（注21を参照されたい。）。

2009年12月31日に終了した事業年度、法人所得税費用は当社の子会社の法人所得税費用を示しているが、子会社が当期中税金目的のための損失を維持したため、当期中における法人所得税引当金はない。

2009年12月31日に終了した事業年度における実効税率の調整を下表に示す。

(単位:米ドル)

2009年

香港設立子会社の損失	(635,419)
香港の税率を用いた法人所得税	(104,800)
非課税所得の税効果	(1)
非控除費用の税効果	993
認識されていない未使用資本損失の税効果	105,974
認識されていない一時的差異の税効果	(2,166)
損益計算書において報告された法人所得税費用	-

2009年、子会社は4.9百万香港ドルまたは0.6百万米ドルの累積資本損失に関して、繰延税金資産を認識していない。なぜなら、利用されることとなる損失に対して将来の課税利益を利用できるかどうかは定かではないからである。資本損失は、現行の税法において失効しない。その他一時的差異は重大ではない。

16. 基本的1株当たり損失

基本的1株当たり損失は、親会社の普通株主に帰属する損失を各事業年度の発行済普通株式の加重平均株式数で除することにより決定される。

2010年および2009年12月31日に終了した各事業年度における普通株式の加重平均株式数は以下のとおりである。

株式	
2010年	2009年

期首現在における発行済株式数	20,000	20,000
当期中に発行された株式の影響	-	-
普通株式の加重平均株式数	20,000	20,000

下表は基本的1株当たり利益の計算に使用された利益および株式データである。

	12月31日終了年度	
	2010年	2009年
継続事業によるもの	(93.55)	(1.78)
非継続事業によるもの	(16.63)	(31.77)
基本的1株当たり利益(損失)合計	(110.18)	(33.55)

17. 関連当事者取引

当社は、子会社および関連会社との間で広範囲に及ぶ取引および関係を有している。従って、添付の財務書類は、当社がこれらの当事者と関わりなく営業した場合に存在したであろう状態または生じたであろう経営成績を必ずしも示すものではない。

17.1 当期中に生じた重要な事業取引

各事業年度において、当社は当社とその関連当事者との間での通常の営業過程において合意した商業的な条件およびベースで締結した当該当事者との重要な事業取引を有した。以下は、かかる取引の概要である。

17.1.1 2010年および2009年12月31日に終了した事業年度中において発生した関連当事者取引の金額は以下のとおりである。

(単位：米ドル)

	12月31日終了年度		価格政策
	2010年	2009年	
親会社			
受取利息	26,124	64,790	両当事者の合意する料率で注9のとおり
サービス費用 - コンサルティング料	1,015,506	968,399	両当事者の合意する料率で下記のとおり
関連会社			
サービス収益	120,000	1,137,428	両当事者により合意された基準で下記のとおり
関連当事者			
サービス費用-その他サービス費用	-	396,293	両当事者により合意された基準で下記のとおり

17.1.2 コンサルティング料

親会社

当社は当社の親会社と役務提供契約を締結しているが、当社は、管理、経営、マーケティングおよびその他の事業支援に関連する役務を受ける。同契約は毎年更新することができ、2010年の役務報酬は付加価値税を含めて32百万パーツ(約1.01百万米ドル)(2009年：33百万パーツ(約0.96百万米ドル))であった。

17.1.3 役務収益

関連会社

(a)当社およびその関連会社フィナンサ・キャピタル・リミテッド(「FCL」)の間の2000年2月1日付の役務提供契約に基づき、当社は、FCLが必要とする人員、役務および施設を提供することに合意し、FCLは(i)直接または帰属費用および控除ならびに(ii)FCLにより提供された役務に関する間接費用および控除の合計金額に相当する年間報酬を支払うことに合意している。かかる報酬はFCLの事業予算に基づき決定される。

(b)2005年7月15日付で当社とその関連会社であるザ・ベトナム・エクイティー・ファンド(「VEF」)との間で締結された投資顧問契約および2007年7月1日以降発効となる第2修正契約に基づき、VEFは当社に下記に相当する金額の顧問料を毎月前払いで支払わなければならない。顧問料は(i)現在ファンドにより投資されている約定済資本に(ii)投資対象会社の新規株式公開に関する当該会社による株主割当発行の場合に残存する未上場持分証券への追加投資のために支払時の約定済資本を加えた額の年2%相当額となる。

さらに、当社はまた、VEFの期間に関して、(a)VEFの期間の開始日から最終日までの期間についての株主に対する配当または資本の払戻しにより分配される合計金額が、(b)株主に年8%の優先累積収益率を与える金額を超過する金額の20%相当額の成功報酬を受領する権利を有している。報酬の詳細については投資顧問契約に記載されている。当社に支払われるべき成功報酬はVEFの期間終了時に計算され、支払われ、VEFは株主全員が全会一致により決定した場合は中間支払を行うことができる。

17.1.4 その他サービス費用

関連会社

2009年9月、当社はサイアム・インベストメント・ファンドII, LP(「SIF II」)に対してその他サービス費用を支払い、その金額は396,293米ドルであったが、かかる金額はファンドの投資家によって合意された成功報酬の再計算に関するものである。

17.2 関連当事者との残高

2010年および2009年12月31日現在、重要な関連当事者取引の残高は、以下に要約されている。

(単位：米ドル)

	関係	2010年 12月31日	2009年 12月31日
親会社 - フィナンサ・ピーエルシー			
親会社への短期借入金		2,338,000	4,430,100
親会社への預け金		2,689,486	3,469,629
未払受取利息		24,878	22,959
償還可能優先株式		14,407,266	14,407,266
関連会社 / 関連当事者			
関連会社および関連当事者への預け金：			
フィナンサ・キャピタル・リミテッド	株式所有および取締役兼任	-	56
フィナンサ・ホンコン・リミテッド	共通の株主 / 取締役兼任	1,337,510	1,322,511
取締役		5,633	5,613
関連会社および関連当事者への預け金		<u>1,343,143</u>	<u>1,328,180</u>
その他売掛金			
フィナンサ・インベストメント・ コンサルティング(チャイナ)コ・ リミテッド	グループ会社	43,206	68,936

グループの主要経営陣の報酬

（単位：米ドル）

	12月31日に終了した年度	
	2010年	2009年
短期従業員給付	-	324,985
退職給付引当金	-	12,961
主要経営陣に支払われた報酬合計	-	337,946

18. 契約債務

18.1 クレジット・デフォルト・スワップ

2006年1月17日、当社はプロテクションの売り手として海外の金融機関と、想定元本額20百万米ドルの期間5年のタイ王国債にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約を締結し、同契約の規定により想定元本額の固定金利による収益を四半期毎に受領する。同契約は、2011年3月20日に終了する。当社は、同契約に基づく担保として100,000米ドルの当初証拠金を支払うことが求められており、クレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価額損失が当初担保を超過する場合、証拠金勘定への損失金額を増額することが求められている。

2010年および2009年12月31日現在、当社はそれぞれ100,000米ドルおよび167,000米ドルの証拠金を差し入れており、財政状態計算書の非流動資産に基づき、「デリバティブ契約担保」として表示されている。

18.2 外国為替先物予約

当社は下記に詳述とおり、満期日を1年とする通貨ヘッジの目的のため、外貨を購入するために、先物為替予約を締結した。

2010年12月31日現在

満期日	先渡契約毎			
	受領金額 (パーツ)	予約毎の利率 (米ドル当りのパーツ)	支払金額 (米ドル)	公正価値(損失) (米ドル)
2010年10月18日～2011年10月18日	298,700,000	29.87	10,000,000	90,489

18.3 リース契約に基づくコミットメント

2010年および2009年12月31日現在、グループのオペレーティング・リースにより支払うべき将来の賃料は下記のとおりである。

(単位：米ドル)

	2010年12月31日	2009年12月31日
期限 1 年以内	111,815	155,881
期限 1 年以上 5 年未満	22,989	35,782
合計	134,804	191,663

19. 財務リスク管理目的および方針

グループの主要な金融商品は、デリバティブの他に、金融機関および親会社からの借入金から成る。これらの金融商品の主要な目的は、グループの事業資金の調達である。グループは、投資（様々な見出しで分類され、表示される。）ならびに現金および短期預金といった様々な金融資産を有しており、これらはその事業から直接生じる。

グループの金融商品により発生する主要なリスクはキャッシュ・フロー、金利リスク、信用リスク、流動性リスクおよび外貨リスクである。

当社は、グループの各会社の取締役により構成される、当社およびその関係会社の事業方針、投資の監督、リスク管理指針および方針の設定を任務とする、グループ投資委員会およびグループ・リスク管理委員会を設置している。

経営陣は、適切な手段が適時に効果的な方法で実行されることを確実にするために、これらのエクスポージャーを管理し、監視している。経営陣チームは、当社の業績を監視し、投資および上記のリスク管理方針に基づき適切と思料される指示を行う。

金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動による金融商品の価値変動ならびに収益および金融資産・負債の価値変動をもたらすリスクである。金利リスクは、金利構成および特性ならびにグループの資産、負債および資本の構成の結果発生する。市場金利の変動リスクに対するグループのエクスポージャーは主にグループの負債証券、短期および長期債務への投資に関連している。

2010年および2009年12月31日現在、金融資産および負債は金利の種類別に以下のとおり分類される。

(単位：米ドル)

2010年12月31日現在の金融商品残高

	変動金利	固定金利	無利子	合計
金融資産				
関連当事者投資	-	-	169,555	169,555
売却可能投資	-	-	8,021,391	8,021,391
デリバティブ契約担保	100,000	-	-	100,000
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	-	2,034,524	3,205,105	5,239,629
親会社に対する短期貸付金	-	2,338,000	-	2,338,000
関連会社および関連当事者への貸付金	-	-	4,032,629	4,032,629
未収利息	-	73,065	-	73,065
現金および現金同等物	2,753,205	-	5,018	2,758,223
金融負債				
償還可能優先株式	14,407,266	-	-	14,407,266
クレジット・デフォルト・スワップ	-	-	5,619	5,619
外国為替先物予約	-	-	90,489	90,489
当座借越	1,000,000	-	-	1,000,000

(単位：米ドル)

2009年12月31日現在の金融商品残高

	変動金利	固定金利	無利子	合計
--	------	------	-----	----

金融資産

関連当事者投資	-	-	308,799	308,799
売却可能投資	-	-	4,100,847	4,100,847
デリバティブ契約担保	167,000	-	-	167,000
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	-	573,141	3,680,004	4,253,145
親会社に対する短期貸付金	-	4,430,100	-	4,430,100
関連会社および関連当事者への貸付金	-	-	4,797,809	4,797,809
未収利息	-	-	66,996	66,996
現金および現金同等物	5,794,014	-	8,882	5,802,896
金融負債	-	-	-	-
償還可能優先株式	14,407,266	-	-	14,407,266
クレジット・デフォルト・スワップ	-	-	70,621	70,621

グループの変動利付および固定利付金融商品の満期構成は以下のとおりである。

(単位：米ドル)

	2010年12月31日現在				
	変動金利契約				
	要求払い	1年以内	1～5年	5年超	合計
金融資産					
デリバティブ契約担保	-	100,000	-	-	100,000
現金および現金同等物	2,753,205	-	-	-	2,753,205
金融負債					
償還可能優先株式	14,407,266	-	-	-	14,407,266
当座借越	-	1,000,000	-	-	1,000,000

(単位：米ドル)

	2009年12月31日現在				
	変動金利契約				
	要求払い	1年以内	1～5年	5年超	合計
金融資産					
デリバティブ契約担保	-	-	167,000	-	167,000
現金および現金同等物	5,794,014	-	-	-	5,794,014
金融負債					

償還可能優先株式

14,407,266

-

-

-

14,407,266

(単位:米ドル)

2010年12月31日現在

	固定金利契約				合計
	要求払い	1年以内	1 ~ 5年	5年超	
金融資産					
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	2,034,524	-	-	-	2,034,524
親会社への短期貸付金	2,338,000	-	-	-	2,338,000

(単位:米ドル)

2009年12月31日現在

	固定金利契約				合計
	要求払い	1年以内	1 ~ 5年	5年超	
金融資産					
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	573,141	-	-	-	573,141
親会社への短期貸付金	4,430,100	-	-	-	4,430,100

グループの変動利付および固定利付の金融商品の、財政状態計算書の日付から新価格再設定日または満期日(いずれか早い方)までの残存期間別の分類は以下のとおりである。

(単位:米ドル)

2010年12月31日現在						
変動金利契約						
再価格設定日または満期日までの残存期間						
要求払い	1年以内	1～5年	5年超	合計	金利	
金融資産						%
デリバティブ契約担保	-	100,000	-	-	100,000	0.05-0.2
現金および現金同等物	2,753,205	-	-	-	2,753,205	0.04-0.14
金融負債						
償還可能優先株式	14,407,266	-	-	-	14,407,266	6 month LIBOR + 2.75%
当座借越	-	1,000,000	-	-	1,000,000	1.78 - 1.82

(単位:米ドル)

2009年12月31日現在						
変動金利契約						
再価格設定日または満期日までの残存期間						
要求払い	1年以内	1～5年	5年超	合計	金利	

金融資産

%

デリバティブ契約担保	-	-	167,000	-	167,000	0.09-4.27
現金および現金同等物	5,794,014	-	-	-	5,794,014	0.04-0.14

金融負債

償還可能優先株式	14,407,266	-	-	-	14,407,266	6 ヲ月 LIBOR + 2.75%
----------	------------	---	---	---	------------	--------------------

(単位：米ドル)

2010年12月31日現在

固定金利契約

再価格設定日または満期日までの残存期間

金融資産

損益を通じて公正価値で測定される金融資産
親会社への短期貸付金

要求払い	1年以内	1～5年	5年超	合計	金利
2,034,524	-	-	-	2,034,524	6.67 - 7.38
2,338,000	-	-	-	2,338,000	0.5 - 1.0

%

(単位：米ドル)

2009年12月31日現在

固定金利契約

再価格設定日または満期日までの残存期間

金融資産

損益を通じて公正価値で測定される金融資産
親会社への短期貸付金

要求払い	1年以内	1～5年	5年超	合計	金利
573,141	-	-	-	573,141	7.70
4,430,100	-	-	-	4,430,100	0.5-4.5

%

信用リスク

信用リスクとは、相手方が期限到来時に債務を履行せず、または金融商品において規定された条件もしくは契約を遵守せず、その結果グループに金融損失が発生するリスクをいう。

現金および短期預金、投資、関連会社および関連当事者への債権、その他の当事者への短期貸付金、デリバティブ契約担保、預け金およびクレジット・デフォルト・スワップからなるグループの金融資産から発生する信用リスクに関し、信用リスクに対するグループのエクスポージャーは、相手方の債務不履行およびクレジット・デフォルト・スワップの場合の原資産の信用事由（これらの証書の帳簿価格に等しい最大のエクスポージャー）から生じる。

流動性リスク

流動性リスクとは、グループが金融資産を換金することができない、および／または適時に債務を弁済するのに十分な資金を確保することができないリスクをいう。

契約上の満期に基づく2010年および2009年12月31日現在における金融債務の満期構成の概要を下表に示す。

(単位:米ドル)

2010年12月31日以降のもの

	要求払い	1年以内	1～5年	5年超	合計
金融負債					
償還可能優先株式	14,407,266	-	-	-	14,407,266

(単位:米ドル)

2009年12月31日以降のもの

	要求払い	1年以内	1～5年	5年超	合計
金融負債					
償還可能優先株式	14,407,266	-	-	-	14,407,266

グループの財務部は、流動性、資金調達ならびに決済管理を任務としている。さらに、流動性リスクおよび資金調達リスク、関連プロセスおよび方針は経営陣によって監督されている。当社はその流動性リスクを、事業ニーズ、税、資本または規制上の配慮に基づき、(もし該当する場合は)選択の自由度を維持するために複数のファンナンス源を通じて連結ベースで管理している。

外貨リスク

グループは様々な国で設立されており、またそれらの主要な事業目的は投資および会社に対する事業顧問役務の提供であるが、このことにより、グループの機能通貨以外の通貨建ての取引を行うことによる外貨リスクにさらされている。それゆえ、為替相場の変動はグループの財政状態計算書に重大な影響を及ぼす場合がある。

2010年および2009年12月31日現在、グループの外貨建資産および負債の残高は以下のとおりである。

(単位：1,000表示通貨)

	2010年12月31日	2009年12月31日
資産		
ユーロ	1,018	1,365
人民元	148	92
タイ・バーツ	80,743	115,717
ベトナムドン	67,232,984	87,770,541
香港ドル	-	6,323
スイス・フラン	-	1,072
負債		
タイ・バーツ	567,466	567,466
香港ドル	705,904	1,447,900

2010年および2009年12月31日現在の平均外国為替相場の概要は、以下のとおりである。

	2010年12月31日	2009年12月31日
ユーロ/米ドル	0.7472	0.6983
人民元/米ドル	6.6070	6.8271
タイ・バーツ/米ドル	30.030	33.375
ベトナムドン/米ドル	19,497	18,479

香港ドル/米ドル	-	7.7543
スイス・フラン/米ドル	-	1.0352

下表は、他のすべての変数が一定であったと仮定した場合に、対米ドルの各通貨の合理的可能性変動に対する、公正価値で測定される金融商品の公正価値変動によるグループの税引前利益の感応度を示している。

(単位:米ドル)

	為替相場の増減	税引前利益への影響
2010年		
外貨		
ユーロ	+ 5 %	(64,868)
	- 5 %	71,696
人民元	+ 5 %	(1,067)
	- 5 %	1,179
タイ・バーツ	+ 5 %	771,804
	- 5 %	(853,046)
ベトナムドン	+ 5 %	(162,480)
	- 5 %	179,583
外国為替先物予約		
タイ・バーツ	+ 5 %	(4,309)
	- 5 %	4,763
2009年		
外貨		
ユーロ	+ 5 %	(93,117)
	- 5 %	102,918

人民元	+ 5 %	(642)
	- 5 %	710
タイ・バーツ	+ 5 %	644,550
	- 5 %	(712,397)
ベトナムドン	+ 5 %	(222,447)
	- 5 %	245,863
香港ドル	+ 5 %	(38,833)
	- 5 %	42,920
スイス・フラン	+ 5 %	(49,307)
	- 5 %	54,497

当社は、298.7百万タイバーツの通貨を購入するために先渡契約を締結した(注18.2を参照されたい。)

資本運用

資本運用を行う際の当社の目的は、事業体がゴーイング・コンサーン(継続企業)として継続できる能力を保護することで、これによりその事業体が株主に収益をもたらし、その他の利害関係者に利益を与え続けることができる。当社は、事業ニーズ、税または規制上の配慮に基づき連結ベースで資本構成を管理し、経済状況の変化に照らしてそれを調整する。資本構成を維持または調整するために、当社は支払配当金の金額を調整し、株主へ資本を還元し、新株を発行することができる。しかし、資本の最低総額は1,010,000米ドル以上としなければならない。

2010年および2009年12月31日現在、グループの資本構成は、それぞれ負債16,303,209米ドルおよび15,563,779米ドル、株主持分6,650,605米ドルおよび8,828,793米ドルで、負債対資本比率は、前年度の2.45倍に対し1.76倍であった。負債の主要な資金源は借入金および償還可能優先株式であり、資金の主要な用途は貸付金および債権ならびに流動資産への投資であった。

20. 金融商品**金融商品の区分**

IAS第39号に定義される下記の各区分における帳簿価格の概要は以下のとおりである。

(単位：米ドル)

	2010年12月31日	2009年12月31日
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	5,239,629	4,253,145
貸付金および債権		
-親会社への短期貸付金	2,338,000	4,430,100
-関係会社および関連当事者からの預け金	4,032,629	4,797,809
売却可能金融資産		
-関連当事者投資	169,555	308,799
-売却可能投資	8,021,391	4,100,847
外国為替先渡予約	90,489	-
当座借越	1,000,000	-

公正価値

投資の公正価値は連結財務書類の注記2.13に述べるとおり決定されている。その他の金融資産および金融負債の帳簿価格は公正価値に近似した価格とする。

財政状態計算書において認識された公正価値測定

下表は、当初の公正価値認識後に測定された金融商品の分析を提供したものであり、公正価値が観測可能である程度でレベル1から3に区分されている。

- ・レベル1：同一の資産または負債で、活発な市場で建値されている価格(未調整)から発生した公正価値測定。

・レベル2：直接(すなわち、価格として)または間接的(すなわち、価格から発生している。)のいずれかにより、観測可能な資産または負債はレベル1以内に含まれ、取引相場価格以外からのインプットによる公正価値測定。

・レベル3：観測可能な市場データ(観測不能なインプット)に基づかない資産または負債に対するインプットに含まれない評価テクニックから発生した公正価値測定。

(単位：米ドル)

	2010年12月31日			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
損益を通じた公正価値による金融資産	5,208,855	30,774	-	5,239,629
売却可能金融資産	-	8,021,391	-	8,021,391
外国為替先渡予約	-	90,489	-	90,489
合計	5,208,855	8,142,654	-	13,351,509

21. 子会社の売却

2010年5月5日、当社は売主3名との間で株式売買契約書(以下「SPA」という。)を締結し、当社はフィナンサ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(以下「FSHK」という。)の普通株式11,000,000株を売却することに合意し、これは発行済株式および払込済株式資本の100%を占め、売買価格は450,000米ドルである。当社はSPAに基づき、2010年7月に全額の支払額を受領した。

受領済み対価

(単位：米ドル)

2010年12月31日

現金および現金同等物で受領した対価

450,000

支配を喪失した資産および負債の分析

(単位:米ドル)

2010年5月12日

流動資産

現金および現金同等物

678,616

未収手数料、預金および前払い

50,928

非流動資産

固定資産

17,858

負債

その他未払金および未収費用

12,180

その他流動負債

191,482

処分済みの正味資産

543,740

非継続事業による損失の分析

非継続事業の複合結果には、下記に記載された包括損益計算書が含まれる。非継続事業による包括損失およびキャッシュ・フローは当期中における非継続事業として分類された事業として再表示された。

(単位:米ドル)

12月31日に終了した事業年度

非継続事業による損失

収益

82,532

40,551

費用

(321,253)

(675,971)

税引き前損失

(238,721)

(635,420)

法人所得税費用帰属持分

-

-

(238,721)

(635,420)

売却費用控除後の公正価値再測定による損失

-

-

業務処分による損失

(93,740)

-

法人所得税費用帰属持分

-

-

(93,740)

-

非継続事業からの損失

(当社の所有者帰属持分)

(332,461)

(635,420)

子会社処分による損失

(単位:米ドル)

2010年12月31日

受領済み対価

450,000

処分による純資産

(543,740)

処分損

(93,740)

処分による損失は、包括損益計算書の非継続事業から2010年12月31日に終了した事業年度の損失に含まれる。

子会社処分による正味キャッシュ・フロー

	(単位：米ドル)
	2010年12月31日
現金および現金同等物により受領した対価	450,000
控除：処分による現金および現金同等物残高	(678,616)
	(228,616)

22. 財政状態日以降の事象

経営陣は、財務書類が発行される2011年6月28日までの後発事象を検討した。

[次へ](#)

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
 CONSOLIDATED STATEMENTS OF FINANCIAL POSITION
 AS AT DECEMBER 31, 2010 AND 2009
 (stated in United States Dollars)

	Notes	2010	2009
ASSETS			
NON-CURRENT ASSETS			
Equipment	4	3,698	29,815
Investments in associates	5	69,559	162,951
Investments in related parties	6	169,555	308,799
Available-for-sale investments	7	8,021,391	4,100,847
Guarantee for a derivative contract	18.1	100,000	167,000
Other non-current assets		64,434	70,719
Total Non-Current Assets		<u>8,428,637</u>	<u>4,840,131</u>
CURRENT ASSETS			
Financial assets at fair value through profit or loss	8	5,239,629	4,253,145
Short-term loans to the parent company	9, 17.2	2,338,000	4,430,100
Amounts due from associates and related parties	17.2	4,052,629	4,797,809
Other current assets	17.2	156,696	268,491
Cash and cash equivalents	10	2,758,223	5,802,896
Total Current Assets		<u>14,525,177</u>	<u>19,552,441</u>
TOTAL ASSETS		<u>22,953,814</u>	<u>24,392,572</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

3

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
 CONSOLIDATED STATEMENTS OF FINANCIAL POSITION (Continued)
 AS AT DECEMBER 31, 2010 AND 2009
 (stated in United States Dollars)

	Notes	2010	2009
EQUITY AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	11	20,000	20,000
Share premium		990,000	990,000
Retained earnings		5,108,280	7,311,810
Revaluation deficit on available-for-sale financial assets		(449,129)	(1,637,172)
Foreign currency translation		89,931	79,053
Equity attributable to equity holders of the parent		5,759,082	6,763,691
Non-controlling interests		891,523	2,065,102
Total Equity		6,650,605	8,828,793
NON-CURRENT LIABILITIES			
Redeemable preference shares	12, 17.2	14,407,266	14,407,266
Total Non-Current Liabilities		14,407,266	14,407,266
CURRENT LIABILITIES			
Credit default swap		5,619	70,621
Subscription in advance		-	500,000
Payable capital redemption		620,637	-
Foreign currency forward contract - payable	18.2	90,489	-
Bank overdraft	13	1,000,000	-
Accrued expenses		64,625	416,132
Other current liabilities		114,573	169,760
Total Current Liabilities		1,895,943	1,156,513
Total Liabilities		16,303,209	15,563,779
TOTAL EQUITY AND LIABILITIES		22,953,814	24,392,572

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

4

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
 CONSOLIDATED STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME
 FOR EACH OF THE YEARS ENDED DECEMBER 31, 2010 AND 2009
 (stated in United States Dollars)

	Notes	2010	2009
CONTINUING OPERATIONS			
REVENUES			
Service income	17.1	206,170	1,535,021
Interest income	17.1	159,381	151,353
Dividend income		124,114	106,317
		<u>489,665</u>	<u>1,792,691</u>
COSTS OF SERVICES			
Service costs	17.1	1,669,105	2,356,988
GROSS LOSS			
		(1,179,440)	(564,297)
Other gains (losses)	14.1	(350,808)	2,461,074
Servicing and administrative expenses		(813,844)	(1,441,550)
Gains (losses) on exchange rate		(52,427)	187,858
Gains on reversal (losses on) impairment of investments	14.2	98,109	(154,757)
Finance costs	14.3	(3,634)	(9,120)
Share of profit of associates		36,020	61,515
PROFIT (LOSS) BEFORE TAX		<u>(2,266,024)</u>	<u>540,723</u>
INCOME TAX EXPENSE	15	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT (LOSS) FOR THE YEAR FROM CONTINUING OPERATIONS		(2,266,024)	540,723
DISCONTINUED OPERATIONS			
LOSS FOR THE YEAR FROM DISCONTINUED OPERATIONS	21	<u>(332,461)</u>	<u>(635,420)</u>
LOSS FOR THE YEAR		<u>(2,598,485)</u>	<u>(94,697)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

5

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
 CONSOLIDATED STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME (Continued)
 FOR EACH OF THE YEARS ENDED DECEMBER 31, 2010 AND 2009
 (stated in United States Dollars)

	Note	2010	2009
Other comprehensive income (loss)			
Revaluation surplus (deficit) on available-for-sale			
financial assets		1,188,043	(1,289,553)
Foreign currency translation		10,878	(2,111)
Other comprehensive income (loss) for the years		<u>1,198,921</u>	<u>(1,291,664)</u>
TOTAL COMPREHENSIVE LOSS FOR THE YEAR		<u>(1,399,564)</u>	<u>(1,386,361)</u>
Loss for the year attributable to:			
Equity holders of the parent		(2,203,330)	(670,971)
Non-controlling interests		(394,955)	576,274
		<u>(2,598,485)</u>	<u>(94,697)</u>
Total comprehensive loss for the year attributable to:			
Equity holders of the parent		(1,004,609)	(1,962,635)
Non-controlling interests		(394,955)	576,274
		<u>(1,399,564)</u>	<u>(1,386,361)</u>
Loss per share	16		
From continuing and discontinued operations			
Basic loss for the year attributable			
to ordinary equity holders of the parent		(110.18)	(33.55)
From continuing operations			
Basic loss for the year attributable			
to ordinary equity holders of the parent		(93.55)	(1.78)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

6

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF CHANGES IN EQUITY
FOR EACH OF THE YEARS ENDED DECEMBER 31, 2010 AND 2009
(stated in United States Dollars)

	Attributable to equity holders of the parent						Total equity
	Share capital	Share premium	Revaluation deficit on available-for-sale financial assets	Foreign currency translation	Retained earnings	Equity attributable to equity holders of the parent	
Balance at January 1, 2009	20,000	990,000	(347,619)	81,164	7,982,781	8,726,326	10,115,154
Total comprehensive loss for the year	-	-	(1,289,553)	(2,111)	(670,971)	(1,962,635)	(1,386,361)
Capital contribution from minority interest	-	-	-	-	-	-	100,000
Balance at December 31, 2009	20,000	990,000	(1,637,172)	79,053	7,311,810	6,763,691	8,828,793
Total comprehensive loss for the year	-	-	1,188,043	10,878	(2,203,530)	(1,004,609)	(1,399,564)
Non-controlling interests arising on the dissolution of a subsidiary	-	-	-	-	-	-	(726)
Capital contribution from non-controlling interests	-	-	-	-	-	-	500,000
Capital redemption from non-controlling interests	-	-	-	-	-	-	(1,277,898)
Balance at December 31, 2010	20,000	990,000	(449,129)	89,931	5,108,280	5,759,082	6,650,605

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
 CONSOLIDATED STATEMENTS OF CASH FLOWS
 FOR EACH OF THE YEARS ENDED DECEMBER 31, 2010 AND 2009
 (stated in United States Dollars)

	2010	2009
Cash flows from operating activities:		
Loss for the year	(2,598,485)	(94,697)
Adjustments to reconcile loss for the year to cash provided by (used in) operating activities:		
Change in fair value of credit default swap	(65,002)	(796,133)
Finance costs	3,634	9,130
Share of profit from associates	(36,020)	(61,513)
Loss on disposal of subsidiary	93,740	-
Unrealised (gains) losses from revaluation of investment	583,597	(1,175,641)
Unrealised gains on exchange	(262,415)	(69,670)
Unrealised loss on forward contract	90,489	-
Interest income	(159,381)	(151,360)
Dividend income	(124,114)	(106,317)
Impairment loss on investment in associates	9,871	19,415
(Gains on reversal) loss on impairment of investment in related parties	(107,980)	135,342
Depreciation and amortization	9,754	11,170
	<u>(2,562,312)</u>	<u>(2,280,316)</u>
Change in operating assets and liabilities:		
Decrease in a guarantee for a derivative contract	67,000	863,000
(Increase) decrease in other non-current assets	6,285	(13,002)
Increase in financial assets at fair value through profit or loss	(1,548,676)	(467,727)
Decrease in short-term loan to parent company	2,000,000	-
Decrease in short-term loans to other parties	-	231,538
Decrease in amounts due from associates and related parties	1,099,634	839,528
Decrease in other current assets	72,569	32,026
Decrease in accrued expenses	(340,503)	(301,264)
Decrease in short-term loan from an individual	-	(438,489)
Increase in other current liabilities	136,295	30,063
Cash used in operations	<u>(1,069,708)</u>	<u>(1,504,643)</u>
Interest received	145,500	165,948
Dividends received	125,745	99,070
Interest paid	(3,231)	(10,674)
Net Cash Used in Operating Activities	<u>(801,694)</u>	<u>(1,250,299)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

8

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
 CONSOLIDATED STATEMENTS OF CASH FLOWS (Continued)
 FOR EACH OF THE YEARS ENDED DECEMBER 31, 2010 AND 2009
 (stated in United States Dollars)

	2010	2009
Cash flows from investing activities		
Payment for purchase equipment	(1,518)	(23,309)
Distributions received from associates	119,541	378,229
Distributions received from related party	247,224	38,021
Increase in investments in long-term available-for-sale investments	(2,732,501)	(525,000)
Net cash outflow on disposal of subsidiary	(228,616)	-
Net cash outflow on dissolution of subsidiary	(726)	-
Net Cash Used in Investing Activities	(2,596,596)	(132,059)
Cash flows from financing activities		
Increase in bank overdraft	1,000,000	-
Capital contribution from minority interest	-	100,000
Capital redemption from non-controlling interests	(657,261)	-
Capital received from subscriptions received in advance	-	500,000
Net Cash Provided by Financing Activities	342,739	600,000
NET DECREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS	(3,055,551)	(782,358)
Foreign currency translation in respect of non-controlling interests	10,878	(2,111)
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	5,802,896	6,587,365
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT THE END OF THE YEAR	2,758,223	5,802,896
Supplemental disclosures of cash flows information		
Non-cash items :		
Increase (decrease) in revaluation deficit on available-for-sale financial assets	(1,188,043)	1,289,553
Transfer of subscription received in advance to share capital	500,000	-
Payable for capital redemption	620,637	-

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

9

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

1. INCORPORATION AND BACKGROUND INFORMATION

The consolidated financial statements of Finansa Fund Management Ltd. and its subsidiaries ("the Group") for the year ended December 31, 2010 were authorized for issue by the authorized director on February 25, 2011. Finansa Fund Management Ltd. ("the Company") is an exempted company with limited liability under the laws of the Cayman Islands. The Company is a wholly-owned subsidiary of Finansa Public Company Limited, a public company incorporated in Thailand and listed on the Stock Exchange of Thailand. Its registered office is P.O. Box 309, Upland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies.

The principal activities of the Group are described in Note 3 to the consolidated financial statements.

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

2.1 Basis of preparation

The consolidated financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for derivative financial instruments, available-for-sale investments and investments held for trading and financial assets and liabilities at fair value through profit or loss that have been measured at fair value. The consolidated financial statements are presented in US dollars (USD).

2.2 Statement of compliance

The consolidated financial statements of Finansa Fund Management Ltd. and all its subsidiaries (the "Group") have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") issued by the International Accounting Standard Board ("IASB"), and interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee of the IASB.

2.3 Use of estimates

The preparation of consolidated financial statements in conformity with IFRS requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Management believes that the estimates utilized in preparing its consolidated financial statements are reasonable and prudent. Actual results could differ from these estimates.

2.4 Basis of consolidation

- (a) The consolidated financial statements comprise the financial statements of Finansa Fund Management Ltd. and its subsidiaries. The financial statements of the subsidiaries are prepared for the same reporting period as the parent company, using consistent accounting policies.
- (b) The consolidated financial statements include the financial statements of the Company and the following subsidiaries:

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.4 Basis of consolidation (Continued)

Name of subsidiaries	Country of incorporation	Principal activities	Percentage of shareholding		Registered capital		Issued and paid-up capital		Assets as a percentage of consolidated assets		Revenue as a percentage of consolidated revenue for the years ended	
			December 31,		December 31,		December 31,		December 31,		December 31,	
			2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009 ⁽¹⁾
			%	%	USD	USD	USD	USD	%	%	%	%
Subsidiaries held directly by the Company												
Siam Investment Partners III, L.P.	Cayman Islands	General Partner of Fund	-	95.00	-	377,753	-	377,753	-	-	-	-
Finansa Science & Technology (Beijing) Co., Ltd.	The People's Republic of China	Development research and business (technical) subsidiary	100.00	100.00	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.56	1.88	0.03	-
The Finansa Vietnam Fund Ltd.	Cayman Islands	Investment business	67.97	52.63	3,022,602	3,800,000	3,022,602	3,800,000	15.32	21.79	23.58	8.32
Finansa Securities (Hong Kong) Limited	Hong Kong	Securities brokering and advisory	-	100.00	-	1,291,335	-	1,291,335	-	3.63	14.62	2.21

⁽¹⁾ The revenue as a percentage of consolidated revenue for the year ended December 31, 2009, which was previously calculated based on all types of 2009 revenues, is computed based on revenue presented in the consolidated statements of comprehensive income to conform to the basis of the year 2010.

- (c) Material balances and transactions between the Company and its subsidiaries have been eliminated from the consolidated financial statements.
- (d) The financial statements of the subsidiaries for the years ended December 31, 2010 and 2009 have been audited by other auditors except for the financial statements for the period from January 1, 2010 to May 26, 2010 (dated of dissolution) of Siam Investment Partners III, L.P.
- (e) The Company's interests in The Finansa Vietnam Fund Ltd. was changed from 52.63% as at December 31, 2009 to 67.97% as at December 31, 2010 as a result of the redemption or the increase of the capital to the other investors which is the normal course of business.
- (f) On February 25, 2009, the Company invested in 100% equity interest of Finansa Securities (Hong Kong) Limited, which was incorporated in Hong Kong with the objective of expanding its business in Hong Kong.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.4. Basis of consolidation (Continued)

On March 6, 2009, Finansa Securities (Hong Kong) Limited increased its registered capital from HKD 10,000 to HKD 5,000,000. The Company paid the capital of HKD 5,000,000 in May 2009. On September 4, 2009, Finansa Securities (Hong Kong) Limited further increased its registered capital from HKD 5,000,000 to HKD 10,000,000 by calling additional capital in the amount of HKD 2,500,000. The Company paid the additional capital of HKD 2,500,000 in October 2009.

On March 17, 2010, Finansa Securities (Hong Kong) Limited registered an increase in capital from HKD 10,000,000 to HKD 15,000,000 and called additional capital in the amount of HKD 500,000. The Company paid the additional capital in March 2010.

On April 22, 2010, the Company paid additional capital amounting to HKD 500,000 to Finansa Securities (Hong Kong) Limited ("subsidiary") as required by the subsidiary to maintain its minimum liquidity according to regulatory requirements. As a result, the subsidiary's paid-up capital increased from HKD 10,500,000 to HKD 11,000,000. Subsequently, on May 5, 2010, the Company entered into a Share Sale and Purchase Agreement with third parties to sell the investment in Finansa Securities (Hong Kong) Limited at a sale price of USD 450,000 (see Note 21).

- (g) On April 1, 2010, the general partner of Siam Investment Partners III, L.P. notified that the voluntary winding up and dissolution of the Partnership commenced on February 11, 2010 pursuant to the Exempted Limited Partnership Law and in accordance with the terms of the amended and restated partnership agreement dated October 31, 2005. The winding up and dissolution were completed on May 26, 2010.

2.5. Adoption of new and revised standards

2.5.1. Standards and Interpretations effective in the current period

The Company has adopted the following new and amended IFRS and IFRIC during the year.

<u>Effective date</u>	<u>Number</u>	<u>Amendment</u>
For annual periods beginning on or after July 1, 2009	IFRS 1	Revised and restructured
	IFRS 2	(Revised) Scope of IFRS 2 and revised IFRS 3
	IFRS 3	(Revised) Comprehensive revision on applying the acquisition method
	IFRS 5	(Revised) Plan to sell the controlling interest in a subsidiary
	IAS 27	(Revised) measurement of investments held for sale under IFRS 5 in separate financial statements
	IAS 28	(Revised) impairment testing
	IAS 31	(Revised) disclosures and reversals of impairment losses (equity method)

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.5 Adoption of new and revised standards (Continued)

2.5.1 Standards and Interpretations effective in the current period (Continued)

<u>Effective date</u>	<u>Number</u>	<u>Amendment</u>
For annual periods beginning on or after July 1, 2009	IAS 38	(Revised) Additional consequential amendments arising from revised IFRS 3
	IAS 39	Measuring the fair value of an intangible asset acquired in a business combination (Revised) Applicable effective interest rate on cessation of fair value hedge accounting
	IFRIC 17	Distributions of Non-cash Assets to Owners
For annual periods beginning on or after January 1, 2010	IFRS 1	(Revised) Oil and gas assets and determining whether an arrangement contains a lease
	IFRS 2	(Revised) Group cash-settled share-based payment transactions
	IFRS 5	(Revised) Disclosures of non-current assets (or disposal groups) classified as held for sale or discontinued operations
	IFRS 8	(Revised) Disclosure of information about segment assets
	IAS 1	(Revised) Current/non-current classification of convertible instruments
	IAS 7	(Revised) Classification of expenditures on unrecognised assets
	IAS 17	(Revised) Classification of leases of land and buildings and contingent rents
	IAS 36 IAS 39	(Revised) Unit of accounting for goodwill impairment test (Revised) Treating loan prepayment penalties as closely related embedded derivatives, Scope exemption for business combination contracts and Cash flow hedge accounting

2.5.2 Standards and interpretations not yet effective

The Company did not choose the early adoption of the following standards and interpretations which were issued but not yet effective:

<u>Effective date</u>	<u>Number</u>	<u>Amendment</u>
For annual periods beginning on or after January 1, 2008; November 2009 amendment with respect to voluntary prepaid contributions is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2011	IFRIC 14	(Revised) Treatment of a prepayment of a minimum funding requirement

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.5 Adoption of new and revised standards (Continued)

2.5.2 Standards and interpretations not yet effective (Continued)

<u>Effective date</u>	<u>Number</u>	<u>Amendment</u>
For annual periods beginning on or after February 1, 2010	IAS 32	(Revised) Classification of rights issues
For annual periods beginning on or after July 1, 2010	IFRS 1	(Revised) Limited Exemption from Comparative IFRS 7 Disclosures for First-time Adopters
	IFRIC 19	Extinguishing Financial Liabilities with Equity Instruments, Original issue 2009
	IAS 27, IFRS 3	Amendments resulting from May 2010 Annual Improvements to IFRSs
For annual periods beginning on or after January 1, 2011	IAS 24	(Revised) Definition of related parties
	IAS 1, 34 IFRS 1, 7, 34	Amendments resulting from May 2010 Annual Improvements to IFRSs
For annual periods beginning on or after January 1, 2011; Amendments resulting from May 2010 Annual Improvements to IFRSs	IFRIC 13	Customer Loyalty Programmes
For annual periods beginning on or after January 1, 2011; November 2009 Amendments with respect to voluntary prepaid contributions	IFRIC 14	The Limit on a Defined Benefit Asset, Minimum Funding Requirements and their Interaction
For annual periods beginning on or after July 1, 2011	IFRS 1	Replacement of 'fixed dates' for certain exceptions with 'the date of transition to IFRSs'
	IFRS 1	Additional exemption for entities ceasing to suffer from severe hyperinflation
	IFRS 7	Amendments enhancing disclosures about transfers of financial assets
For annual periods beginning on or after January 1, 2012	IAS 12	Limited scope amendment (recovery of underlying assets)
For annual periods beginning on or after January 1, 2013	IFRS 9	Classification and Measurement

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.5 Adoption of new and revised standards (Continued)

2.5.2 Standards and interpretations not yet effective (Continued)

The management anticipates that all of the above new and amended standards and interpretations will be adopted in the Company's financial statements when they become effective and that their adoption will have no material impact on the financial statements of the Company in the period of initial application.

2.6 Investments in associates

The Group's investments in associates are accounted for under the equity method of accounting. The associates are entities in which the Group has significant influence and which are neither subsidiaries nor joint ventures.

Under the equity method, the investments in associates are carried in the statement of financial position at cost plus post acquisition changes in the Group's share of net assets of the associates. The statement of comprehensive income reflects the Group's share of the results of operations of the associates. Where there has been a change recognized directly in the equity of the associates, the Group recognizes its share of any changes and discloses this, when applicable, in the statement of changes in equity.

If the Group's share of losses of an associate equals or exceeds its interest in the associate, the Group discontinues recognizing its share of further losses, except where the Group has incurred legal or constructive obligations or made payments on behalf of the associates. Additional losses are provided for and a liability is recognized after the Group's interest is reduced to zero only to the extent that the Group has incurred legal or constructive obligations or made payments on behalf of the associates.

After application of the equity method, the Group determines whether it is necessary to recognize an additional impairment loss of the Group's investments in its associates. The Group determines at each financial position date whether there is any objective evidence that the investments in associates are impaired, by comparing its recoverable amount (higher of value in use and fair value less costs to sell) with its carrying amount, and recognizes the amount in the statement of comprehensive income.

The financial statements of the associates are prepared for the same reporting period as the Company. Where necessary, adjustments are made to bring the accounting policies in line with those of the Group.

2.7 Investments in related parties

The Group's investments in related parties are accounted for as available-for-sale financial assets. Such related parties are entities in which the Group has no significant influence.

2.8 Equipment

Equipment is stated at cost less accumulated depreciation and accumulated impairment in value. Depreciation is calculated on the straight-line basis over the estimated useful lives of the assets.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.8 Equipment (Continued)

The carrying value of the equipment is reviewed for impairment when events or changes in circumstances indicate the carrying value may not be recoverable. If any such indication exists and where the carrying value exceeds the estimated recoverable amount, the assets or cash-generating units are written down to their recoverable amount. The recoverable amount of equipment is the greater of fair value less cost to sell and value in use. Impairment losses are recognized in the statements of comprehensive income.

An item of equipment is derecognized upon disposal or when no future economic benefits are expected from its use or disposal. Any gain or loss arising on derecognition of the asset is included in the statement of comprehensive income in the year the asset is derecognized.

2.9 Foreign currency translation

The consolidated financial statements are presented in USD, which is the Company's functional and presentation currency. Each entity in the Group determines its own functional currency and items included in the financial statements of each entity are measured using that functional currency. Transactions in foreign currencies are initially recorded at the functional currency exchange rate ruling at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are retranslated at the functional currency rate of exchange ruling at the financial position date. All differences are taken to profit or loss. Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated using the exchange rates as at the dates of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was determined.

As at the reporting date, the assets and liabilities of the subsidiaries are translated into the presentation currency of the Company at the rates of exchange ruling at the statement of financial position date and their statements of comprehensive income are translated at the weighted average exchange rates for the year. The exchange differences arising on the translation are recognized in other comprehensive income and accumulated in equity. On disposal of a foreign entity, the deferred cumulative amount recognized in equity relating to that particular foreign operation is recognized in the statement of comprehensive income.

2.10 Financial assets

On initial recognition, all financial assets are measured at fair value, plus, in the case of financial assets not at fair value through profit or loss, directly attributable transaction costs.

Financial assets within the scope of IAS 39 are classified as financial assets at fair value through profit or loss, loans and receivables, held-to-maturity investments, and available-for-sale financial assets, as appropriate. When financial assets are recognized initially, they are measured at fair value, plus, in the case of financial assets not at fair value through profit or loss, directly attributable transaction costs.

The Group determines the classification of its financial assets after initial recognition and, where allowed and appropriate, re-evaluates this designation at each financial year-end.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.10 Financial assets (Continued)

All regular way purchases and sales of financial assets are recognized on the trade date, which is the date that the Group commits to purchase or to sell the asset. Regular way purchases or sales are purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the period generally established by regulation or convention in the marketplace.

The weighted average method is used for the computation of the cost of disposed investments.

2.10.1 Financial assets at fair value through profit or loss

Financial assets at fair value through profit or loss include financial assets held for trading and financial assets designated upon initial recognition as assets at fair value through profit or loss.

Financial assets are classified as held for trading if they are acquired for the purpose of selling in the near term. Derivatives, including separated embedded derivatives are also classified as held for trading unless they are designated as effective hedging instruments or a financial guarantee contract. Gains or losses on investments held for trading are recognized in profit or loss.

Financial assets may be designated at initial recognition as assets at fair value through profit or loss if the following criteria are met: (i) the designation eliminates or significantly reduces the inconsistent treatment that would otherwise arise from measuring the assets or recognizing gains or losses on them on a different basis; or (ii) the assets are part of a group of financial assets which are managed and their performance evaluated on a fair value basis, in accordance with a documented risk management strategy; or (iii) the financial asset contains an embedded derivative that would need to be separately recorded.

After initial recognition, financial assets at fair value through profit or loss are measured at fair value with gain or loss, including foreign exchange differences but excluding interest income and dividend income, being recognized in profit or loss.

2.10.2 Loans and receivables

Loans and receivables are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. After initial measurement, loans and receivables are subsequently carried at amortized cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Amortized cost is calculated taking into account any discount or premium on acquisition and includes fees that are an integral part of the effective interest rate and transaction costs. Gains and losses are recognized in the statement of comprehensive income when the loans and receivables are derecognized or impaired, as well as through the amortization process.

2.10.3 Held-to-maturity investments

Bills of exchange and debentures with fixed or determinable payments and fixed maturity dates that the Group has the positive intent and ability to hold to maturity are classified as held-to-maturity investments. Held-to-maturity investments are measured at amortised cost using the effective interest method less any impairment, with revenue recognised on an effective yield basis.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.10 Financial assets (Continued)

2.10.4 Available-for-sale investments

Available-for-sale assets are those non-derivative financial assets that are designated as available-for-sale or are not classified in any of the three preceding categories. After initial measurement, available-for-sale investments are measured at fair value with unrealized gains or losses being recognized in other comprehensive income and accumulated in the investment revaluation reserve, except for impairment losses, foreign exchange gains and losses and interest income being recognized in profit or loss. When the investment is disposed of, the cumulative gain or loss previously recorded in equity and other comprehensive income is recognized in the statement of comprehensive income. Interest earned or paid on the investments is reported as interest income or expense using the effective interest rate. Dividends earned on investments are recognized in the statement of comprehensive income as "Dividend income" when the right of payment is established.

2.10.5 Impairment of financial assets

The Group assesses at each statement of financial position date whether there is objective evidence that a financial asset or group of financial assets is impaired.

The Group first assesses whether objective evidence of impairment exists individually for financial assets that are individually significant, and individually or collectively for financial assets that are not individually significant. If it is determined that no objective evidence of impairment exists for an individually assessed financial asset, whether significant or not, the asset is included in a group of financial assets with similar credit risk characteristics and that group of financial assets is collectively assessed for impairment. Assets that are individually assessed for impairment and for which an impairment loss is or continues to be recognized are not included in a collective assessment of impairment.

If there is objective evidence that an impairment loss on loans and receivables carried at amortized cost has been incurred, the amount of the loss is measured as the difference between the asset's carrying amount and the present value of estimated future cash flows (excluding future expected credit losses that have not been incurred) discounted at the financial asset's original effective interest rate (i.e. the effective interest rate computed at initial recognition). The carrying amount of the asset is reduced through use of an allowance account. The amount of the loss shall be recognized in the statement of comprehensive income.

If, in a subsequent period, the amount of the impairment loss decreases and the decrease can be related objectively to an event occurring after the impairment was recognized, the previously recognized impairment loss is reversed. Any subsequent reversal of an impairment loss is recognized in profit or loss, to the extent that the carrying value of the asset does not exceed its amortized cost at the reversal date.

If there is objective evidence that an impairment loss has been incurred on an unquoted equity instrument that is not carried at fair value because its fair value cannot be reliably measured, or on a derivative asset that is linked to and must be settled by delivery of such an unquoted equity instrument, the amount of the impairment loss is measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the present value of estimated future cash flows discounted at the current market rate of return for a similar financial asset.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.10 Financial assets (Continued)

2.10.5 Impairment of financial assets (Continued)

For investments in available-for-sale, the movements in their fair value are recognized in other comprehensive income, except for the declines in value which management determines that it is of a permanent nature, an impairment being recognized in profit or loss.

If an available-for-sale asset is impaired, an amount comprising the difference between its cost (net of any principal payment and amortization) and its current fair value, less an impairment loss previously recognized in the statements of comprehensive income, is transferred from other comprehensive income to the statements of comprehensive income. Reversals in respect of other comprehensive income instruments classified as available-for-sale are not recognized in the statements of comprehensive income. Reversals of impairment losses on debt instruments are reversed through the statement of comprehensive income, if the increase in fair value of the instrument can be objectively related to an event occurring after the impairment loss was recognized in the statement of comprehensive income.

2.10.6 Derecognition of financial assets

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognized when:

- the rights to receive cash flows from the asset have expired;
- the Group retains the right to receive cash flows from the asset, but has assumed an obligation to pay them in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement; or
- the Group has transferred its rights to receive cash flows from the asset and either (a) has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

Where the Group has transferred its rights to receive cash flows from an asset and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognized to the extent of the Group's continuing involvement in the asset. Continuing involvement that takes the form of a "guarantee" over the transferred asset is measured at the lower of the original carrying amount of the asset and the maximum amount of consideration that the Group could be required to repay.

Where continuing involvement takes the form of a written and/or purchased option (including a cash settled option or similar provision) on the transferred asset, the extent of the Group's continuing involvement is the amount of the transferred asset that the Group may repurchase, except that in the case of a written put option (including a cash settled option or similar provision) on an asset measured at fair value, the extent of the Group's continuing involvement is limited to the lower of the fair value of the transferred asset and the option exercise price.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.11 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprises cash at banks and on hand and short term deposits with an original maturity of three months or less.

For the purpose of the consolidated statement of cash flows, cash and cash equivalents consist of cash and cash equivalents as defined above.

2.12 Financial liabilities

2.12.1 Loans and overdrafts

All loans and overdrafts are initially recognized at fair value less directly attributable transaction costs, and have not been designated 'as at fair value through profit or loss'.

After initial recognition, loans and overdrafts are subsequently measured at amortized cost using the effective interest method.

Gains and losses are recognized in profit or loss when the liabilities are derecognized as well as through the amortization process.

2.12.2 Financial liabilities at fair value through profit or loss

Financial liabilities at fair value through profit or loss includes financial liabilities held for trading and financial liabilities designated upon initial recognition as at fair value through profit or loss.

Financial liabilities are classified as held for trading if they are acquired for the purpose of selling in the near term. Derivatives, including separated embedded derivatives are also classified as held for trading unless they are designated as effective hedging instruments. Gains or losses on liabilities held for trading are recognized in statement of comprehensive income.

Where a contract contains one or more embedded derivatives, the entire hybrid contract may be designated as a financial liability at fair value through profit or loss, except where the embedded derivative does not significantly modify the cash flows or it is clear that separation of the embedded derivative is prohibited.

Financial liabilities may be designated at initial recognition as liabilities at fair value through profit or loss if the following criteria are met: (i) the designation eliminates or significantly reduces the inconsistent treatment that would otherwise arise from measuring the liabilities or recognizing gains or losses on them on a different basis; or (ii) the liabilities are part of a group of financial liabilities which are managed and their performance evaluated on a fair value basis, in accordance with a documented risk management strategy; or (iii) the financial liability contains an embedded derivative that would need to be separately recorded.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.12. Financial liabilities (Continued)

2.12.3 Redeemable preference shares

Redeemable preference shares are recognized as liabilities in the statement of financial position, net of transaction costs. The fair value of redeemable preference shares is measured at amortized cost until redemption.

2.12.4 Derecognition of financial liabilities

A financial liability is derecognized when the obligation under the liability is discharged or cancelled or expires.

Where an existing financial liability is replaced by another from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, such an exchange or modification is treated as a derecognition of the original liability and the recognition of a new liability, and the difference in the respective carrying amounts is recognized in the statement of comprehensive income.

2.13 Fair value of financial instruments

The fair values of financial assets and financial liabilities are determined as follows.

- The fair values of financial assets and financial liabilities with standard terms and conditions and traded on active liquid markets are determined with reference to quoted market prices (includes listed redeemable notes, bills of exchange, debentures and perpetual notes).
- The fair values of other financial assets and financial liabilities (excluding derivative instruments) are determined in accordance with generally accepted pricing models based on discounted cash flow analysis using prices from observable current market transactions and dealer quotes for similar instruments.
- The fair values of derivative instruments are calculated using quoted prices. Where such prices are not available, discounted cash flow analysis is performed using the applicable yield curve for the duration of the instruments for non-optional derivatives, and option pricing models for optional derivatives. Foreign currency forward contracts are measured using quoted forward exchange rates and yield curves derived from quoted interest rates matching maturities of the contracts. Interest rate swaps are measured at the present value of future cash flows estimated and discounted based on the applicable yield curves derived from quoted interest rates.
- The fair value of financial guarantee contracts is determined using option pricing models where the main assumptions are the probability of default by the specified counterparty extrapolated from market-based credit information and the amount of loss, given the default.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.14 Revenue recognition

Revenue is recognized to the extent that it is probable that the economic benefits will flow to the Group and the revenue can be reliably measured. The following specific recognition criteria must also be met before revenue is recognized:

2.14.1 Service income

Revenue is recognized by reference to the stage of completion which can be measured reliably at the statement of financial position date and the costs incurred for the transaction and the costs to complete the transaction can be measured.

2.14.2 Interest income

Interest income is recognized using the effective interest method.

2.14.3 Dividend

Dividend is recognized as income when the right to receive payment is established.

2.14.4 Commission income

Commission income is recognized when the respective service is rendered.

2.14.5 Gains/losses on sales of investments

Gains/losses on sales of investments are recognized as income/expenses on the transaction dates.

2.15 Expenses

Expenses are recorded on an accrual basis.

2.16 Taxes

2.16.1 Current tax

Current tax assets and liabilities for the current and prior periods are recognized at the amount expected to be recovered from or paid to the taxation authorities, using the tax rates and tax laws that have been enacted or substantially enacted by the statement of financial position date.

Current tax relating to items recognized in other comprehensive income and directly in equity is recognized in other comprehensive income and equity.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.16 Taxes (Continued)

2.16.2 Deferred tax

Deferred tax assets/liabilities are recognized for all deductible temporary differences arising between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the consolidated financial statements except where the deferred tax assets/liabilities arising from the initial recognition of an asset or liability in a transaction that is not a business combination and at the time of the transaction, affects neither the accounting profit nor taxable profit or loss.

Deferred tax assets are recognized for all deductible temporary differences, the carryforward of unused tax credits and unused tax losses, to the extent that it is probable that taxable profit will be available against which the deductible temporary differences, and the carryforward of unused tax credits and unused tax losses can be utilized except:

- where the deferred tax asset relating to the deductible temporary difference arising from the initial recognition of an asset or liability in a transaction that is not a business combination and, at the time of the transaction, affects neither the accounting profit nor taxable profit or loss; and
- in respect of deductible temporary differences associated with investments in subsidiaries, associates and interests in joint ventures, deferred tax assets are recognized only to the extent that it is probable that the temporary differences will reverse in the foreseeable future and taxable profit will be available against which the temporary differences can be utilized.

Deferred tax liabilities are recognized on temporary differences arising on investments in subsidiaries, associates and joint ventures, except where the Group is able to control the timing of the reversal of the differences and it is probable that the temporary differences will not reverse in the foreseeable future.

Deferred tax assets and liabilities are measured at:

- The tax rates that are expected to apply when the related deferred tax asset is realized or the deferred tax liability is settled, based on tax rates and tax laws that have been enacted or substantially enacted by the financial position date.
- The tax consequence that would follow from the manner in which the Group expects, at the financial position date, to recover or settle the carrying amounts of its assets and liabilities.

Current and deferred taxes are recognized as income or expenses in the statement of comprehensive income for the year, except to the extent that the tax arises from a business combination or a transaction which is recognized directly in other comprehensive income. Deferred tax on temporary differences arising from the revaluation gains and losses on land and buildings, fair value gains and losses on available-for-sale financial assets and cash flow hedges, and the liability component of convertible debts are charged or credited directly to other comprehensive income in the same period the temporary differences arise. Deferred tax arising from a business combination is adjusted against goodwill on acquisition.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

2. BASIS OF PREPARATION AND SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)

2.17. Derivative financial instruments

The Group enters into derivative contracts such as forward currency contracts and credit default swap contracts. Such derivative financial instruments are initially recognized at fair value on the date on which a derivative contract is entered into and are subsequently remeasured at fair value. Derivatives are carried as assets when the fair value is positive and as liabilities when the fair value is negative.

Any gains or losses arising from changes in fair value on derivatives during the year that do not qualify for hedge accounting are taken directly to the statement of comprehensive income.

The fair value of forward currency contracts is calculated by reference to current forward exchange rates for contracts with similar maturity profiles.

2.18. Employee benefits

Salaries, annual bonuses, paid annual leave, contributions to defined contribution retirement plans and the cost of non-monetary benefits are accrued in the period in which the associated services are rendered by employees. Where payment or settlement is deferred and the effect would be material, these amounts are stated at their present values.

2.19. Significant accounting estimates and assumptions

The key assumptions concerning the future and other key sources of estimation uncertainty at the financial position date, that have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities within the next financial year are discussed below.

2.19.1 Impairment of available-for-sale financial assets

The Group classifies certain assets as available-for-sale and recognizes movements in their fair value in other comprehensive income. When the fair value declines, management makes assumptions about the decline in value to determine whether it is an impairment that should be recognized in profit or loss. As at December 31, 2010 and 2009, no impairment losses have been recognized for available-for-sale assets. The carrying amounts of available-for-sale assets as at December 31, 2010 and 2009 were USD 8,021,391 and USD 4,100,847, respectively.

3. SEGMENT INFORMATION

The Group's reportable segments which reported to the Group's chief operating decision maker for the purposes of resource allocation and assessment of segment performance, is specifically focused on the category of business segment. Although the Group is registered and incorporated in a number of different countries in Asia, the operating results are affected by the similar economic environment of the locations in which their ultimate assets are and accordingly further information about geographical segments is not presented.

The Group has four business segments, which are investment advisory, investment business, development research and technical advisory business and securities business. The investment advisory business involves providing investment advisory services to funds, while the investment business involves investing in securities either for short-term or long-term for the Group in order to enjoy capital appreciation, dividend, and/or interest from those investments and the securities business regarding provision of introducing agent services of securities dealing and investment advisory. The discontinued operation which is discussed in Note 21 to the consolidated financial statements, is included in the segment information under the securities business.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
 NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
 DECEMBER 31, 2010 AND 2009

3. SEGMENT INFORMATION (Continued)

Transferred prices between business segments are different for each type of business activities, the details of which are discussed in Note 17 to the consolidated financial statements.

Segment revenues and results

The following is analysis of the Group's revenues and results by reportable segment for the years ended December 31, 2010 and 2009.

(Unit : USD)

	For the year ended December 31, 2010					
	Development research and				Eliminations	Total
	Investment advisory	Investment business	technical advisory business	Securities business		
Segment revenue						
Revenue from external customers and related companies	206,170	283,299	196	82,532	-	572,197
Inter-segment revenue	57,480	-	-	-	(57,480)	-
	<u>263,650</u>	<u>283,299</u>	<u>196</u>	<u>82,532</u>	<u>(57,480)</u>	<u>572,197</u>
Total revenue						<u>572,197</u>
Segment result						
Segment results	(1,405,454)	(487,901)	(111,487)	(238,721)	-	(2,243,563)
Unallocated expenses						(387,308)
Finance costs		(3,634)				(3,634)
Share of profit of associates		36,020				36,020
Loss before tax						(2,598,485)
Income tax expense						-
Loss for the year						<u>(2,598,485)</u>

(Unit : USD)

	For the year ended December 31, 2009					
	Development research and				Eliminations	Total
	Investment advisory	Investment business	technical advisory business	Securities business		
Segment revenue						
Revenue from external customers and related companies	1,535,021	257,670	-	40,551	-	1,833,242
Inter-segment revenue	87,620	-	-	-	(87,620)	-
	<u>1,622,641</u>	<u>257,670</u>	<u>-</u>	<u>40,551</u>	<u>(87,620)</u>	<u>1,833,242</u>
Total revenue						<u>1,833,242</u>
Segment result						
Segment results	(734,348)	1,903,660	(273,882)	(635,409)	-	260,021
Unallocated expenses						(407,113)
Finance costs	(9,301)			(19)		(9,320)
Share of profit of associates		61,515				61,515
Loss before tax						(94,697)
Income tax expense						-
Loss for the year						<u>(94,697)</u>

25

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

3. SEGMENT INFORMATION (Continued)

Reconciliation between total revenue per segment reporting and revenue presented in consolidated financial statements is as follows:

	(Unit : USD)	
	For the years ended December 31,	
	2010	2009
Service income	232,705	1,538,891
Interest income	159,381	151,361
Dividend income	124,454	106,317
Commission fee	55,657	36,673
Total revenue per segment reporting	572,197	1,833,242
Less Revenue from discontinued operations (see Note 21)	(82,532)	(40,551)
Total revenue from continuing operations	489,665	1,792,691

Segment assets and liabilities

The following tables present segment assets and liabilities by reportable segment as at December 31, 2010 and 2009, for the purpose of monitoring segment performance and allocating resources between segments:

	(Unit: USD)						
	As at December 31, 2010						
	Investment advisory	Investment business	Development research and technical advisory business	Securities business	Unallocated	Eliminations	Total
Segment assets and liabilities							
Segment assets	75,007	423,082	357,998	-	8,677,918	(80,325)	9,453,680
Investments in associates	-	2,315,889	-	-	-	(2,246,330)	69,559
Investments	-	13,430,575	-	-	-	-	13,430,575
Total assets	75,007	16,169,546	357,998	-	8,677,918	(2,326,655)	22,953,814
Segment liabilities	-	1,732,233	5,337	-	14,645,964	(80,325)	16,303,209

	(Unit: USD)						
	As at December 31, 2009						
	Investment advisory	Investment business	Development research and technical advisory business	Securities business	Unallocated	Eliminations	Total
Segment assets and liabilities							
Segment assets	339,991	5,314,467	457,575	884,419	13,358,845	(3,973,273)	16,382,024
Investments in associates	-	3,600,902	-	-	-	-	3,600,902
Investments	-	4,409,646	-	-	-	-	4,409,646
Total assets	339,991	13,325,015	457,575	884,419	13,358,845	(3,973,273)	24,392,572
Segment liabilities	-	918,292	3,165	229,950	14,965,694	(575,122)	15,563,779

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

3. SEGMENT INFORMATION (Continued)

Other segment information

The following tables present other segment information by reportable segment for the years ended December 31, 2010 and 2009.

(Unit: USD)

	For the year ended December 31, 2010					Total
	Investment advisory	Investment business	Development research and technical advisory business	Securities business	Unallocated	
Other segment information						
Capital expenditure - equipment	-	-	-	-	-	-
Depreciation	-	-	195	-	7,420	7,615

(Unit: USD)

	For the year ended December 31, 2009					Total
	Investment advisory	Investment business	Development research and technical advisory business	Securities business	Unallocated	
Other segment information						
Capital expenditure - equipment	-	-	-	21,520	1,769	23,309
Depreciation	-	-	194	3,018	7,958	11,170

4. EQUIPMENT

Useful lives:

The useful lives for each type of equipment are estimated to be as follows:

	2010	2009
Office equipment	3 - 5 years	3 - 5 years
Furniture and fixtures	5 years	5 years
Motor vehicles	5 years	5 years

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

4. EQUIPMENT (Continued)

	(Unit: USD)			
	Office equipment	Furniture and fixtures	Motor vehicles	Total
Cost				
Balance at January 1, 2009	50,151	64,507	30,541	145,199
Additions	13,838	8,985	486	23,309
Transfer in (out)	214	(214)	-	-
Balance at December 31, 2009	64,203	73,278	31,027	168,508
Additions	1,276	242	-	1,518
Derecognized on disposal of subsidiary	(13,812)	(9,226)	-	(23,038)
Balance at December 31, 2010	51,667	64,294	31,027	146,988
Accumulated depreciation				
Balance at January 1, 2009	45,619	63,746	18,158	127,523
Depreciation expense	3,071	2,123	5,976	11,170
Balance at December 31, 2009	48,690	65,869	24,134	138,693
Depreciation expense	3,002	746	6,006	9,754
Eliminated on disposal of subsidiary	(2,581)	(2,576)	-	(5,157)
Balance as at December 31, 2010	49,111	64,039	30,140	143,290
Carrying amount				
As at December 31, 2010	2,556	255	887	3,698
As at December 31, 2009	15,513	7,409	6,893	29,815

5. INVESTMENTS IN ASSOCIATES

Name of associates	Principal activities	Country of incorporation	Number of shares held		Percentage of shares held by the Group		Cost amount		Investments under equity method	
			December 31,		December 31,		December 31,		December 31,	
			2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009
					%		USD		USD	
Associates of Finansa Fund Management Ltd.										
Siam Investment Partners, L.P.	General Partner of a fund	Cayman Islands	-	-	50.00	50.00	150,550	230,092	54,815	118,842
Finansa Capital Ltd.	Investment advisory	Cayman Islands	500	500	50.00	50.00	14,799	14,799	14,744	34,238
The Vietnam Equity Fund ⁽¹⁾	Fund	Cayman Islands	-	400,000	-	26.38	-	359,040	-	9,871
Total							165,349	603,931	69,559	162,951

⁽¹⁾This fund was liquidated on February 15, 2010.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

5. INVESTMENTS IN ASSOCIATES (Continued)

The following tables illustrate the summarized financial information of the Group's investments in each associate.

	(Unit: USD)	
	2010	2009
Siam Investment Partners, L.P.		
Share of the associate's financial position		
Current assets	91	91
Non-current assets	54,724	118,751
Net assets	<u>54,815</u>	<u>118,842</u>
Share of revenue and profit (loss):		
Revenue	79,542	6,023
Profit(loss)	15,515	(38,105)
Capital distribution	(79,542)	(14,869)
Carrying amount of the investment	54,815	118,842
Finansa Capital Ltd.		
Share of the associate's financial position		
Current assets	21,908	51,618
Non-current assets	1	1
Current liabilities	(7,165)	(17,381)
Net assets	<u>14,744</u>	<u>34,238</u>
Share of revenue and profit (loss):		
Revenue	113,561	180,071
Profit (loss)	20,505	(3,965)
Capital distribution	40,000	-
Carrying amount of the investment	14,744	34,238
The Vietnam Equity Fund		
Share of the associate's financial position		
Current assets	-	230,296
Current liabilities	-	(210,331)
Net assets	<u>-</u>	<u>19,965</u>
Share of revenue and profit:		
Revenue	-	664
Profit	-	171,757
Dividend distribution	-	(6,086) ⁽¹⁾
Capital distribution	-	(406,162)
Carrying amount of the investment	-	9,871

⁽¹⁾ Net of profit sharing

Share of the associate's financial position for each entity presented above was calculated based on the percentage of profit sharing while the carrying amount of investment is the remaining capital of the Company in each entity at financial position date.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

6. INVESTMENTS IN RELATED PARTIES

Company's name	Principal activities	Country of incorporation	Number of shares held		Percentage of shares held by the Group		Investments	
			December 31,		December 31,		December 31,	
			2010	2009	2010	2009	2010	2009
				%	%	USD	USD	
Siam Investment Fund II, L.P.	Fund	Cayman Islands	-	-	5.87	4.13	751,173	998,397
Finansa Securities Limited	Securities business	Thailand	1	1	-	-	262	262
Total							751,435	998,659
Less: Allowance for impairment loss							(581,880)	(689,860)
Investments in related parties - net							169,555	308,799

⁽¹⁾ Determined based on shares held directly as a limited partner and indirectly as a general partner.

The funds invested by the Group are close-ended funds which were established to make direct equity investments in companies in Thailand. Fair value information has not been disclosed for these instruments because their fair value cannot be measured reliably. The Group intends to hold investments in funds until the end of funds' term and measures them at cost less impairment.

7. AVAILABLE-FOR-SALE INVESTMENTS

Available-for-sale investments consist of investments in equity securities, which have no coupon rate, and investments in debt securities. The following table presents available-for-sale investments at cost and fair value as at December 31, 2010 and 2009.

	(Unit : USD)			
	December 31, 2010		December 31, 2009	
	Cost	Fair Value	Cost	Fair Value
Available-for-sale investments				
Overseas non-marketable equity securities				
- unlisted securities				
Fund in the Cayman Islands	4,737,500	4,294,688	4,387,500	2,875,532
Fund in Hong Kong	2,020,000	2,002,000	-	-
Fund in U.S.A.	1,713,019	1,724,703	1,350,519	1,225,315
	<u>8,470,519</u>	<u>8,021,391</u>	<u>5,738,019</u>	<u>4,100,847</u>
Private foreign company	750,000	-	750,000	-
Less: Provision for impairment	<u>(750,000)</u>	-	<u>(750,000)</u>	-
	-	-	-	-
Total available-for-sale investments	<u>8,470,519</u>	<u>8,021,391</u>	<u>5,738,019</u>	<u>4,100,847</u>

8. FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	(Unit : USD)	
	December 31,	December 31,
	2010	2009
Investments held for trading		
Overseas marketable equity instruments - equity securities	3,205,105	3,680,004
Overseas marketable debt instruments - debt securities	2,034,524	573,141
Financial assets at fair value through profit or loss	<u>5,239,629</u>	<u>4,253,145</u>

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

9. SHORT-TERM LOANS TO THE PARENT COMPANY

As at December 31, 2010, the Company had short-term loans to the parent company amounting to USD 1 million and EUR 1 million or equivalent to USD 2.34 million (December 31, 2009 : USD 3 million and EUR 1 million or equivalent to USD 4.43 million). The loans are repayable at call and each drawdown shall bear interest at such rates as the parties may from time to time agree.

As at December 31, 2010 and 2009, the loans denominated into USD and EUR currencies carry interest at the rates of 0.5% and 1.0% per annum, respectively.

10. CASH AND CASH EQUIVALENTS

As at December 31, 2010 and 2009, the outstanding foreign currencies of cash and cash equivalents as follow:

	2010	2009
US dollar	2,460,805	2,962,617
Vietnamese Dong	5,358,405,376	8,420,366,809
Renminbi Yuan	148,062	92,043
Thai Baht	5,000	5,000
Euro	-	357,605
Swiss Franc	-	1,071,834
Hong Kong dollar	-	6,323,482

Cash and cash equivalents bear interest at floating rates and their respective fair values are USD 2,758,223 and USD 5,802,896, respectively.

As at December 31, 2010 and 2009, cash deposit at financial institutions of the Group totaling USD 2,742 and USD 2,588, respectively, held for the purpose of funding operating expenses, were in accounts opened under the names of related parties.

For the purpose of the consolidated statements of cash flows, cash and cash equivalents as at December 31, 2010 and 2009 comprised the following:

	December 31, 2010	(Unit : USD) December 31, 2009
Cash on hand	3,076	6,778
Cash deposit at financial institutions	2,755,147	5,796,118
Cash and cash equivalents	2,758,223	5,802,896

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

11. SHARE CAPITAL

	(Unit : USD)	
	December 31, 2010	December 31, 2009
Authorized:		
200,000 ordinary shares of USD 1 each	200,000	200,000
Issued and fully paid:		
20,000 ordinary shares of USD 1 each	20,000	20,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as and when declared by the Company. All ordinary shares carry one vote per share without restrictions.

12. REDEEMABLE PREFERENCE SHARES

On March 28, 2007, the Company ("the Borrower") entered into four convertible loan agreements with Finansa Public Company Limited, the parent company, ("the Lender"), whereby loans of USD 14.4 million or Bahr 573.2 million which the parent company had granted to the Company under four loan agreements in prior years were to be converted into convertible loans of the same amounts. Under the convertible loan agreements, the loans could be converted, at the option of the Lender, to redeemable preference shares at the subscription price of USD 100 per share. The Lender was then entitled at any time after the date of an allotment of the redeemable preference shares to redeem such preference shares at the subscription price plus interest at the rate of six-month LIBOR + 2.75% per annum compounded. The parent company exercised its right to convert the loans into 144,073 redeemable preference shares on March 28, 2007.

13. BANK OVERDRAFT

As at December 31, 2010, the Company has bank overdraft from an overseas bank, bearing interest at the rate ranging from 1.781%-1.826% per annum.

14. OTHER REVENUES AND EXPENSES

14.1 Other gains and losses.

	(Unit : USD)	
	For the years ended December 31,	
	2010	2009
Continuing Operations		
Gain on sales of investments - held for trading	173,360	400,368
Unrealized loss on forward contract	(90,489)	-
Unrealized gains (losses) on revaluation of investments	(518,632)	1,971,814
Distribution from a liquidating related party	-	23,225
Others	84,953	65,667
	<u>(350,808)</u>	<u>2,461,074</u>

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

14. OTHER REVENUES AND EXPENSES (Continued)

14.2 Gains on reversal (losses on) impairment of investments

	(Unit: USD)	
	For the years ended December 31,	
	2010	2009
Continuing Operations		
Investments in associates	(9,871)	(19,415)
Investments in related parties	107,980	(135,342)
	<u>98,109</u>	<u>(154,757)</u>

14.3 Finance costs

	(Unit: USD)	
	For the years ended December 31,	
	2010	2009
Continuing Operations		
Bank overdrafts and loans	3,634	366
Short-term loan from an individual	-	8,754
	<u>3,634</u>	<u>9,120</u>

15. INCOME TAX

For the year ended December 31, 2010, the Company has no income tax expense because the Company has entered into the Share Sale and Purchase Agreement to sell the investment in Finansa Securities (Hong Kong) Limited, the Company's subsidiary, on May 5, 2010 (see Note 21).

For the year ended December 31, 2009, income tax expenses represented income tax expense of the Company's subsidiary but no provision of income tax has been made for the year as the subsidiary sustained a loss for taxation purpose during the year.

Table below shows reconciliation of effective tax rate for the year ended December 31, 2009.

	(Unit : USD)
	<u>2009</u>
Loss of subsidiary incorporated in Hong Kong	(635,419)
Income tax using Hong Kong tax rate	(104,800)
Tax effect of non-taxable income	(1)
Tax effect of non-deductible expenses	993
Tax effect of unused tax loss not recognized	105,974
Tax effect of temporary differences not recognized	(2,166)
Income tax expenses reported in the statements of income	<u>-</u>

In 2009, a subsidiary has not recognized a deferred tax asset in respect of cumulative tax losses of HKD 4.9 million or USD 0.6 million as it is not certain that future taxable profits against which the losses can be utilized will be available. The tax losses do not expire under current tax legislation. Other temporary differences are not material.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

16. BASIC LOSS PER SHARE

Basic loss per share is determined by dividing the loss for each of the years attributable to ordinary equity holders of the parent by the weighted average number of ordinary shares outstanding during the years.

Weighted average number of ordinary shares for each of the years ended December 31, 2010 and 2009 are as follows:

	In Shares	
	2010	2009
Number of shares outstanding as at January 1	20,000	20,000
Effect of shares issued during the year	-	-
Weighted average number of ordinary shares	20,000	20,000

The following reflects the income and share data used in the basic earnings per share computations:

	For the years ended December 31,	
	2010	2009
From continuing operations	(93.55)	(1.78)
From discontinued operations	(16.63)	(31.77)
Total basic earnings (loss) per share	(110.18)	(33.55)

17. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Company has extensive transaction and relationships with the subsidiaries and related companies. Accordingly, the accompanying financial statements may not necessarily be indicative of the conditions that would have existed or the results of operations that would have occurred if the Company had operated without such affiliations.

17.1 Significant business transactions incurred during the years

During the years, the Company had significant business transactions with its related parties which have been concluded on commercial terms and bases agreed upon in the ordinary courses of businesses between the Company and those parties. Below is a summary of those transactions.

17.1.1 Amounts of related party transactions incurred during the years ended December 31, 2010 and 2009 were as follows:

	For the years ended December 31,		Pricing policy
	2010	2009	
	(Unit : USD)		
Parent company			
Interest income	26,124	64,790	On the rate agreed by both parties, which is described in Note 9
Service costs - consulting fees	1,015,506	968,399	On the rate agreed by both parties, which is described below
Associates			
Service income	120,000	1,137,428	On the basis agreed by both parties, which is described below
Related parties			
Service cost - other service cost	-	396,293	On the basis agreed by both parties, which is described below

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

17. RELATED PARTY TRANSACTIONS (Continued)

17.1.2 Consulting fees

Parent company

The Company has entered into service agreements with its parent company, whereby it has received services in connection with administration, management, marketing and other operational support. The agreements are renewable annually and the annual service fee for 2010, including value-added tax, amounting to Baht 32 million, or approximately USD 1.01 million (2009: Baht 33 million, or approximately USD 0.96 million).

17.1.3 Service income

Associates

(a) Under a service agreement dated February 1, 2000 between the Company and its associate, Finansa Capital Ltd. (FCL), the Company agrees to provide the personnel, services and facilities required by FCL and FCL agrees to pay an annual fee equal to the sum of (i) direct or attributable costs and deductions, and (ii) indirect costs and deductions with respect to the services provided by FCL. The fee is to be determined on the basis of FCL's operating budget.

(b) Pursuant to the Investment Advisory Agreement dated July 15, 2005 entered into between the Company and its associate, The Vietnam Equity Fund (VEF), and the second Amendment Agreement effective from July 1, 2007 onward, VEF shall pay the Company an advisory fee on a monthly basis in advance, in an amount equal to 2% per annum of (i) the committed capital currently invested by the Fund plus (ii) the amount of committed capital at the time of payment which is for a follow-on investment in a remainder unlisted equity security in the event of a right issue by such investee in relation to its initial public offering.

In addition, the Company is also entitled to receive in relation to the terms of VEF a performance fee in an aggregate amount equal to 20% of the amount by which (a) the aggregate amount distributed by way of dividends or return of capital to shareholders with respect to the period from the commencement date to the last day of VEF's term exceeds (b) an amount which gives shareholders a priority cumulative rate of return of 8% per annum. The details of this fee are contained in the Investment Advisory Agreement. The performance fee owing to the Company will be calculated and paid at the end of VEF's term and VEF may make interim payments if all shareholders decide to do so by a unanimous vote.

17.1.4 Other service cost

Related company

In September 2009, the Company paid other service costs to Siam Investment Fund II, L.P. (SIF II), in an amount of USD 396,293 which is related to the recalculation of performance fee as agreed by investors of the Fund.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

17. RELATED PARTY TRANSACTIONS (Continued)

17.2 Outstanding balances with related parties

The outstanding balances of the significant related party transactions as at December 31, 2010 and 2009 can be summarized as follows:

		(Unit: USD)	
		December 31,	December 31,
Relationship		2010	2009
Parent company - Finansa Plc.			
Short-term loans to the parent company		2,338,000	4,430,100
Amounts due from the parent company		2,689,486	3,469,629
Accrued interest income		24,878	22,959
Redeemable preference shares		14,407,266	14,407,266
Associates/related parties			
Amounts due from associates and related parties			
Finansa Capital Ltd.	Shareholding and having a common director	-	56
Finansa Hong Kong Limited	Having a common shareholder and directors	1,337,510	1,322,511
Directors		5,633	5,613
Amounts due from associates and related parties		<u>1,343,143</u>	<u>1,328,180</u>
Other receivables			
Finansa Investment consulting (China) Co., Ltd.	Group company	43,206	68,936

Compensation of key management personnel of the Group

	(Unit: USD)	
	For the years ended	
	December 31,	
	2010	2009
Short-term employee benefits	-	324,985
Post employment benefits	-	12,961
Total compensation paid to key management personnel	<u>-</u>	<u>337,946</u>

18. COMMITMENTS

18.1 Credit default SWAP

On January 17, 2006, the Company, as a protection seller, entered into a credit default swap contract on a five-year Kingdom of Thailand bond with a notional amount of USD 20 million with an overseas financial institution whereby it will receive a return at a fixed rate as specified in the contract per annum on the notional amount, which is payable quarterly. The contract will mature on March 20, 2011. The Company is required to pay an initial margin of USD 100,000 as a guarantee under the contract and if the market value loss of the credit default swap contract exceeds the initial guarantee, the Company is required to increase the amount of loss into the margin account.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

18. COMMITMENTS (Continued)

18.1 Credit default SWAP (Continued)

As at December 31, 2010 and 2009, the Company has a margin of USD 100,000 and USD 167,000, respectively, shown as "guarantee for derivative contract" under non-current assets in the statement of financial position.

18.2 Foreign currency forward contract

The Company entered into a forward exchange contract to buy foreign currency for the purpose of currency hedging with one year maturity as detailed below:

Maturity date	As at December 31, 2010			Fair value (loss) (USD)
	Per forward contract			
	Amount to be received (Baht)	Rate per contract (Baht per USD)	Amount to be paid (USD)	
October 18, 2010 - October 18, 2011	298,700,000	29.87	10,000,000	90,489

18.3 Commitments under lease agreements

As at December 31, 2010 and 2009, the Group has operating lease commitments, under which lease payments are payable in future as follows:

	(Unit : USD)	
	December 31, 2010	December 31, 2009
Due within one year	111,815	155,881
Due after one year and within five years	22,989	35,782
Total	134,804	191,663

19. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES

The Group's principal financial instruments, other than derivatives, comprise loans from a financial institution and the parent company. The main purpose of these financial instruments is to raise fund for the Group's operations. The Group has various financial assets such as investments (classified and shown in various captions) and cash and short term deposits, which arise directly from its operations.

The main risks arising from the Group's financial instruments are cash flow, interest rate risk, credit risk, liquidity risk, and foreign currency risk.

The Company has established a Group Investment Committee and a Group Risk Management Committee which comprise directors from each company in the Group responsible for setting business policies, supervising investment, setting risk management guideline and policies of the Company and its affiliates.

The management manages and monitors these exposures to ensure appropriate measures are implemented on a timely and effective manner. The management team will monitor the Company's performance and provide instructions as it considers appropriate under investment and risk management policies as discussed above.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

19. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (Continued)

Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that changes in market interest rates may lead to changes in the value of a financial instrument, and fluctuations in revenue and the value of financial assets and liabilities. Interest rate risk is incurred as a result of interest rate structures and the characteristics and structure of the Group's assets, liabilities and capital. The Group's exposure to the risk of changes in market interest rates relates primarily to the Group's investments in debt securities, short-term and long-term debt obligations.

As at December 31, 2010 and 2009, financial assets and liabilities classified by type of interest rate are as follows:

(Unit: USD)

**Outstanding balances of financial instruments
as at December 31, 2010**

	Floating rate	Fixed rate	Non-interest- bearing	Total
Financial assets				
Investments in related parties	-	-	169,555	169,555
Available-for-sale investments	-	-	8,021,391	8,021,391
Guarantee for a derivative contract	100,000	-	-	100,000
Financial assets at fair value through profit or loss	-	2,034,524	3,205,105	5,239,629
Short-term loans to parent company	-	2,338,000	-	2,338,000
Amounts due from associates and related parties	-	-	4,032,629	4,032,629
Accrued interest income	-	73,065	-	73,065
Cash and cash equivalents	2,753,205	-	5,018	2,758,223
Financial liabilities				
Redeemable preference shares	14,407,266	-	-	14,407,266
Credit default swap	-	-	5,619	5,619
Foreign currency forward contract	-	-	90,489	90,489
Bank overdraft	1,000,000	-	-	1,000,000

(Unit: USD)

**Outstanding balances of financial instruments
as at December 31, 2009**

	Floating rate	Fixed rate	Non-interest- bearing	Total
Financial assets				
Investments in related parties	-	-	308,799	308,799
Available-for-sale investments	-	-	4,100,847	4,100,847
Guarantee for a derivative contract	167,000	-	-	167,000
Financial assets at fair value through profit or loss	-	573,141	3,680,004	4,253,145
Short-term loans to parent company	-	4,430,100	-	4,430,100
Amounts due from associates and related parties	-	-	4,797,809	4,797,809
Accrued interest income	-	-	66,996	66,996
Cash and cash equivalents	5,794,014	-	8,882	5,802,896
Financial liabilities				
Redeemable preference shares	14,407,266	-	-	14,407,266
Credit default swap	-	-	70,621	70,621

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

19. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (Continued)

Interest rate risk (Continued)

The Group's financial instruments bearing floating and fixed rates are classified by time to maturity as follows:

	(Unit: USD)				
	As at December 31, 2010				
	Floating rate contracts				
	At call	Within 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Total
Financial assets					
Guarantee for a derivative contract	-	100,000	-	-	100,000
Cash and cash equivalents	2,753,205	-	-	-	2,753,205
Financial liabilities					
Redeemable preference shares	14,407,266	-	-	-	14,407,266
Bank overdraft	-	1,000,000	-	-	1,000,000
					(Unit: USD)
	As at December 31, 2009				
	Floating rate contracts				
	At call	Within 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Total
Financial assets					
Guarantee for a derivative contract	-	-	167,000	-	167,000
Cash and cash equivalents	5,794,014	-	-	-	5,794,014
Financial liabilities					
Redeemable preference shares	14,407,266	-	-	-	14,407,266
					(Unit: USD)
	As at December 31, 2010				
	Fixed rate contracts				
	At call	Within 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Total
Financial assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	2,034,524	-	-	-	2,034,524
Short-term loans to parent company	2,338,000	-	-	-	2,338,000
					(Unit: USD)
	As at December 31, 2009				
	Fixed rate contracts				
	At call	Within 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Total
Financial assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	573,141	-	-	-	573,141
Short-term loans to parent company	4,430,100	-	-	-	4,430,100

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

19. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (Continued)

Interest rate risk (Continued)

Financial instruments with floating and fixed interest rates classified by the remaining periods from the financial position date to their new repricing dates or maturity dates (whichever are sooner) are as follows:

(Unit: USD)

	As at December 31, 2010					
	Floating rate contracts					
	Remaining periods to repricing dates or maturity dates					
	At call	Within 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Total	Interest rate %
Financial assets						
Guarantee for a derivative contract	-	100,000	-	-	100,000	0.05-0.2
Cash and cash equivalents	2,753,205	-	-	-	2,753,205	0.04-0.14
Financial liabilities						
Redeemable preference shares	14,407,266	-	-	-	14,407,266	6 month LIBOR + 2.75%
Bank overdraft	-	1,000,000	-	-	1,000,000	1.78 - 1.82

(Unit: USD)

	As at December 31, 2009					
	Floating rate contracts					
	Remaining periods to repricing dates or maturity dates					
	At call	Within 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Total	Interest rate %
Financial assets						
Guarantee for a derivative contract	-	-	167,000	-	167,000	0.09-4.27
Cash and cash equivalents	5,794,014	-	-	-	5,794,014	0.04-0.14
Financial liabilities						
Redeemable preference shares	14,407,266	-	-	-	14,407,266	6 month LIBOR + 2.75%

(Unit: USD)

	As at December 31, 2010					
	Fixed rate contracts					
	Remaining periods to repricing dates or maturity dates					
	At call	Within 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Total	Interest rate %
Financial assets						
Financial assets at fair value through profit or loss	2,034,524	-	-	-	2,034,524	6.67 - 7.38
Short-term loans to parent company	2,338,000	-	-	-	2,338,000	0.5 - 1.0

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

19. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (Continued)

Interest rate risk (Continued)

(Unit: USD)

	As at December 31, 2009					Interest rate %
	Fixed rate contracts					
	Remaining periods to reprising dates or maturity dates					
	At call	Within 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Total	
Financial assets						
Financial assets at fair value through profit or loss	573,141	-	-	-	573,141	7.70
Short-term loans to parent company	4,430,100	-	-	-	4,430,100	0.5 - 4.5

Credit risk

Credit risk is the risk that any counterparty may fail to fulfill its obligations when they are due or may fail to comply with the conditions or agreements specified in the financial instruments, and consequently causes the Group to incur a financial loss.

With respect to credit risk arising from the financial assets of the Group, which comprise cash and short term deposits, investments, amounts due from associates and related parties, short term loans to other parties, a guarantee for a derivative contract, a deposit and credit default swap, the Group's exposure to credit risk arises from default of the counterparty and the credit event of the underlying assets in case of credit default swap, with a maximum exposure equal to the carrying amount of these instruments.

Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Group will be unable to liquidate financial assets and/or to procure sufficient funds to discharge obligations in a timely manner.

The table below summarizes the maturity profile of financial liabilities as at December 31, 2010 and 2009 based on contractual maturities.

(Unit: USD)

	Counting from December 31, 2010				Total
	At call	Within 1 year	1-5 years	Over 5 years	
	Financial liabilities				
Redeemable preference shares	14,407,266	-	-	-	14,407,266

(Unit: USD)

	Counting from December 31, 2009				Total
	At call	Within 1 year	1-5 years	Over 5 years	
	Financial liabilities				
Redeemable preference shares	14,407,266	-	-	-	14,407,266

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

19. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (Continued)

Liquidity risk (Continued)

Group Treasury is responsible for liquidity, funding as well as settlement management. In addition, liquidity and funding risks, related processes and policies are overseen by management. The Company manages its liquidity risk on a consolidated basis based on business needs, tax, capital or regulatory considerations, if applicable, through numerous sources of finance in order to maintain flexibility.

Foreign currency risk

The Group is incorporated in different countries and its main business objectives are investing and providing business advisory services to companies, which may be exposed on foreign currency from entering into transactions that are dominated in currencies other than the Group's functional currency. Therefore, exchange rate fluctuations could have a material effect on the Group's financial position.

As at December 31, 2010 and 2009, the Group had outstanding foreign currency assets and liabilities as follows:

	December 31, 2010	December 31, 2009
	(Unit: '000)	
Assets		
Euro	1,018	1,365
Renminbi Yuan	148	92
Thai Baht	80,743	115,717
Vietnamese Dong	67,232,984	87,770,541
Hong Kong Dollar	-	6,323
Swiss Franc	-	1,072
Liabilities		
Thai Baht	567,466	567,466
Vietnamese Dong	705,904	1,447,900

As at December 31, 2010 and 2009, average foreign exchange rates are summarized below:

	December 31, 2010	December 31, 2009
Euro/US dollar	0.7472	0.6983
Renminbi Yuan/US dollar	6.6070	6.8271
Thai Baht/US dollar	30.030	33.375
Vietnamese Dong/US dollar	19,497	18,479
Hong Kong dollar/US dollar	-	7.7543
Swiss Franc/US dollar	-	1.0352

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

19. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (Continued)

Foreign currency risk (Continued)

The following table demonstrates the sensitivity to a reasonably possible change in the currencies compared with US dollar, with all other variables held constant, of the Group's profit before tax due to the changes in the fair value of financial instruments measured at fair value.

	Increase/decrease in currency rates	(Unit: USD) Effect on profit before tax
2010		
Foreign currencies		
Euro	+5%	(64,868)
	-5%	71,696
Renminbi Yuan	+5%	(1,067)
	-5%	1,179
Thai Baht	+5%	771,804
	-5%	(853,046)
Vietnamese Dong	+5%	(162,480)
	-5%	179,583
Foreign currency forward contract		
Thai Baht	+5%	(4,309)
	-5%	4,763
2009		
Foreign currencies		
Euro	+5%	(93,117)
	-5%	102,918
Renminbi Yuan	+5%	(642)
	-5%	710
Thai Baht	+5%	644,530
	-5%	(712,397)
Vietnamese Dong	+5%	(222,447)
	-5%	245,863
Hong Kong Dollar	+5%	(38,833)
	-5%	42,920
Swiss Franc	+5%	(49,307)
	-5%	54,497

The Company entered into a forward contract to buy Thai Baht currency in amounting to Baht 298.7 million. (see Note 18.2).

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

19. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (Continued)

Capital Management

The Company's objective when managing capital is to safeguard the entity's ability to continue as a going concern, so that it can continue to provide returns for shareholder and benefits for other stakeholders. The Company manages its capital structure on a consolidated basis based on business needs, tax or regulatory considerations and makes adjustments to it in the light of changes in economic conditions. In order to maintain or adjust the capital structure, the Company may adjust the amount of dividend paid, return capital to shareholders or issue new shares. However, the minimum aggregate amount of capital should not be less than USD 1,010,000.

As of December 31, 2010 and 2009, the Group's capital structure comprised USD 16,303,209 and USD 15,563,779, respectively in liabilities, and USD 6,650,605 and USD 8,828,793, respectively in shareholders' equity, resulting in a debt to equity ratio of 2.45 times comparing to a ratio of 1.76 times in the previous year. The major source of funds on the liabilities side were borrowings and redeemable preference shares while the major uses of funds were loans and receivables and investments in liquid assets.

20. FINANCIAL INSTRUMENTS

Categories of financial instruments

The carrying amounts of each of the following categories as defined in IAS 39 are summarized as follows:

	(Unit: USD)	
	December 31, 2010	December 31, 2009
Financial assets at fair value through profit or loss	5,239,629	4,253,145
Loans and receivables		
- Short-term loans to parent company	2,338,000	4,430,100
- Amounts due from associates and related parties	4,032,629	4,797,809
Available-for-sale financial assets		
- Investments in related parties	169,555	308,799
- Available-for-sale investments	8,021,391	4,100,847
Foreign currency forward contract	90,489	-
Bank overdraft	1,000,000	-

Fair values

Fair value of investments is determined as discussed in Note 2.13 to the consolidated financial statements. The carrying amounts of other financial assets and financial liabilities approximate their fair values.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

20. FINANCIAL INSTRUMENTS (Continued)

Fair values (Continued)

Fair value measurements recognised in the statement of financial position:

The following table provides an analysis of financial instruments that are measured subsequent to initial recognition at fair value, grouped into Levels 1 to 3 based on the degree to which the fair value is observable.

- Level 1 fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2 fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices).
- Level 3 fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

(Unit: USD)

	December 31, 2010			Total
	Level 1	Level 2	Level 3	
Financial assets at fair value through profit or loss	5,208,855	30,774	-	5,239,629
Available-for-sale financial assets	-	8,021,391	-	8,021,391
Foreign currency forward contract	-	90,489	-	90,489
Total	5,208,855	8,142,654	-	13,351,509

21. DISPOSAL OF SUBSIDIARIES

On May 5, 2010, the Company entered into a Share Sale and Purchase Agreement ("SPA") as the seller with three individuals whereby the Company agreed to sell 11,000,000 ordinary shares of Finansa Securities (Hong Kong) Limited ("FSHK"), which represent 100% of the issued and paid-up shares capital at a sale price of USD 450,000. The Company has received full payment in July 2010 according to SPA.

Consideration received

(Unit : USD)

December 31,
2010

Consideration received in cash and cash equivalents 450,000

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

21. DISPOSAL OF SUBSIDIARIES (Continued)

Analysis of assets and liabilities over which control was lost

	(Unit : USD) May 12, 2010
Current assets	
Cash and cash equivalents	678,616
Commission receivables, deposits and prepayments	50,928
Non-current assets	
Fixed assets	17,858
Liabilities	
Other payables and accrued expenses	12,180
Other current liabilities	191,482
Net assets disposed of	<u>543,740</u>

Analysis of loss from discontinued operations

The combined results of the discontinued operations included in the statement of comprehensive income are set out below. The comparative loss and cash flows from discontinued operations have been re-presented to include those operations classified as discontinued in the current period.

	(Unit: USD)	
	For the years ended December 31,	
	2010	2009
Loss from discontinued operations		
Revenue	82,532	40,551
Expenses	(321,253)	(675,971)
Loss before tax	(238,721)	(635,420)
Attributable income tax expense	-	-
	<u>(238,721)</u>	<u>(635,420)</u>
Loss on remeasurement to fair value less costs to sell	-	-
Loss on disposal of operation	(93,740)	-
Attributable income tax expense	-	-
	<u>(93,740)</u>	<u>-</u>
Loss from discontinued operations (attributable to owners of the Company)	<u>(332,461)</u>	<u>(635,420)</u>

Loss on disposal of subsidiary

	(Unit : USD) December 31, 2010
Consideration received	450,000
Net assets disposed of	(543,740)
Loss on disposal	<u>(93,740)</u>

The loss on disposal is included in the loss for the year ended December 31, 2010 from discontinued operations in the statements of comprehensive income.

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD. AND ITS SUBSIDIARIES
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (Continued)
DECEMBER 31, 2010 AND 2009

21. DISPOSAL OF SUBSIDIARIES (Continued)

Net cash outflow on disposal of subsidiary

	(Unit : USD)
	<u>December 31, 2010</u>
Consideration received in cash and cash equivalents	450,000
Less: Cash and cash equivalent balances disposed of	<u>(678,616)</u>
	<u>(228,616)</u>

22. EVENTS SUBSEQUENT TO THE FINANCIAL POSITION DATE

Managements have considered subsequent events thorough June 28, 2011, upon which financial statements were available to be issued.

中間財務書類

1. 管理会社の日本語の中間財務書類（2011年6月30日に終了した6ヵ月間）は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第76条第4項但書の規定の適用によるものである。

2. 管理会社の原文（英文）の中間財務書類は、管理会社の本国における独立監査人の監査を受けていない。

3. 管理会社の原文（英文）の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本円への換算には、2011年10月3日現在において株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買相場の仲値（1米ドル=77.14円）が使用されている。なお、換算上千円未満の端数は四捨五入したため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

(1)資産及び負債の状況

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結財政状態計算書

2011年6月30日および2010年12月31日現在

注記

		2011年6月30日現在 (非監査)		2010年12月31日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
非流動資産					
機器		4,482	346	3,698	285
関連会社投資	5	14,716	1,135	69,559	5,366
関連当事者投資	6	2,483	192	169,555	13,079
売却可能投資	7	8,300,219	640,279	8,021,391	618,770
デリバティブ契約保証	16.1	-	-	100,000	7,714
その他非流動資産		61,149	4,717	64,434	4,970
非流動資産の合計		8,383,049	646,668	8,428,637	650,185
流動資産					
損益を通じて公正価値 で測定される金融資産	8	3,774,687	291,179	5,239,629	404,185
親会社に対する短期貸付	9,15.2	2,450,100	189,001	2,338,000	180,353
外国為替先物予約-未収	16.2	268,905	20,743	-	-
関連会社および関連当事者へ の預け金	15.2	3,682,191	284,044	4,032,629	311,077

その他流動資産	15.2	178,421	13,763	156,696	12,088
現金および現金同等物	10	2,221,021	171,330	2,758,223	212,769
流動資産の合計		12,575,325	970,061	14,525,177	1,120,472
資産合計		20,958,374	1,616,729	22,953,814	1,770,657

中間財務書類の注記を参照されたい。

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結財政状態計算書(続き)

2011年6月30日および2010年12月31日現在

注記	2011年6月30日現在 (非監査)		2010年12月31日現在		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
株主持分および負債					
資本金および準備金					
株式資本金	11	20,000	1,543	20,000	1,543
株式プレミアム		990,000	76,369	990,000	76,369
利益剰余金		3,123,049	240,912	5,108,280	394,053
売却可能金融資産の 再評価損		(260,300)	(20,080)	(449,129)	(34,646)
外貨換算		93,708	7,229	89,931	6,937
親会社株主に帰属 する株主持分		3,966,457	305,972	5,759,082	444,256
非支配持分		373,779	28,833	891,523	68,772
株主持分合計		4,340,236	334,806	6,650,605	513,028
非流動負債					
退職給付債務	12	115,205	8,887	-	-
償還可能優先株式債 務	13, 15.2	14,407,266	1,111,376	14,407,266	1,111,376
非流動負債の合計		14,522,471	1,120,263	14,407,266	1,111,376
流動負債					

クレジット・デフォルト・スワップ債務		-	-	5,619	433
外国為替先物予約-未払	16.2	584,032	45,052	90,489	6,980
資本償還-未払		300,000	23,142	620,637	47,876
当座借越	14	1,001,404	77,248	1,000,000	77,140
未払費用		95,658	7,379	64,625	4,985
その他流動負債		114,573	8,838	114,573	8,838
流動負債の合計		2,095,667	161,660	1,895,943	146,253
負債合計		16,618,138	1,281,923	16,303,209	1,257,630
株主持分および負債の合計		20,958,374	1,616,729	22,953,814	1,770,657

中間財務書類の注記を参照されたい。

(2)損益の状況

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結包括利益計算書

2011年および2010年6月30日に終了した四半期

(非監査)

	注記	2011年		2010年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
継続事業					
収益					
役務収益		8,905	687	14,458	1,115
受取配当金	15.1	41,702	3,217	33,353	2,573
受取利息		45,489	3,509	31,173	2,405
		96,096	7,413	78,984	6,093
役務原価					
役務原価	15.1	376,631	29,053	415,115	32,022
		376,631	29,053	415,115	32,022
総損失					
役務・管理費用		(280,535)	(21,640)	(336,131)	(25,929)
損益を通じて公正価値で測定される金融 資産に対する未実現損失		(251,431)	(19,395)	(225,648)	(17,406)
外国為替先物予約に対する未実現損失		(152,428)	(11,758)	-	-
為替差益(損)		84,040	6,483	(157,299)	(12,134)
財務費用		(5,506)	(425)	-	-
その他利益(損失)		(40,279)	(3,107)	44,289	3,416

関連会社の利益（損失）持分	(10,157)	(784)	30,763	2,373
税引前損失	(851,583)	(65,691)	(837,596)	(64,612)
法人所得税費用	-	-	-	-
継続事業による当期損失	(851,583)	(65,691)	(837,596)	(64,612)
廃止事業				
17 廃止事業による当期損失	-	-	(150,554)	(11,614)
当期損失	(851,583)	(65,691)	(988,150)	(76,226)
その他包括利益（損失）				
売却可能金融資産の再評価益（損）	(45,469)	(3,507)	91,833	7,084
為替換算	853	66	523	40
その他当期包括利益（損失）	(44,616)	(3,442)	92,356	7,124
当期包括損失の合計	(896,199)	(69,133)	(895,794)	(69,102)
損失内訳：				
親会社株主持分	(811,805)	(62,623)	(942,694)	(72,719)
非支配持分	(39,778)	(3,068)	(45,456)	(3,506)
	(851,583)	(65,691)	(988,150)	(76,226)
包括損失の合計の内訳：				
親会社株主持分	(856,421)	(66,064)	(850,338)	(65,595)
非支配持分	(39,778)	(3,068)	(45,456)	(3,506)
	(896,199)	(69,133)	(895,794)	(69,102)
1株当たり利益（損失）				
継続事業および廃止事業によるもの				
基本：親会社普通株主に帰属する当期の損失	(40.59)	(3,131円)	(47.13)	(3,636円)

継続事業によるもの

基本：親会社普通株主に帰属する当期の

損失

(40.59)

(3,131円)

(39.61)

(3,056円)

中間財務書類の注記を参照されたい。

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結包括利益計算書

2011年および2010年6月30日に終了した6ヵ月間

(非監査)

	注記	2011年		2010年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
継続事業					
収益					
役務収益		18,249	1,408	28,137	2,170
受取利息	15.1	83,285	6,425	64,215	4,954
受取配当金		103,322	7,970	51,832	3,998
		204,856	15,803	144,184	11,122
役務原価					
役務原価	15.1	921,653	71,096	830,820	64,089
		921,653	71,096	830,820	64,089
総損失		(716,797)	(55,294)	(686,636)	(52,967)
役務・管理費用		(467,664)	(36,076)	(398,802)	(30,764)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産に対する未実現損失		(743,946)	(57,388)	(267,263)	(20,617)
外国為替先物予約に対する未実現損失		(224,638)	(17,329)	-	-
為替差損		(111,879)	(8,630)	(309,493)	(23,874)
投資減損損失		-	-	(9,871)	(761)
財務費用		(10,103)	(779)	-	-
その他利益（損失）		93,003	7,174	119,122	9,189

関連会社の利益（損失）持分	(20,951)	(1,616)	65,891	5,083
税引前損失	(2,202,975)	(169,937)	(1,487,052)	(114,711)
法人所得税費用	-	-	-	-
継続事業による当期損失	(2,202,975)	(169,937)	(1,487,052)	(114,711)
廃止事業				
17 廃止事業による当期損失	-	-	(332,461)	(25,646)
当期損失	(2,202,975)	(169,937)	(1,819,513)	(140,357)
その他包括利益（損失）				
売却可能金融資産の再評価益（損）	188,829	14,566	45,191	3,486
為替換算	3,777	291	(406)	(31)
その他当期包括利益	192,606	14,858	44,785	3,455
当期包括損失の合計	(2,010,369)	(155,080)	(1,774,728)	(136,903)
損失内訳：				
親会社株主持分	(1,985,231)	(153,141)	(1,664,878)	(128,429)
非支配持分	(217,744)	(16,797)	(154,635)	(11,929)
	(2,202,975)	(169,937)	(1,819,513)	(140,357)
包括損失の合計の内訳：				
親会社株主持分	(1,792,625)	(138,283)	(1,620,093)	(124,974)
非支配持分	(217,744)	(16,797)	(154,635)	(11,929)
	(2,010,369)	(155,080)	(1,774,728)	(136,903)
1株当たり利益（損失）				
継続事業および廃止事業によるもの				
基本：親会社普通株主に帰属する当期の損失	(99.26)	(7,657円)	(83.24)	(6,421円)

継続事業によるもの

基本：親会社普通株主に帰属する当期
の損失

(99.26)

(7,657円)

(66.62)

(5,139円)

中間財務書類の注記を参照されたい。

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社
 連結株主持分変動計算書
 2011年および2010年6月30日に終了した6ヵ月間

	親会社株主帰属分							株主持分の合計 (米ドル)
	株式資本金 (米ドル)	株式プレミアム (米ドル)	売却可能金融 資産の再評価 益(損) (米ドル)	外貨換算 (米ドル)	利益剰余金 (米ドル)	親会社株主に帰 属する株主持分 の合計 (米ドル)	非支配持分 (米ドル)	
期首残高(2010 年1月1日)	20,000	990,000	(1,637,172)	79,053	7,311,810	6,763,691	2,065,102	8,828,793
(千円)	1,543	76,369	(126,291)	6,098	564,033	521,751	159,302	681,053
売却可能金融 資産の再評価 益	-	-	45,191	-	-	45,191	-	45,191
(千円)	-	-	3,486	-	-	3,486	-	3,486
為替換算差額	-	-	-	(406)	-	(406)	-	(406)
(千円)	-	-	-	(31)	-	(31)	-	(31)
その他包括利益 (損失)	-	-	45,191	(406)	-	44,785	-	44,785
(千円)	-	-	3,486	(31)	-	3,455	-	3,455
当期損失	-	-	-	-	(1,664,878)	(1,664,878)	(154,635)	(1,819,513)
(千円)	-	-	-	-	(128,429)	(128,429)	(11,929)	(140,357)
当期包括利益 (損失)の合計	-	-	45,191	(406)	(1,664,878)	(1,620,093)	(154,635)	(1,774,728)
(千円)	-	-	3,486	(31)	(128,429)	(124,974)	(11,929)	(136,903)
非支配持分によ る資本拠出	-	-	-	-	-	-	500,000	500,000
(千円)	-	-	-	-	-	-	38,570	38,570

非支配持分によ る資本償還 (千円)	-	-	-	-	-	-	(557,262)	(557,262)
	-	-	-	-	-	-	(42,987)	(42,987)
2010年6月30日								
現在残高 (千円)	20,000	990,000	(1,591,981)	78,647	5,646,932	5,143,598	1,853,205	6,996,803
	1,543	76,369	(122,805)	6,067	435,604	396,777	142,956	539,733

期首残高（2011**年1月1日）**

（千円）	20,000	990,000	(449,129)	89,931	5,108,280	5,759,082	891,523	6,650,605
	1,543	76,369	(34,646)	6,937	394,053	444,256	68,772	513,028
売却可能金融資産の再評価益	-	-	188,829	-	-	188,829	-	188,829
（千円）	-	-	14,566	-	-	14,566	-	14,566
為替換算差額	-	-	-	3,777	-	3,777	-	3,777
（千円）	-	-	-	291	-	291	-	291
その他の包括利益	-	-	188,829	3,777	-	192,606	-	192,606
（千円）	-	-	14,566	291	-	14,858	-	14,858
当期損失	-	-	-	-	(1,985,231)	(1,985,231)	(217,744)	(2,202,975)
（千円）	-	-	-	-	(153,141)	(153,141)	(16,797)	(169,937)
当期における包括利益（損失）の合計	-	-	188,829	3,777	(1,985,231)	(1,792,625)	(217,744)	(2,010,369)
（千円）	-	-	14,566	291	(153,141)	(138,283)	(16,797)	(155,080)
非支配持分による資本償還	-	-	-	-	-	-	(300,000)	(300,000)
（千円）	-	-	-	-	-	-	(23,142)	(23,142)
2011年6月30日								
現在の残高	20,000	990,000	(260,300)	93,708	3,123,049	3,966,457	373,779	4,340,236
（千円）	1,543	76,369	(20,080)	7,229	240,912	305,972	28,833	334,806

中間財務書類の注記を参照されたい。

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書

2011年および2010年6月30日に終了した6ヵ月間

	2011年		2010年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期損失	(2,202,975)	(169,937)	(1,819,513)	(140,357)
以下を調整：				
クレジット・デフォ ルト・スワップの公 正価値変動	-	-	17,533	1,352
財務費用	10,103	779	-	-
投資売却益	(6,255)	(483)	-	-
クレジット・デフォ ルト・スワップ決済 益	(5,619)	(433)		
機器売却損	335	26	-	-
関連会社損失(利益)				
持分	20,951	1,616	(65,891)	(5,083)
子会社処分損	-	-	93,740	7,231
投資再評価未実現損失 為替に対する未実現 損失(利益)	749,532	57,819	249,729	19,264
外国為替先物予約に 対する未実現利 益-未収	(10,808)	(834)	124,781	9,626
	(268,905)	(20,743)	-	-

外国為替先物予約に 対する未実現損失-				
未払	493,543	38,072	-	-
受取利息	(83,285)	(6,425)	(64,215)	(4,954)
配当収益	(103,322)	(7,970)	(51,832)	(3,998)
関連会社への投資に よる減損損失	-	-	9,871	761
減価償却および償却	1,257	97	3,798	293
	(1,405,448)	(108,416)	(1,501,999)	(115,864)
運転資金の変動				
デリバティブ契約保証による減少				
	100,000	7,714	-	-
その他の非流動資産の減少				
	3,285	253	3,186	246

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

2011年および2010年6月30日に終了した6ヵ月

	2011年度		2010年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の減少(増加)	688,301	53,096	(2,298,462)	(177,303)
関連会社および関連当事者への預け金の減少	414,032	31,938	519,642	40,085
その他流動資産の減少	6,378	492	54,995	4,242
未払費用の増加(減少)	26,580	2,050	(354,369)	(27,336)
その他流動負債の増加	-	-	136,293	10,514
退職給付債務の増加	115,205	8,887	-	-
営業活動に利用された)現金	(51,667)	(3,986)	(3,440,714)	(265,417)
受領済み金利	53,734	4,145	6,021	464
受領済み配当金	106,902	8,246	55,659	4,294
支払済み利息	(4,516)	(348)	-	-
営業活動による(利用された)純現金	104,453	8,058	(3,379,034)	(260,659)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
機器の支払い	(2,377)	(183)	-	-

機器売却による手取 金	-	-	644	50
関連会社から受領した分配金	33,892	2,614	-	-
関連会社から受領した分配金	32,286	2,491	81,012	6,249
長期売却可能投資の増 加	(90,000)	(6,943)	(300,000)	(23,142)

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社
連結キャッシュ・フロー計算書(続き)
2011年および2010年6月30日に終了した6ヵ月

子会社売却に対する正 味キャッシュ・フロー	-	-	(438,636)	(33,836)
投資活動に使用され た純現金	(26,199)	(2,021)	(656,980)	(50,679)

財務活動によるキャッシュ・フロー

当座借越の増加	1,404	108	-	-
非支配持分による資本 償還	(620,637)	(47,876)	(557,262)	(42,987)
財務活動により使用 された純現金	(619,233)	(47,768)	(557,262)	(42,987)
現金および現金同等物の純減 親会社の株式持分に関する外貨換算	(540,979)	(41,731)	(4,593,276)	(354,325)
	3,777	291	(406)	(31)
期首時点における現金および現金同 等物	2,758,223	212,769	5,802,896	447,635

期末時点における現金および現金同
等物

2,221,021

171,330

1,209,214

93,279

キャッシュ・フロー情報の補足情報：

非現金項目：

売却可能金融資産の再評価損の減少

(188,829)

(14,566)

(45,191)

(3,486)

株式資本に先立って受領した申込金
の譲渡

-

-

500,000

38,570

未払資本償還

300,000

23,142

-

-

分配金の決済額と親会社への預け金
との相殺額

134,786

10,397

-

-

中間財務書類の注記を参照されたい。

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社

中間連結財務書類の注記

2011年および2010年6月30日に終了した四半期および6ヵ月間（非監査）

1. 企業情報

2011年6月30日に終了した四半期および6ヵ月間におけるフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社（以下「グループ」という。）の中間連結財務書類は、2011年8月10日に権限を有する取締役により発行が承認された。フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、ケイマン諸島法に基づく有限責任免除会社である。当社は、タイで設立された株式公開会社で、タイ証券取引所で上場されているフィナンサ・パブリック・カンパニー・リミテッドの完全所有子会社である。当社の登録事務所は、英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウス・チャーチ・ストリート、ユグランド・ハウス、私書箱309である。

グループの主な業務は、中間連結財務書類の注記4に記載されている。

2. 財務書類の作成**中間財務書類の作成基準**

2011年6月30日に終了した四半期および6ヵ月間におけるグループの中間連結財務書類は、IAS第34号中間財務報告に従い作成されている。

中間連結財務書類は、年次財務書類において要求されているすべての情報および開示事項を含むものではないので、2010年12月31日に終了した事業年度のグループの年次財務書類と合わせて読まれるべきである。中間財務書類は、親会社であるフィナンサ・パブリック・カンパニー・リミテッドとの連結作業の一環として作成されている。

当社のすべての取引は、米ドル（USD）で表示されている。

連結の基準

(a) 連結財務書類は、フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社の財務書類から構成されている。子会社の財務書類は、統一

的な会計方針を用いて親会社と同じ報告期間について作成されている。

(b) 連結財務書類は、当社および以下の子会社の財務書類を含む。

子会社の 名称	設立国	主な 業務	株式保有割合		登録資本金		発行済および 払込済資本金		連結資産合計に対する 資産割合		連結収益合計に対する 収益割合	
			2011年 6月30日	2010年 12月31日	2011年 6月30日	2010年 12月31日	2011年 6月30日	2010年 12月31日	2011年 6月30日	2010年 12月31日	6月30日に終了 した6ヵ月間	
			%	%	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	%	%	2011年	2010年 ⁽¹⁾
当社の直接所有子会社												
サイアム ・インベ ストメン ト・パー トナーズ III, LP	ケイ マン 諸島	ファンド のゼネラ ルパー ター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.005
フィナン サ・サイ エンス・ アンド・ テクノロ ジー（北 京）コー ・リミ テッド	中華 人民 共和国	開発研究 および技 術顧問業	100.00	100.00	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1.67	1.56	0.06	0.04

ザ・フィ ナンサ・ ベトナム ・ファン ド・リミ テッド	ケイ マン 諸島	投資事業	77.67	67.97	2,722,102	3,022,102	2,722,102	3,022,102	9.99	15.32	50.23	26.52
フィナン サ・セ キュリ ティーズ (ホンコ ン)リミ テッド	香港	証券ブ ローカー および顧 問業務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36.40

(1) 2010年度のあらゆる種類の収益に基づき以前算出された2010年6月30日に終了した6ヵ月間における連結収益に対する収益割合は、2011年6月30日に終了した6ヵ月間の基準と一致させるために連結包括損益計算書に表示された収益に基づいて算出された。

(c) 当社およびその子会社との間での重要な残高および取引は、連結財務書類から消去されている。

(d) 2011年および2010年6月30日に終了した四半期および6ヵ月間における子会社の財務書類は、2010年1月1日から2010年5月26日（清算日）の期間におけるサイアム・インベストメント・パートナーズIII, L.P.の監査済み財務書類を除き、レビューされている。

(e) 通常の業務においてその他投資家に対する資産の償還により、フィナンサ・ベトナム・ファンド・リミテッドへの当社の投資割合は2010年12月31日現在の67.97%から2011年6月30日現在には77.67%に増加した。

(f) 2009年2月25日、当社は香港で事業を拡大する目的をもって香港で設立されたフィナンサ・セキュリティーズ（ホンコン）リミテッドの100%持分に出資した。

2009年3月6日、フィナンサ・セキュリティーズ（ホンコン）リミテッドは、10,000香港ドルから5,000,000香港ドルへと登録資本を計上した。当社は2009年5月に5,000,000香港ドルを払込んだ。2009年9月4日、フィナンサ・セキュリティーズ（ホンコン）リミテッドは、2,500,000香港ドルの追加資本金の払込を請求することにより、5,000,000香港ドルから10,000,000香港ドルへと登録資本金をさらに計上した。当社はすでに2009年10月に2,500,000香港ドルの追加資本金を払込済みである。

2010年3月17日、フィナンサ・セキュリティーズ（ホンコン）リミテッドは、500,000香港ドルの追加資本金の払込を請求することにより、10,000,000香港ドルから15,000,000香港ドルの追加資本金へと追加資本金を計上した。当社はすでに2010年3月に追加資本金を払込済みである。

2010年4月22日、当社はフィナンサ・セキュリティーズ（ホンコン）リミテッド（以下「子会社」という。）が規制要件に従い最低流動性を維持するために必要とされる500,000香港ドルの追加資本金を子会社に対して支払った。その結果、子会社の払込済み資本金は10,500,000香港ドルから11,000,000香港ドルに増加した。その後、2010年5月5日、当社は第三者との間で、450,000米ドルの売却価格でフィナンサ・セキュリティーズ（ホンコン）リミテッドへの投資を売却するために株式売買契約を締結した（注記17を参照されたい。）。

(g) 2010年4月1日、サイアム・インベストメント・パートナーズIII, LPのゼネラル・パートナーは、免除リミテッド・パートナーシップ法および2005年10月31日付のパートナーシップ契約（改正・再録済み）の条項に従い、2010年2月11日にパートナーシップの任意清算および解散を開始したことを通知した。清算および解散は、2010年5月26日に終了した。

3. 重要な会計方針

中間連結財務書類に作成にあたり採択された会計方針は、以下の従業員給付のための会計方針の変更を除き、2010年12月31日に終了した事業年度のグループの年次財務書類の作成にあたり採用されたものと一致している。

2011年1月1日以降、当社は給与、離職率、勤務年数およびその他の要因を含む保険数理上の仮定を考慮して、将来支払われる予定の給付金の見積キャッシュフローの現在価値に基づき概算されたプロジェクト・ユニット・クレジット・メソッドを用いて報告期間末現在の年金利回り法に基づき、ベトナム労働法に基づく従業員給付債務を算出した。

2011年6月30日に終了した6ヵ月間において、当社は106,804米ドルの過去勤務債務を2011年6月30日に終了した6ヵ月間における役務・管理費用の一部として認識したが、これは過年度における退職給付金であった。経営陣は、2010年6月30日に終了した四半期および6ヵ月間における連結財務書類および2010年1月1日現在の106,804米ドルの利益剰余金を調整し、2011年および2010年6月30日に終了した四半期および6ヵ月間における連結財務書類に対する影響が重大ではなかったからである。（注記12を参照されたい。）

4. セグメント情報

資源の割当およびセグメント業績の評価の目的のために、グループの最高業務執行の意思決定者に報告されたグループの報告対象セグメントは、事業セグメントの区分に特に焦点が当てられている。グループはアジアのいくつかの異なる国において登録・設立されているが、経営成績は、その最終資産の所在地の類似の経済的環境により影響を受けるため、地域別セグメント情報は提供されていない。

グループの事業別セグメントは、投資顧問業、投資事業、開発研究および技術諮問事業ならびに証券事業の4つである。投資顧問業はファンドに対する投資顧問サービスの提供であり、投資事業はグループがその投資の資本増加、配当および/または利息を享受するために、短期または長期の有価証券に投資することで、証券業は証券取引および投資顧問業の代行業務の導入を提供することである。廃止事業は中間連結財務書類の注記17で説明されており、証券業に基づくセグメント情報に含まれている。

事業別セグメント間の振替価格は事業活動の種類ごとに異なっているため、その詳細は中間連結財務書類の注記15に述べている。

事業別セグメント

グループの2011年および2010年6月30日に終了した四半期および6ヵ月間の事業別セグメントに関する収益情報はそれぞれ以下のとおりである。

(単位:米ドル)

2011年6月30日に終了した四半期

	投資顧問	投資事業	開発研究 および技 術諮問事 業	証券事業	消去	合計
セグメント収 益						
顧客および関 連会社からの 外部収益	8,905	87,131	60	-	-	96,096
セグメント間 収益	6,379	-	-	-	(6,379)	-
	15,284	87,131	60	-	(6,379)	96,096
収益合計						96,096
セグメント損 益						
セグメント損 益	(361,346)	(135,109)	(5,005)	-	-	(501,460)
未配賦費用						(334,460)
財務費用		(5,506)				(5,506)
関連会社損失 持分		(10,157)				(10,157)
税引前損失						(851,583)

法人税費用	-
当期損失	<u>(851,583)</u>

(単位:米ドル)

2010年6月30日に終了した四半期

	投資顧問	投資事業	開発研究 および技 術諮問事 業	証券事業	消去	合計
セグメント収 益						
顧客および関 連会社からの 外部収益	14,458	64,485	40	20,230	-	99,213
セグメント間 収益	16,104	-	-	-	(16,104)	-
	<u>30,562</u>	<u>64,485</u>	<u>40</u>	<u>20,230</u>	<u>(16,104)</u>	<u>99,213</u>
収益合計						<u>99,213</u>
セグメント損 益						
セグメント損 益	(384,554)	(260,453)	(41,386)	(56,813)	-	(743,206)
未配賦費用						(275,707)
関連会社損失 持分						<u>30,763</u>

税引前損失	(988,150)
法人税費用	-
当期損失	<u>(988,150)</u>

(単位：米ドル)

2011年6月30日に終了した6ヵ月間

	投資顧問	投資事業	開発研究 および事 業諮問事 業	証券事業	消去	合計
セグメント収 益						
顧客および関 連会社からの 外部収益	18,249	186,490	117	-	-	204,856
セグメント間 収益	14,059	-	-	-	(14,059)	-
	<u>32,308</u>	<u>186,490</u>	<u>117</u>	<u>-</u>	<u>(14,059)</u>	<u>204,856</u>
収益合計						<u>204,856</u>
セグメント損 益						
セグメント損 益	(889,345)	(725,486)	(9,622)	-	-	(1,624,453)
未配賦費用						(547,468)
財務費用		(10,103)				(10,103)

関連会社損失		
持分	(20,951)	<u>(20,951)</u>
税引前損失		<u>(2,202,975)</u>
法人税費用		-
当期損失		<u><u>(2,202,975)</u></u>

(単位:米ドル)

2010年6月30日に終了した6ヵ月間

	投資顧問	投資事業	開発研究 および事 業諮問事 業	証券事業	消去	合計
セグメント収 益						
顧客および関 連会社からの 外部収益	28,137	115,949	98	82,528	-	226,712
セグメント間 収益	33,428	-	-	-	(33,428)	-
	61,565	115,949	98	82,528	(33,428)	226,712
収益合計						226,712
セグメント損 益						
セグメント損 益	(769,256)	(376,129)	(92,740)	(238,721)	-	(1,476,846)
未配賦費用						(408,558)
関連会社利益 持分						65,891
税引前損失						(1,819,513)
法人税費用						-

当期損失

(1,819,513)

5. 関連会社への投資

関連 会社名	主な事業	設立国	所有株式数		グループが所有する株式 比率		原価		持分法に基づく投資	
			2011年6 月30日	2010年12 月31日	2011年6 月30日	2010年12月31 日	2011年 6月30日	2010年 12月31日	2011年 6月30日	2010年 12月31日
					%	%	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドの関連会社										
サイアム・イン ベストメント・ パートナーズL. P.	ファ ンド のゼ ネラ ル・ パー ト ナー	ケイマ ン諸島	-	-	50.00	50.00	116,658	150,550	12,984	54,815
フィナンサ・ キャピタル・リ ミテッド 合計	投資 顧問	ケイマ ン諸島	500	500	50.00	50.00	14,799	14,799	1,732	14,744
							131,457	165,349	14,716	69,559

6. 関連当事者投資

関連会社名	主な事業	設立国	所有株式数		グループが所有する株式比 率		投資	
			2011年 6月30日	2010年 12月31日	2011年 6月30日	2010年 12月31日	2011年 6月30日	2010年 12月31日
					%	%	米ドル	米ドル
サイアム・インベスト メント・ファンド L.P.	ファンド	ケイマン諸島	-	-	5.87 ⁽¹⁾	5.87 ⁽¹⁾	584,101	751,173

フィナンサ・セキュリ	証券業	タイ						
ティーズ・リミテッド			1	1	-	-	262	262
合計							584,363	751,435
控除：減損損失引当金							(581,880)	(581,880)
関連当事者投資-正味							2,483	169,555

(1) リミテッド・パートナーとして直接保有されている持分およびゼネラル・パートナーとして間接保有されている持分に基づき決定されている。

グループが投資するファンドはクローズエンド型ファンドで、タイの会社に直接持分投資を行うために設定された。これらの商品については、その公正価値を信頼性をもって測定することができないため公正価値情報は開示されていない。グループは、ファンドへの投資をファンド期間の終了まで保有することを意図しており、これらの減損控除後の原価で測定する。

7. 売却可能投資

売却可能投資は、持分証券（利率のないもの）および負債証券への投資から成る。下表は、2011年6月30日および2010年12月31日現在の公正価値による売却可能投資を示している。

	（単位：米ドル）			
	2011年6月30日		2010年12月31日	
	取得原価	公正価値	取得原価	公正価値
売却可能投資				
海外非市場性持分証券				
- 非上場有価証券				
ケイマン諸島における ファンド	4,827,500	4,391,000	4,737,500	4,294,688
香港におけるファンド	2,020,000	2,062,000	2,020,000	2,002,000
合衆国におけるファンド	1,713,019	1,847,219	1,713,019	1,724,703
	8,560,519	8,300,219	8,470,519	8,021,391
民間外国会社	750,000	-	750,000	-
控除：減損引当金	(750,000)	-	(750,000)	-
	-	-	-	-
売却可能投資の合計	8,560,519	8,300,219	8,470,519	8,021,391

8. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産

	(単位:米ドル)	
	2011年6月30日	2010年12月31日
売買目的保有投資		
海外市場性持分証券-持分証券	1,718,581	3,205,105
海外市場性負債証券-負債証券	2,056,106	2,034,524
損益を通じて公正価値で評価される金融資産	3,774,687	5,239,629

9. 親会社に対する短期貸付金

2011年6月30日および2010年12月31日現在、当社は親会社に対して1百万米ドルおよび1百万ユーロ(2.45百万米ドル(2011年6月30日)および2.34百万米ドル(2010年12月31日))の短期貸付金を有している。貸付金は要求払いで、資金引き出し毎に当事者がその時々において合意する利率で利息が付される。

2011年6月30日および2010年12月31日現在、米ドルおよびユーロ建ての貸付金は、それぞれ年率0.5%および1.0%の利息が付されている。

10. 現金および現金同等物

2011年6月30日および2010年12月31日現在、現金および現金同等物の外貨残高は以下のとおりである

	2011年	2010年
米ドル	1,911,834	2,460,805
ベトナムドン	6,010,424,056	5,358,405,376
人民元	104,713	148,062
タイ・バーツ	5,000	5,000

それらの公正価値はそれぞれ2,221,021米ドルおよび2,758,223米ドルであった。

2011年6月30日および2010年12月31日現在、営業費用を賄うために保有するグループの金融機関銀行預金の合計は、それぞれ3,741米ドルおよび2,742米ドルで、関連当事者の名義で開設された口座に保有されている。

連結キャッシュ・フロー計算書上、2011年6月30日、2010年12月31日および2010年6月30日現在の現金および現金同等物は以下からなっている。

	(単位:米ドル)		
	2011年6月30日	2010年12月31日	2010年6月30日
手許現金	2,217	2,478	2,131
金融機関の現金預金	2,218,804	2,755,745	1,207,083

現金および現金同等物	2,221,021	2,758,223	1,209,214
------------	-----------	-----------	-----------

11. 株式資本

	（単位：米ドル）	
	2011年6月30日	2010年12月31日
授権資本：		
1株当たり1米ドルの普通株式200,000株	200,000	200,000
発行・全額払込済：		
1株当たり1米ドルの普通株式20,000株	20,000	20,000

普通株式の株主は、当社が宣言する配当を受領する権利を有している。すべての普通株式は1株につき制限のない1議決権を有している。

12. 退職給付制度

当社は、2011年6月30日現在、非積立型確定給付年金制度とみなされるベトナム労働法に基づく退職給付債務を確立した。

当社は、2011年6月30日に終了した6ヵ月間の連結包括利益計算書における役務・管理費用の一部として過去勤務債務を認識した。

2011年6月30日に終了した四半期および6ヵ月間の確定給付制度に関して認識された損益は以下のとおりである。

	（単位：米ドル）	
	2011年6月30日に終了した四半期	2011年6月30日に終了した6ヵ月間
過去勤務債務	-	106,804
当期勤務原価	3,400	6,800
債務利息	800	1,601
	4,200	115,205

2011年6月30日現在、連結財務書類は、負債として認識された115,205米ドルの退職給付債務が含まれていた。

確定給付債務の現在価値の変動は以下のとおりである。

	(単位：米ドル)
	2011年6月30日に終了した6ヵ月間
期首確定給付債務	-
過去勤務債務の調整(注3を参照されたい。)	106,804
当期勤務原価	6,800
支払利息	1,601
確定給付債務の残高	115,205

2011年6月30日現在、確定給付制度に基づく債務を算出するために使用される主要な保険数理上の仮定は以下のとおりである。

(単位:米ドル)

2011年6月30日現在

財務上の仮定	
割引率	3%
給料の予想増額率	10%
退職年齢	55歳

13. 償還可能優先株式

2007年3月28日、当社(「借入人」)は、親会社であるフィナンサ・パブリック・カンパニー・リミテッド(「貸付人」)と4件の転換可能貸付契約を締結した。この契約により、過年度に4件の貸付契約に基づき親会社により当社に貸付けられた14.4百万米ドル(573.2百万円)の貸付金が、同額の転換可能貸付金に転換された。かかる転換可能貸付契約に基づき、貸付人のオプションにより、貸付金は1株当たり100米ドルの引受価格で償還可能優先株式に転換することができる。貸付人は償還可能優先株式の割当日後いつでも、引受価格プラス6ヵ月LIBORプラス年複利2.75%でかかる優先株式を償還請求する権利を有している。親会社は、2007年3月28日に貸付金を144,073株の償還可能優先株式に転換する権利を行使した。

14. 当座借越

2011年6月30日および2010年12月31日現在、当社は海外銀行から当座借越を有しており、年率1.801%~2.175%および年率1.781%~1.826%の利息が付されている。

15. 関連当事者取引

当社は、子会社および関連会社との間で広範囲に及ぶ取引および関係を有している。従って、添付の財務書類は、当社がこれらの当事者と関わりなく営業した場合に存在したであろう状態または生じたであろう経営成績を必ずしも示すものではない。

15.1 当期中に生じた重要な事業取引

当期中、当社は当社とその関連当事者との間での通常の営業過程において合意した商業的な条件およびベースで締結した当該当事者との重要な事業取引を有した。下記は、かかる取引の概要である。

15.1.1 2011年および2010年6月30日に終了した四半期および6ヵ月間において発生した関連当事者取引の金額は以下のとおりである。

(単位：米ドル)

	6月30日に終了した四 半期		6月30日に終了した 6ヵ月間		価格政策
	2011年	2010年	2011年	2010年	
親会社					
受取利息	4,878	5,734	9,539	13,950	両当事者の 合意する利 率で、注記9 に記載のと おり
サービス費用 - コンサルティング料	206,365	248,036	425,006	492,305	両当事者の 合意する利 率で、下記の とおり

15.1.2 コンサルティング料

親会社

当社は親会社と役務提供契約を締結しているが、当社は、管理、経営、マーケティングおよびその他の事業支援に関連する役務を受ける。同契約は毎年更新することができ、2011年の役務報酬は付加価値税を含めて26.75百万パーツ（約0.88百万米ドル）（2010年：32百万パーツ（約1.01百万米ドル））であった。

15.2 関連当事者との残高

2011年6月30日および2010年12月31日現在、重要な関連当事者取引の残高は、以下に要約されている。

(単位:米ドル)

関係	2011年 6月30日	2010年 12月31日	
親会社 - フィナンサ・ピーエルシー			
親会社に対する短期貸付金	2,450,100	2,338,000	
親会社への預け金	2,318,429	2,689,486	
未収利息	36,547	24,878	
償還可能優先株式	14,407,266	14,407,266	
関連会社 / 関連当事者			
関連会社および関連当事者への預け金:			
サイアム・インベストメント・ファ ンドII・エルピー	株式所有および 取締役兼任	1,823	-
フィナンサ・ホンコン・リミテッド	共通の株主 / 取 締役兼任	1,339,584	1,337,510
取締役	22,354	5,633	
その他債権	1,363,761	1,343,143	
フィナンサ・インベストメント・ コンサルティング(中国) コー・リミテッド	グループ会社	44,596	43,206

16. 契約債務

16.1 クレジット・デフォルト・スワップ

2006年1月17日、当社はプロテクションの売り手として海外の金融機関と、想定元本額200万米ドルの期間5年のタイ王国債にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約を締結し、同契約の規定により想定元本額の固定金利による収益を四半期毎に受領する。同契約は、2011年3月20日に終了する。当社は、同契約に基づく保証として100,000米ドルの当初証拠金を支払うことが求められており、クレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価額損失が当初証拠金を超過する場合、証拠金勘定において損失金額相当額を増額することが求められている。

2010年12月31日現在、当社は100,000米ドルの証拠金を差し入れており、財政状態計算書の非流動資産に基づき、「デリバティブ契約保証」として表示されている。

その後、2011年3月20日、当社は海外の金融機関から100,000米ドルの証拠金勘定を受領した。

16.2 外国為替先物予約

当社は以下に記載した目的において外貨を購入するための為替予約を締結した。

16.2.1 1年以内に満期到来分について、随時、金融市場において個別のポジションをとり、利益を創出する外国為替先物予約の詳細は以下のとおりである。

満期日	2011年6月30日現在					公正価値 利益 (損失) (米ドル)
	先物契約毎					
	通貨	受領金額	契約毎の 利率	通貨	支払金額	
2011年3月16日 - 2011年9月19日	豪ドル	1,025,809	0.97484	米ドル	1,000,000	90,149
2011年3月18日 - 2011年9月22日	英国ポンド	1,000,000	1.61219	米ドル	1,612,190	(6,942)
2011年3月21日 - 2011年9月23日	ユーロ	1,000,000	1.41392	米ドル	1,413,920	34,796

2011年3月21日 - 2011年9月23日	ニュー ジラ ンド ドル	1,378,569	0.72539	米ドル	1,000,000	134,374
2011年3月28日 - 2011年9月22日	米ドル	1,590,430	1.59043	英国ポ ンド	1,000,000	(14,818)
2011年3月28日 - 2011年9月23日	米ドル	2,799,150	1.39958	ユーロ	2,000,000	(98,282)
2011年4月7日 - 2011年9月19日	米ドル	1,000,000	1.02383	豪ドル	976,725	(37,986)
2011年4月7日 - 2011年9月23日	米ドル	1,000,000	0.76673	ニュー ジラ ンド ドル	1,304,240	(73,211)
2011年4月11日 - 2011年9月23日	ユーロ	1,000,000	1.43913	米ドル	1,439,130	9,586
2011年5月9日 - 2011年11月14日	米ドル	1,000,000	80.74200	日本円	80,742,000	(4,199)

16.2.2 1年以内に期限到来分の外国為替先物予約の詳細は以下のとおりである。

満期日	2011年6月30日現在				公正価値(損 失) (米ドル)
	先物契約毎			支払金額 (米ドル)	
	通貨	受領済み金額	契約毎の利率		
2010年10月18日 - 2011年10月18日	タイバーツ	298,700,000	29.87000	10,000,000	(348,594)

満期日	2010年12月31日現在				公正価値(損失) (米ドル)
	先物契約毎			支払金額 (米ドル)	
	通貨	受領済み金額	契約毎の利率		
2010年10月18日-2011年10月18日	タイバーツ	298,700,000	29.87000	10,000,000	(90,489)

16.3 リース契約に基づくコミットメント

2011年6月30日および2010年12月31日現在、グループのオペレーティング・リースにより支払うべき将来の賃料は下記のとおりである。

	(単位：米ドル)	
	2011年6月30日	2010年12月31日
期限1年以内	85,989	123,731
期限1年超5年以内	-	25,968
合計	85,989	149,699

17. 子会社の売却

2010年5月5日、当社はフィナンサ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(以下「FSHK」という。)の普通株式11,000,000株を売却することに合意し、売主個人3名との間で株式売買契約(以下「SPA」という。)を締結し、450,000米ドルの売買価格により100%の払込済資本金を示している。当社は、SPAに従い、2010年7月に全額支払いを受けた。

受領対価

(単位:米ドル)

2010年12月31日

450,000

現金および現金同等物で受領した対価

支配を喪失した資産および負債の分析

	(単位:米ドル)
	2010年5月12日
流動資産	
現金および現金同等物	678,616
未払手数料、預金および前払費用	50,928
非流動資産	
固定資産	17,858
負債	
その他債権および未払費用	12,180
その他流動負債	191,482
売却による純資産	543,740

廃止事業による損失の分析

包括利益計算書に含まれる廃止事業による連結業績は以下に示したとおりである。廃止事業による比較損失およびキャッシュ・フローは、当期中に廃止事業として分類された事業を含めるために再表示された。

	(単位：米ドル)	
	2010年6月30日に終了した四 半期	2010年6月30日に終了した 6ヵ月
廃止事業による損失		
収益	20,229	82,532
費用	(77,043)	(321,253)
税引前損失	(56,814)	(238,721)
帰属する法人所得税費用	-	-
	(56,814)	(238,721)
売却費用控除後の公正価値で 再測定される損失	-	-
営業売却損失	(93,740)	(93,740)
帰属する法人所得税費用	-	-
	(93,740)	(93,740)
廃止事業による損失 (当社の所有者に帰属分)	(150,554)	(332,461)

子会社売却損失

	(単位：米ドル)	
	2010年6月30日	
受領済み対価		450,000
処分による純資産		(543,740)
売却損		(93,740)

売却損は、包括損益計算書の2010年6月30日に終了した6ヵ月における廃止事業による損失に含まれている。

子会社売却による正味キャッシュ・アウトフロー

	(単位：米ドル)
	2010年6月30日
現金および現金同等物で受領した対価	239,980
控除：処分による現金および現金同等物	(678,616)
	<u>(438,626)</u>

18. 財政状態日以降の事象

経営陣は、財務書類が発行される2011年8月11日までの後発事象を検討した。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

管理会社はファンドを代理して、(a) 管理会社自身またはそのいずれかの取締役（本人としての資格による。）と取引を行ってはならず、また（b）管理会社のまたはシリーズ・トラスト以外の当事者の利益となることが意図されている取引を行ってはならない。

5【その他】

管理会社の定款は、ケイマン諸島の会社法に従い、いつでも、また随時、その全部または一部を株主総会の特別決議により変更することができる。

管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じていない。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. メープルズエフエス・リミテッド（MaplesFS Limited）（「受託会社」）

（1）資本金の額

2011年8月末日現在の払込資本金は500,000米ドル（38,570千円）である。

（2）事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島において設立された。受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（2009年改訂）の規定に基づき、信託業務を行うための免許およびミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）に基づくミューチュアル・ファンドの事務管理会社としての免許を有している。

2. シティバンク・エヌ・エー、ハノイ支店（Citibank N.A., Hanoi Branch）（「保管会社」）

（1）資本金の額

2011年8月末日現在、シティバンク・エヌ・エー、ハノイ支店（Citibank N.A., Hanoi Branch）の資本金の額は20,000,000米ドル（1,542,800千円）である。

（2）事業の内容

保管会社は、コーポレート・バンキング、インベストメント・バンキングおよびグローバルな取引業務（売買およびキャッシュ・マネジメントを含む。）を含む、あらゆる銀行業務を提供する。

3. ニューズ証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

（1）資本金の額

2011年8月末日現在、8億7,750万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者として業務を行っている。

2【関係業務の概要】

1. マープルズエフエス・リミテッド(MaplesFS Limited)（「受託会社」）
管理会社との信託証書に基づき、受託業務および事務管理業務を行う。
2. シティバンク・エヌ・エー、ハノイ支店(Citibank N.A., Hanoi Branch)（「保管会社」）
ファンドに対して保管業務を行う。
3. ニュース証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）
日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

3【資本関係】

管理会社および他の関係法人の間に資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。

1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。

1.3 2010年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープンエンド型投資信託の数は約9,486であった。

1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2009年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2010年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるCIMAが、投信法のもとの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

3.3.1 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

- (a) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- (b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

3.3.2 かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4. 投資信託の現行要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務および

すべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6ヵ月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

4.2.1 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。

4.2.2 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。

4.2.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

4.2.4 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。

4.2.5 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6ヵ月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。

免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネジャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6ヵ月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

5.5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。

5.5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合。

5.5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

5.5.4 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。

5.5.5 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法（2010年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナーの変更については

CIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

6.1.1 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2010年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

6.1.2 設立手続きには、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

6.1.3 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

6.1.4 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2010年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

- (a) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
- (b) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- (c) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- (d) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (e) 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (f) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

6.1.5 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。

6.1.6 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

6.1.7 額面株式の発行は認められない。

6.1.8 いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

6.1.9 株式の買戻しも認められる。

6.1.10 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。

6.1.11 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

6.1.12 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。

6.1.13 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

6.1.14 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

6.2.1 ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

6.2.2 ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

6.2.3 ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

6.2.4 ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

6.2.5 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

6.2.6 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

6.2.7 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定

を取得することができる。

6.2.8 ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

6.2.9 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

6.3.1 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。

6.3.2 リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2010年改訂）である。

6.3.3 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その1人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2010年改訂）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

6.3.4 ゼネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

6.3.5 ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。

6.3.6 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

(a) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

(b) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。

(c) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。

6.3.7 リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

6.3.8 リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すこと

ができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6ヵ月以内に取り消しすることができる。

6.3.9 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

6.3.10 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

6.3.11 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より1日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

7.7.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある

場合、

- 7.7.2 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
- 7.7.3 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
- 7.7.4 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- 7.7.5 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - 7.8.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - 7.8.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - 7.8.3 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - 7.8.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
 - 7.9.1 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - 7.9.2 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - 7.9.3 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - 7.9.4 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - 7.9.5 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9.4項または第7.9.5項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9.5項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9.4項または第7.9.5項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うもの

とする。

7.15.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

7.15.2 選任後3ヵ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

7.15.3 第7.15.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9.4項または第7.9.5項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

7.17.1 CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。

7.17.2 投資信託が会社の場合、会社法（2010年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。

7.17.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。

7.17.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。

7.17.5 またCIMAは、第7.9.4項または第7.9.5項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9.1項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20 グランドコートが第7.17.3項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。

7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

8.6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ

8.6.2 同人が投信法に違反してこれを行っている場合、

8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。

8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

8.8.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合、

8.8.2 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合、

8.8.3 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合、

8.8.4 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合、

8.8.5 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、

各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。

8.8.6 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。

8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

8.9.1 免許投資信託管理者の以下の不履行

(a) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。

(b) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。

(c) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。

(d) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。

(e) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。

(f) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。

(g) 少なくとも2人の取締役をおくこと。

(h) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

8.9.2 CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。

8.9.3 CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。

8.9.4 CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。

8.10.1 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。

8.10.2 その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。

8.10.3 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。

8.10.4 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。

8.10.5 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10.4項または第8.10.5項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

- 8.13 第8.10.5項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10.4項または第8.10.5項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 8.15.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 8.15.2 選任後3ヵ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- 8.15.3 第8.15.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10.4項または第8.10.5項により選任された者が、
- 8.16.1 第8.15項の義務に従わない場合、または
- 8.16.2 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 8.17.1 CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
- 8.17.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2010年改訂）第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
- 8.17.3 CIMAは、第8.10.4項または第8.10.5項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 8.19.1 CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。
- 8.19.2 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され、監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

9.1.1 規制投資信託

9.1.2 免許投資信託管理者

9.1.3 規制投資信託であった者、または

9.1.4 免許投資信託管理者であった者

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1.1項から9.1.4項に規定された者またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下を行うことができる。

9.3.1 9.1.1項から9.1.4項に規定された者の債権者会議に出席すること。

9.3.2 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。

9.3.3 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

9.4.1 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

9.4.2 それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。

9.4.3 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。

9.4.4 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

9.4.5 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

10.1.1 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

10.1.2 投資信託に関する事柄。

10.1.3 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。

(b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。

(c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。

(d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

11.3.1 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる

表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

11.3.2 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

11.4.1 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

(a) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

(b) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

11.4.2 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

11.4.3 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

11.4.4 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

11.4.5 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

11.5.1 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

11.5.2 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者と

の間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

12.2.1 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

12.2.2 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

12.2.3 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2010年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17.2項および第8.18.2項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17.3項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2010年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17.4項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。

剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払いに適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1.12項、第6.2.7項および第6.3.9項参照）。

第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面は発行されない。

第5【その他】

(1) 届出目論見書の表紙に管理会社、販売会社および/またはその関係会社の名称およびロゴ、ファンドの愛称（アオザイ等）、その他ファンドに関連する写真および図案等、また裏表紙にロゴ、図案等を採用することがある。

(2) 交付目論見書の表紙には次の文章が記載される。

「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」

「ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、日本における販売会社にご請求頂ければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされています。」

「また、EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。」

「この交付目論見書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。」

「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべての投資者の皆様には帰属します。」

(3) 請求目論見書の表紙の裏面には次の文章が記載される。

「請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者のみなさまから請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者のみなさまがその旨の記録をしておくこととなっております。」

「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けませんが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべての投資者の皆様には帰属します。」

ピーケーエフ ケイマン

独立監査人の監査報告書

管理会社およびニュース フィナンサ トラストのシリーズ・トラストであるニュース
フィナンサ ベトナム バランス ファンドの受益者各位

私どもは、添付のニュース フィナンサ トラスト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストであるニュース フィナンサ ベトナム バランス ファンド（以下「ファンド」という。）の2009年12月31日現在の財政状態計算書ならびに2008年10月30日（運用開始）から2009年12月31日の期間に関する包括利益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明のための注記について監査を実施した。

財務書類に対する管理会社の責任

管理会社は、国際財務報告基準に準拠したこれらの財務書類の作成および公正表示について責任を有している。この責任は、重大な虚偽記載（不正または誤りによるかを問わない。）のない財務書類の作成および公正表示に関する内部統制の立案・導入および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況下で合理的な会計上の見積りの実施が含まれている。

監査人の責任

私どもの報告は、団体としての貴殿にのみ行われており、その他の目的を有しない。私どもは、本報告書の内容についてその他の者に対する責任を負い、または債務を承諾するものではない。

私どもの責任は私どもの監査に基づいてこれらの財務書類に関する意見を表明することである。私どもは国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準により、私どもは財務書類に重大な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、倫理上の要求に従い、監査を計画し、実施することを要求されている。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれている。選択される手続きは、監査人の判断に依拠するが、これには、不正または誤りによるかを問わない財務書類上の重大な虚偽記載のリスク評価が含まれる。これらのリスク評価にあたり、監査人は、ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではなく、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、財務書類のファンドの作成および公正表示に関する内部統制を考慮する。監査はまた、財務書類の全体的な表示の評価ばかりでなく、経営者が採用した会計方針の適切性および実施した会計上の見積りの合理性の評価も含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠は私どもの監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると考えている。

意見

私どもの意見では、ニュース フィナンサ トラストのシリーズ・トラストであるニュース フィナンサ ベトナム バランス ファンドの2009年12月31日現在の財政状態計算書および2008年10月30日（運用開始）から2009年12月31日までの期間の経営成績およびキャッシュ・フローについて国際財務報告基準に準拠して真実かつ公正な概観を与えている。

2010年4月21日

（署名）

ピーケーエフ（ケイマン）リミテッド

PKF Cayman

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Manager and Trust Units of New-S Finansa Vietnam Balanced Fund – A Series Trust of New-S Finansa Trust

We have audited the accompanying statement of financial position of New-S Finansa Vietnam Balanced Fund (the “Fund”) – a Series Trust of New-S Finansa Trust (the “Trust”) as of 31 December 2009 and the related statements of comprehensive income, changes in net assets and cash flows for the period 30 October 2008 (commencement of operations) to 31 December 2009, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the content of this report.

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of New-S Finansa Vietnam Balanced Fund- a Series Trust of New-S Finansa Trust as of 31 December 2009, and of its financial performance and its cash flows for the period 30 October 2008 (commencement of operations) to 31 December 2009 in accordance with International Financial Reporting Standards.

April 21, 2010

PKF (Cayman) Ltd.

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドの取締役会

私どもは、フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社の2009年12月31日現在の連結財政状態計算書ならびに同日に終了した事業年度に関する連結包括利益計算書、株主持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る添付の連結財務書類について監査を実施した。2008年12月31日に終了した事業年度における当社およびその子会社の連結財務書類は、比較のために本書に表示されており、当該連結財務書類は他の監査人により監査され、2009年2月23日付の監査報告書はこれらの財務書類について無限定意見が表明しているが、当社およびその子会社のそれらの関連当事者間取引として要約されうる特記事項を加えている。

本報告書は、会議体としての取締役会に対してのみ行われている。私どもの監査業務は、監査報告書中に記載すべき事項について取締役会に述べるように行っており、その他の目的を有しない。法律により許される最大限の範囲において、私どもの監査業務、本報告書または私どもが形成した意見について、私どもは当社および会議体の取締役会以外のいかなる者に対しても責任を承諾し、または負うものではない。

連結財務書類に対する経営者の責任

経営者は、国際財務報告基準に準拠した本連結財務書類の作成および公正な表示ならびに重大な虚偽記載（不正または誤りによるかどうかを問わない。）のない財務書類の作成を可能とするために必要と経営者が判断する内部統制について責任を有している。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づき本連結財務書類に関する意見を表明することである。私どもは国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、私どもが本財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得るように、倫理上の要求

に従うこと、ならびに監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれている。選択される手続きは、監査人の判断に依拠するが、これには、財務書類上の重大な虚偽記載（不正または誤りによるかどうかを問わない。）のリスク評価が含まれる。これらのリスク評価にあたり、監査人は、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、財務書類の当社の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮する（ただし、当社の内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。）。監査はまた、財務書類の全体的な表示の評価ばかりでなく、経営者が採用した会計方針の適切性および実施した会計上の見積りの合理性の評価も含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠は私どもの監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると考えている。

意見

私どもの意見では、連結財務書類は2009年12月31日現在のフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社の財政状態および同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について国際財務報告基準に準拠して適正に表示している。

上記財務書類についての本意見を限定するものではないが、私どもは連結財務書類の注記19において述べられている事項に留意する。当社およびその子会社はそれらの関連当事者と取引を行っており、当該取引の効果は当社、その子会社およびそれらの関連当事者間で合意された基準で連結財務書類において反映されていた。

（署名）

ベイカー・ティリー（ケイマン）リミテッド

2011年6月28日

ケイマン諸島 グランドケイマン

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

TO THE BOARD OF DIRECTORS

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD.

We have audited the accompanying consolidated financial statements of Finansa Fund Management Ltd. and its subsidiaries, which comprise the consolidated statements of financial position as at December 31, 2009, and the related consolidated statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information. The consolidated financial statements of the Company and its subsidiaries for the year ended December 31, 2008, presented herein for comparison, were audited by another auditor whose audit report thereon dated February 23, 2009 expressed an unqualified opinion on those statements with an emphasis paragraph which can be summarized as the transactions the Company and its subsidiaries having with their related parties.

This report is made solely to the Director, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Directors those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Directors, as a body, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Management's Responsibility for the Consolidated Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these consolidated financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the Company's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Finansa Fund Management Ltd. and its subsidiaries as at 31 December 2009, and their financial performance and their cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

Without qualifying our opinion, we draw attention to the matter discussed in Note 19 to the consolidated financial statements. The Company and its subsidiaries had transactions with their related parties, the effects of which were reflected in the consolidated financial statements on the basis agreed among the Company, its subsidiaries and their related parties.

Baker Tilly (Cayman) Ltd.

June 28, 2011

Grand Cayman, Cayman Islands

独立監査人の監査報告書

管理会社およびニュース フィナンサ トラストのシリーズ・トラストであるニュース
フィナンサ ベトナム バランス ファンドの受益者各位

私どもは、ニュース フィナンサ トラスト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・ト
ラストであるニュース フィナンサ ベトナム バランス ファンド（以下「ファンド」と
いう。）の2010年12月31日現在の財政状態計算書ならびに同日に終了した事業年度に関
する包括利益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要
な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る添付の財務書類について監査を実施
した。

本報告書は、団体としての管理会社に対してのみ行われている。私どもの監査業務は、監
査報告書中に記載すべき事項について管理会社に述べることができように行っており、
その他の目的を有しない。法律により許される最大限の範囲において、私どもの監査業
務、本報告書または私どもが形成した意見について、私どもはファンドおよび団体として
の管理会社以外のいかなる者に対しても責任を承諾し、または負うものではない。

財務書類に対する管理会社の責任

管理会社は、国際財務報告基準に準拠したこれらの財務書類の作成および公正な表示な
らびに重大な虚偽記載（不正または誤りによるかどうかを問わない。）のない財務書類
の作成を可能とするために必要と経営者が判断する内部統制について責任を有してい
る。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づき本財務書類に関する意見を表明することである。
私どもは国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、私どもが財務書類に重大
な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るように、倫理上の要求に従う
こと、ならびに監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれている。選択される手続きは、監査人の判断に依拠するが、これには、財務書類上の重大な虚偽記載（不正または誤りによるかどうかを問わない。）のリスク評価が含まれる。これらのリスク評価にあたり、監査人は、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、財務書類のファンドの作成および公正な表示に関する内部統制を考慮する（ただし、ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。）。監査はまた、財務書類の全体的な表示の評価ばかりでなく、経営者が採用した会計方針の適切性および実施した会計上の見積りの合理性の評価も含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠は私どもの監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると考えている。

意見

私どもの意見では、財務書類は2010年12月31日現在のニュース フィナンサ トラストのシリーズ・トラストであるニュース フィナンサ ベトナム バランス ファンドの財政状態および同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について国際財務報告基準に準拠して適正に表示している。

2011年4月20日

（署名）

ベイカー・ティリー（ケイマン）リミテッド

ケイマン諸島 グランドケイマン

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Manager and Trust Units of New-S Finansa Vietnam Balanced Fund – A Series Trust of New-S Finansa Trust

We have audited the accompanying financial statements of New-S Finansa Vietnam Balanced Fund (the “Fund”) – a Series Trust of New-S Finansa Trust (the “Trust”), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2010, and the related statements of comprehensive income, changes in net assets and cash flows for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Manager, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Manager those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Manager, as a body, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's

judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of New-S Finansa Vietnam Balanced Fund- a Series Trust of New-S Finansa Trust as at 31 December 2010, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

April 20, 2011

Baker Tilly (Cayman) Ltd.

Grand Cayman, Cayman Islands

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドの取締役会

私どもは、フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社の2010年12月31日現在の連結財政状態計算書ならびに同日に終了した事業年度に関する連結包括利益計算書、株主持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る添付の連結財務書類について監査を実施した。

本報告書は、会議団としての取締役会に対してのみ行われている。私どもの監査業務は、監査報告書中に記載すべき事項について取締役会に述べることができるように行っており、その他の目的を有しない。法律により許される最大限の範囲において、私どもの監査業務、本報告書または私どもが形成した意見について、私どもは当社および会議体としての取締役会以外のいかなる者に対しても責任を承諾し、または負うものではない。

連結財務書類に対する経営者の責任

経営者は、国際財務報告基準に準拠した本連結財務書類の作成および公正な表示ならびに重大な虚偽記載（不正または誤りによるかをどうか問わない。）のない財務書類の作成を可能とするために必要と経営者が判断する内部統制について責任を有している。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づき本連結財務書類に関する意見を表明することである。私どもは国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、私どもが本財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得るように、倫理上の要求に従うこと、ならびに監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれている。選択される手続きは、監査人の判断に依拠するが、これには、財務書類

上の重大な虚偽記載（不正または誤りによるかどうかを問わない。）のリスク評価が含まれる。これらのリスク評価にあたり、監査人は、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、財務書類の当社の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮する（ただし、当社の内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。）。監査はまた、財務書類の全体的な表示の評価ばかりでなく、経営者が採用した会計方針の適切性および実施した会計上の見積りの合理性の評価も含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠は私どもの監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると考えている。

意見

私どもの意見では、連結財務書類は2010年12月31日現在のフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドおよびその子会社の財政状態および同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について国際財務報告基準に準拠して適正に表示している。

上記財務書類についての本意見を限定するものではないが、私どもは連結財務書類の注記17において述べられている事項に留意する。当社およびその子会社はそれらの関連当事者との取引を行っており、当該取引の効果は当社、その子会社およびそれらの関連当事者間で合意された基準で連結財務書類において反映されていた。

（署名）

ベイカー・ティリー（ケイマン）リミテッド

2011年6月28日

ケイマン諸島 グランドケイマン

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

TO THE BOARD OF DIRECTORS

FINANSA FUND MANAGEMENT LTD.

We have audited the accompanying consolidated financial statements of Finansa Fund Management Ltd. and its subsidiaries, which comprise the consolidated statements of financial position as at December 31, 2010, and the related consolidated statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Director, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Directors those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Directors, as a body, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Management's Responsibility for the Consolidated Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these consolidated financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the Company's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Finansa Fund Management Ltd. and its subsidiaries as at 31 December 2010, and their financial performance and their cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

Without qualifying our opinion, we draw attention to the matter discussed in Note 17 to the consolidated financial statements. The Company and its subsidiaries had transactions with their related parties, the effects of which were reflected in the consolidated financial statements on the basis agreed among the Company, its subsidiaries and their related parties.

Baker Tilly (Cayman) Ltd.

June 28, 2011

Grand Cayman, Cayman Islands